

公募研究シリーズ

⑬

ポスト福祉国家の時代に おける共生社会の可能性 とベーシック・インカム論

飯田 文雄

神戸大学大学院
法学研究科教授

全労済協会

発刊にあたって

日本経済においては、「いつまでも右肩上がりの成長が続く」という神話の終焉と同時に、勤労者を取り巻く環境は年々厳しくなっています。雇用環境の悪化による所得格差の拡大と所得の伸び悩みなどに加え、経済成長とともに人と人の繋がり一助け合う絆が弱まり、ついには社会の中で自分の居場所・役割が見つけれられないといった閉塞感が日本社会に漂っています。

そのようななか当協会では2008年度公募委託調査研究テーマを「希望のもてる社会づくり～参加と共生をつうじて～」として、研究募集を行いました。

本報告誌は、多数の応募のなかから採用させていただいた、神戸大学大学院法学研究科教授飯田文雄氏の「ポスト福祉国家の時代における共生社会の可能性とベーシック・インカム論」の研究成果です。

ベーシック・インカム論は、「すべての人に無条件に一定の所得を保証する」という一見夢のようななどこの国でも実施されていない政策論でありながら、主に欧米社会で現在注目を集めています。日本においても戦後形成された社会保障の枠組に納まりきれない人々が表面化した近年机上にのぼるようになりました。

本研究は、経済的平等の確保の構想が注目を集めるベーシック・インカム論について、その形成の歴史やその他の所得保障論との比較、財源の調達方法やその特質の類型を試みるなど、多面的に現代型ベーシック・インカム論の考察を行っています。また、ベーシック・インカムの平等性は、今後の共生社会に重要な「自由と平等」に通じるとの視点からの論考も述べられています。

ところで、ベーシック・インカム論に大きな影響を与えている出来事の一つが、本報告誌でも一部触れられている、イギリス救貧法の永い歴史の中におけるスピーナムランド制(1795年～1834年)です。この制度は、貧困者・失業者に加え、一定の賃金水準以下で働いている者にも、救貧税を原資に不足額を給付金として補助する救貧行政を実践しました。しかし、「生存権」を保証しようとしたこの試みは、市場経済の勃興との矛盾、当時の時代の制約と人々の意識の変化のもとで、無残な失敗に終わりました。

折しも、市場社会の形成という観点からスピーナムランド制の失敗などを描いたカール・ポラニーの『大転換』の新訳版が、ジョセフ・E・スティグリッツの「序文」なども加えて2009年7月に出版され反響を呼ぶなど、この数年、貧困が社会問題であるとの認識が急速に広まる中で、この研究は進められました。

そのような今日的意義を持つ研究の成果として、本報告誌が、貧困や失業、社会保障や福祉など、社会政策を研究し、または実践する方々の一助となれば幸いです。

「公募委託調査研究」は、勤労者の福祉・生活に関する調査研究活動の一環として、当協会が2005年度から実施している事業です。勤労者を取り巻く環境の変化に応じて毎年募集テーマを設定し、幅広い研究者による多様な視点から調査研究を公募・実施することを通じて、広く相互扶助思想の普及を図り、もって勤労者の福祉向上に寄与することを目的としています。

当協会では研究成果を「公募研究シリーズ」として順次公表しています。

序 論	1
第1章 現代型ベーシック・インカム論の理念とその特質	3
第1節 いま何故ベーシック・インカムなのか	3
第2節 現代型ベーシック・インカムの基本原理	5
第3節 ベーシック・インカム論の新規性：既存政策との比較	12
第2章 ベーシック・インカム論形成の歴史的背景	16
第1節 18世紀	16
第2節 19世紀	18
第3節 20世紀前半	20
第4節 20世紀後半	22
① 政策論	22
② 理論	24
第3章 ベーシック・インカム論の制度構想	30
第1節 ベーシック・インカム論の制度的多様性	30
第2節 給付方法	31
① ステイクホルダー・グラント	31
② 負の所得税	34
第3節 財源	37
① ヴェルナーの消費税案	38
② トービン税	40
③ 日本型ベーシック・インカム論の構想	43
第4章 ベーシック・インカム論の道徳的・哲学的正当化	46
第1節 ベーシック・インカム論の道徳的・哲学的価値	46
第2節 現代平等論の問題構成	50
第3節 ベーシック・インカム論と現代平等論の接続関係	54
第5章 ベーシック・インカム論と共生社会論	60
第1節 問題の所在	60
第2節 フェミニズムとベーシック・インカム論	61
① 積極的効果説	61
② 複合効果説	63
第3節 多文化主義とベーシック・インカム論	67
① アッカーマンの限定付与論	67
② パライスの言語多元性論	68
第4節 労働運動とベーシック・インカム論	72
結びに替えて：ベーシック・インカム論と共生社会論の将来	76
参考文献	78

序 論

本報告書の目的は、近年経済的・政治的格差の拡大と共に、主として欧米社会において一定の経済的平等の確保構想として高い注目を集めつつある、いわゆるベーシック・インカム論の内容について、特に共生社会論との関係から多角的・総合的な分析を試みることにある。

このような目的に照らして、本報告書では、以下のような構成によって議論をすすめることにより、ベーシック・インカム論と共生社会論とのあいだの関係について、多面的かつ総合的な考察を行いたい。まず、本報告書の前半部分では、ベーシック・インカム論それ自体が、今日なお世界のいずれの国家においても現実の政策として実現されておらず、その理念や運動それ自体に関してなお未解明の部分が多いことを勘案し、ベーシック・インカム論そのものの形成過程に関して多角的な考察を行う。

そのため第1章では、本報告書における考察の主要な対象を明確化するために、本報告書で取り扱う現代型のベーシック・インカム論、すなわち、1970年代以降登場したベーシック・インカム論の基本構造について、いくつかの視角から検討を行う。すなわち、ここでは、現代型ベーシック・インカム論の基本構造を、それと類似の様々な政策、とりわけ現代社会に見られる多様な所得補償政策との対比をも踏まえながら、一定程度概観することを目指す。

第2章では、こうした現代型ベーシック・インカム論を、それが台頭する前の先駆的議論となる、様々な思想史・歴史上の所得保障論の流れと比較することにより、ベーシック・インカム論の形成過程に関する歴史的流れや、それらと比較した場合の現代型ベーシック・インカム論の特徴に関して考察を行う。

以上のような、本報告書前半での議論を踏まえて、後半では、こうした現代型ベーシック・インカム論がどのような論争を巻き起こし、今後の共生社会構築に際していかなる示唆を与え得るかを検討する。

第3章では、現代型ベーシック・インカム論そのものの多様性、とりわけその制度的な側面の多様性や、各議論の特質について、いくつかの側面や対立軸に着目しながらから一定の類型化を試みたい。そのため、本報告書では、ベーシック・インカムの給付方法、その財源調達手段という具体的制度構想について、様々な実例を検討し、ベーシック・インカム論の制度的な側面での多様な可能性を明らかにしたい。

第4章では、現代ベーシック・インカム論を取り巻く様々な賛成論・反対論のうち、最も重要なものとして、ベーシック・インカム論の道徳的な正当化可能性を巡る様々な論争を類型化して分析する。そして、ここでは特に、現代平等論の発展の中で形成されてきた中心的な命題と、ベーシック・インカム論の立場を比較することにより、今日のベーシック・インカム論が、極めて抽象的な哲学的・イデオロギー的なレベルで、どのような特質を持っているかを明らかにする。

第5章では、現代ベーシック・インカム論が、共生社会論で問題となる様々な弱者集団との間にどのような関係を切り結び、それらからどのように評価され得るかにに関して、多角的な検討を行う。具体的には、ベーシック・インカム論の議論が、女性・外国人・労働者とい

■ 序 論

う人間類型といかなる関係を有しているかを考察することによって、ベーシック・インカム論が共生社会建設に際してどのような役割を果たすかを明らかにしたい。

本報告書の各論的な議論の意図や特色は、本報告書の具体的な該当部分をご参照いただきたいが、本報告書の全体的な特色としては、ベーシック・インカム論に対して比較的中立的な方向から分析を行った点が挙げられる。すなわち、ベーシック・インカム論に関する内外の先行研究は、ベーシック・インカム論に対して極めて好意的な議論を基礎にして、その正当性を擁護する研究が圧倒的多数であった。これに対し、本研究は、ベーシック・インカム論に対してより中立的な立場をとる、最新の研究成果に着目することにより、ベーシック・インカム論と共通の問題意識を共有しつつ、それに対する批判的見解にも十分留意しながらより中立的な視点からそれを評価することを目指した。こうした批判的見解に留意することは、一見ベーシック・インカム論に対して否定的な効果を及ぼすように見えながら、結局はベーシック・インカム論そのものの発展や、それと問題意識を共有する現代平等論全体の真の発展に貢献し得るとというのが、本報告書の確信である。

本報告書の作成過程では、多くの方から特別のご配慮をいただいた。ここでは特に、初対面にも拘わらず、ご多忙の中筆者の極めて初歩的な質問に直接お答えをいただいた、Philippe Van Parijis、Robert van der Veen、Yannick Vanderborght の各教授に心より御礼を申し上げます。また、筆者の畏友 Adam Swift 教授には、現代平等論の第一人者、故 Gerald Cohen 教授のオクスフォード退官記念シンポジウム出席（2009年1月）に際して、格別のご高配をいただいた。その後 Cohen 教授は同年8月急逝されたが、教授のご冥福を心よりお祈り申し上げますと同時に、Swift 教授には、現代平等論・ベーシック・インカム論研究の到達点を示すこのシンポジウムに参加させていただいたことに関して、心より御礼を申し上げます。

2010年9月28日

飯 田 文 雄

第1章 現代型ベーシック・インカム論の理念とその特質

第1節 いま何故ベーシック・インカムなのか

既に簡単に述べたように、本稿において主たる考察対象となるのは、1970年代以降から提唱され始め、とりわけ1990年代末葉以降、極めて活発な賛否両論の論争が展開されつつある、いわば現代型のベーシック・インカム論である。この現代型ベーシック・インカム論は、万人に対して無条件に最低限の所得を保障することを提唱する諸政策を意味しており、この議論をめぐる論争が活発化した理由や経緯を探ることは、本稿全体を通じて達成されるべき課題であることは言うまでもない。だが、ここではさしあたりまず議論の出発点として、今日のベーシック・インカム論の隆盛の背景を成す、社会福祉や社会保障をめぐる1970年代以降における長期的・構造的な言説戦略の変化を確認しておこう。

周知のように、1970年代前半におけるオイルショックの発生と、それ以降の高度成長の終焉とは、世界内のさまざまな国家において、社会保障や福祉をめぐる多様な政治的諸勢力の言説戦略の大きな転換を帰結することとなった。つまり、1970年代以降、それまでの持続的な高度成長と、それを前提とした福祉国家的再配分政策という手法の自明性が問い直される中で、各国の多様な政治的諸勢力は、福祉や財政等に関する新しいビジョンや理念、言説戦略を再構築する必要性に迫られた。たとえば、こうした経済環境の変化を前提とした、福祉国家をめぐる言説戦略の変化の必要性に関するもっとも初期的な言及は、周知のように、ジェイムズ・オコンナーの『現代国家の財政危機』（O'Connor 1973）の中に見出される。さらに、こうした言説戦略の見直しへの流れを決定づけたのは、有名なJ. ハバーマスの『晩期資本主義における正統化の諸問題』（Habermas 1973）に他ならず、そこでは、かかる福祉国家戦略の見直しが不可避的なものであることが明示的に語られるに至った。

このような福祉に関する言説戦略の見直しという時代思潮の中で、政治的な右派勢力の側では、古典的な市場中心的自由主義の復権というシナリオが呈示され、それが一定の成功を収めることとなった。すなわち、周知のように、この戦略は、アカデミックな世界で一定の信奉者を獲得しただけではなく、現実の政治実践の世界でも、レーガン・サッチャー・中曽根各政権などに代表される、新自由主義的な政権の誕生という現象を生み出すこととなった。

これに対し、中道・左派的な勢力の中では、こうした新自由主義の成功という事態を承けて、それとの対抗関係で自己を再規定する作業が進行した。具体的には、通例中道・左派的勢力が依拠する政治的価値として、平等価値が挙げられるが、この時期以降、平等価値のみを一方的に信奉する議論は圧倒的に減少する。そして、むしろ、この価値とは緊張関係にあると伝統的に考えられてきた、「自由」価値と「平等」価値との両立を目指すことが、中道・左派勢力の共通の課題と認識されるに至った。

たとえば、20世紀政治哲学最大の著書とされる、ジョン・ロールズの『正義論』（1971）や、ロナルド・ドゥオーキンらの一連の著作は（Rawls 1971；Dworkin 1977）、中道的な立場か

■ 第1章 現代型ベーシック・インカム論の理念とその特質

らこうした「自由」と「平等」の緊張関係に一定の光を与えるものであり、広く学界や実務界に影響を与えるに至った。彼らは、人間が自らの生のあり方を自由に追求し、必要に応じてそれを改変する自由を認めつつ、そうした社会的な活動の結果、人びとの間に極端な格差が発生した場合、それを公共政策によって是正することを要求したのであり、平等主義的リベラリズムの名で総括されることとなった。

これに対し、政治的イデオロギー軸の中で左派のグループは、より近年まで新たな理論的方向性を未確定のまま残す状態が続いていた。つまり、そこにおいては、伝統的な平等化論としてのマルクス主義の影響力が決定的に低下する反面、新たな政治的・経済的理論枠組みの再構築には必ずしも成果がみられず、むしろマルクス主義の主要関心は一時期、いわゆるカルチュラル・スタディーズなどの文化的矛盾の指摘の方向に向かった。その中で、平等価値や自由価値の意義や関係を新たな視角から定式化する代替的理論として、ベーシック・インカム論が提起されるに至ったのである。

以上のような現代型ベーシック・インカム論形成の経緯を踏まえるならば、本報告書の課題である、ベーシック・インカム論と共生社会論との関係が、なぜ今日最新の問題とならざるを得ないかに関して、以下の二つの理由を挙げることが可能である。第一の理由は、ベーシック・インカム論それ自体が、理論的な純粹さや過激さを持つ反面、必ずしも容易な理解を許さない複雑さを備えており、今日いわゆる格差社会論の進展等とともに、次第に高い関心を集めつつある、という点である。というのも、後に本報告書で詳しく検討するように、ベーシック・インカム論は、労働とは無条件に所得を保障するというアイデアが持つ論争提起的な性格の故に、今日なお世界内のどの国家においても、政府や地方自治体の正式な政策の中に採用されたことはない。そのために、ベーシック・インカムに関する従来の議論は、それに伴う具体的な制度や政策のイメージを欠いた、過度に抽象的で難解な理念論争に終始してきた側面も強い。しかしながら、ベーシック・インカム論は、こうしたいわば反事實的・仮想的な性格の故に、自由や平等という諸価値の意義を、逆に最も純粹に定式化している側面があり、だからこそ格差社会の進展等とともに、今日それに対する関心は日増しに高まっている。このように、ベーシック・インカム論を巡る考察は、共生社会論という本報告書の関心を仮に離れたとしても、それ自体として、今日最新の研究課題の一つだといえるのである。

第二に、ベーシック・インカム論と共生社会論という問題の考察が重要な課題となる背景には、共生社会論の側に固有の事情もまた存在する。それは、今日共生社会論の側における最も重要な課題が、その全体的なあり方を包括的に把握する理論の構築に存している、という事実である。すなわち、共生社会論は主として1990年代の後半から、世界の各国において、現代政治の最も重要な課題として台頭してきたが、そこにおいては今日なお、様々な政治的弱者や少数派集団の権利主張に対し、理論的・体系的な考察を欠いた、極めて場当たりの印象論的な対応が試みられる傾向性が支配している。だがしかし、後述するように、こうした政治的弱者相互の権利主張は、必ずしも同一の方向性を有しているわけではなく、たとえば、少数派文化が女性差別的な規範や慣習を内在していることに対して批判が高まりつつあるように、少数派・弱者相互の利害対立・権利調整が緊急の課題となりつつある。このように、共生社会論の全体を支える理論的支柱が問題化する場合、そこにおける鍵概念を成して

いるのが、自由と平等という二つの概念に他ならない。というのも、共生社会の実現のためには、多様な政治的少数派、さらには彼らと対峙する多数派に対して、一定程度の自由な活動を保証しつつ、少数派相互、あるいは少数派と多数派との間に、一定の平等を達成することが課題となるからである。

このように、共生社会論に不可欠な課題を、自由と平等の関係の再検討と理解する限り、ベーシック・インカム論と共生社会論の関係を今日検討することが不可欠な理由は、極めて自明のものとなってくる。なぜならば、ベーシック・インカム論の最も中心的な課題は、共生社会論のまさに中心的な課題である、平等という政治的な価値に他ならない。しかしながら、それに加えて、近年台頭しつつある現代型のベーシック・インカム論は、こうした平等化の方向性を考察する課程で、共生社会論のもう一つの重要課題である、自由という政治的価値についても、極めて独創的な洞察を多数含んでいる。そのために、新自由主義やリベラルな平等論等、異なった立場に立つ論者も、ベーシック・インカム論の自由・平等理解を無視することは今日不可能な状況となっている。それ故に、今日共生社会論に対して一定の理論的基礎付けを与えようと指向するならば、ベーシック・インカム論に関して一定の理解を得ることは、不可欠の作業と言わざるを得ないのである。

第2節 現代型ベーシック・インカムの基本原則

それでは、現代型ベーシック・インカム論は、こうした議論の複雑さや難解さを伴っているにも拘わらず、どのような共通の理念や関心を共有し、どのような特色を持った議論なのだろうか。以下では、本報告書全体における議論の手がかりを得るために、これまでのさまざまな先行研究の成果を参照しながら、現代型のベーシック・インカム論が最大公約数的に共有する概念規定や基本的理念、さらにはそれ以外の多様な社会政策・再配分政策との差異等の論点に関して、まず概観的見通しを得ることを目指したい。すなわち、具体的には、本節ではまず、さまざまなベーシック・インカム論の構想に共通する最大公約数的な概念定義を提示し、その特色を概観する。その上で、次節においては、この定義を、既存のさまざまな社会政策・再配分政策等と比較し、この定義がそれら先行の諸政策に対するいかなる批判から生まれたものであるかを明らかにするとともに、ベーシック・インカム論の特色をより明確に理解することを目指す。

そこでまず本節では、現代型ベーシック・インカムの最大公約数的な基本原則を析出していこう。その際まず問題とならざるを得ないのは、現代型ベーシック・インカムの議論に共通する、最大公約数的な概念規定として、どの論者の議論を参照すべきかであるが、以下では、こうした関心に応えるために、現代型ベーシック・インカム論を代表する世界的権威である、フィリップ・パライス Philippe Van Parijs (1951- ベルギー、ルーバン・カトリック大学)の手際よい整理を基にその特色を概観していこう (Parijs 2006)。パライスは、近年のベーシック・インカム論流行への端緒を作った、セプテンバー・グループのメンバーの一人として知られ、その後、ベーシック・インカム論が現実的な政策の選択肢として広く議論される端緒を作った著書、『全ての人に真の自由を：何が資本主義を正当化出来るのか』

■ 第1章 現代型ベーシック・インカム論の理念とその特質

(Parijs 1995) などで知られる、現代ベーシック・インカム論研究の第一人者である。また彼は、1986年に、ベーシック・インカム論を現実の政策過程に応用することを目指す研究者・実務家・運動家の団体として欧州内部に活動範囲を限定して創設された、「ベーシック・インカム欧州ネットワーク」(Basic Income European Network)に参加し、その後2004年に、この団体が世界大に拡大された、「ベーシック・インカム地球ネットワーク」(Basic Income Earth Network)の代表をもつとめるなど、現代ベーシック・インカム論の具体化に向けた組織・運動の上での中心人物としても知られている。

パライスによれば、現代型ベーシック・インカム論は、その名称だけを見る限り、極めて多様な名称で呼ばれており、それらに共通する総称と考えることが妥当である。そうした具体的呼称のうち最も代表的なものは、ベーシック・インカム (basic income) であるが、それ以外にも国家配当 (state bonus)、市民所得 (citizen's income) などの名称が比較的多く用いられている (Parijs 2006, 3)。

その上で、パライス自身は、この概念に対して、以下のような定義を与えている。

ベーシック・インカムとは、政治的共同体によって、そのメンバー全員に対して、個人単位で与えられる収入であり、資力調査や就労要件を伴わないものである (Ibid., 4)。

そして、パライスは、この定義の特色を、以下の数点に渡って敷衍している。

A) 定期的に与えられる現金所得

1) ベーシック・インカム論が有する第一の特色は、それが、定期的に現金で与えられる所得である、という点である。

まず、現金という点に関していえば、歴史的に見れば、これまでにしばしば提唱されてきた所得補償政策として、使用出来る用途を何らかに限定した補償制度が存在した。たとえば食料スタンプや家賃補助などがその典型である。これらの制度は、使用用途が限定されているだけでなく、使用期間も現時点での消費を主な念頭に置いている。

しかしながら、パライスによれば、ベーシック・インカム論が想定するのは、そうした使用用途や使用期限の点で限定が加えられていない、現金による給付である。しかも、パライスの想定によれば、ベーシック・インカムは、既に存在する目的限定的な給付、たとえば無料の教育や基本的な医療保険などを代替するものとして提起されるのではなく、それに上乗せして提供される給付である、という点にも特徴を有している (Ibid., 4)。

2) 第二に、ベーシック・インカム論が有する特色として、それが、定期的な間隔で給付されるものである、という特色も重要である。

パライスによれば、こうした定期的な間隔を有した給付ではなく、たとえば成人に達した時など、人生の中において一度限りで行われる給付を構想することは、これまでも歴史上幾度か試みられてきた。たとえば、古くは、ベーシック・インカム論の起源を成すとされる、トマス・ペインの所得補償構想は、より詳細にその内容を観察すれば、この一度限りの給付の形式をとっていた。あるいは、より最近の有力な議論としても、後に見る、ブルース・ア

ッカーマンとアン・アルストットが提唱するステイクホルダー・グラントは、こうした一時限りの給付という形式をとっている。

これに対して、パライス自身は、後に見るように、こうした一括給付方式のグラントと自らのベーシック・インカム論の間には、さまざまな側面において大きな差異があるものの、同時にまた、その差異をあまりに過大視することも適切ではない、と注意を喚起する。というのも、一方において、一度限りの給付を与えられた場合、それを一度に浪費してしまう危険が常に存在するが、一度限りの給付システムと同時に適切な年金制度を創設すれば、結果としてベーシック・インカム論に近い、定期的で長期にわたった所得の確保が可能になる可能性も高い。他方、ベーシック・インカムの定期的な給付システムの下でも、ステイクホルダー・グラントと同様の効果を持つ制度的工夫は可能である。つまり、ステイクホルダー・グラントがその利点として挙げる、自分の人生を長期的に見ればより有意義なものにしてくれることは確かだが一時的に高額な支払いが伴う、教育などに対する投資を行う場合も、適切なローンを創設すれば、ベーシック・インカム論の立場からも十分に対処することが可能だと考えられるからである。

ただし、パライスによれば、こうしたベーシック・インカム論とステイクホルダー・グラントの差異を架橋しようとする試みは、当然のことながら、両者が本来持っている利点を大きくそぐことにもなりかねない。そのため、こうした試みに対しては、ベーシック・インカム論、ステイクホルダー・グラント論双方の主張者から、それを抜け道的行為として禁止することが提唱される場合が多い (Ibid., 4)。

B) 政治的共同体による支払い

1) パライスが次に挙げるベーシック・インカム論の特色は、それが政治的共同体によって支払われる、という点である (Ibid., 5-6)。

パライスによれば、ここでまず注釈が必要になるのが、ここでいう共同体という概念の意味である。すなわち、ここでいう共同体とは、必ずしも国民国家を意味するものではなく、一方で、国民国家よりも大きな政治的共同体が支払うベーシック・インカム論も構想することが可能であるが、他方、国民国家よりも小さな政治的共同体単位でベーシック・インカム論を構想することもまた不可能ではない。

たとえば、国民国家よりも大きな単位でベーシック・インカム論を構想する試みとしては、パライス自身がEUを単位としてそれを構想した事例や、国連を単位とした構想などが知られている。他方、国民国家よりも小さな単位で構想されたベーシック・インカム論としては、アメリカのアラスカ州で、石油資源から得られる利益を市民に還元するためにベーシック・インカム論が構想された事例などが存在する。

2) 更にパライスによれば、ベーシック・インカム論は、こうした共同体単位での支払であることから、その財源に関しても、さまざまな構想が試みられてきた (Ibid., 6)。

そのうちまず最も多いのが、特定の税を財源としてベーシック・インカム論を提起するものである。たとえば、固定資産税や付加価値税を用いたものなど、さまざまな構想がある。

■ 第1章 現代型ベーシック・インカム論の理念とその特質

また、こうした構想の多くは、資源の社会的再配分を意図したものであることが多く、たとえば、投機的な資本移動に対して課税するトービン税という税を用いたベーシック・インカム論が構想されたことがあるが、これはこうした再配分を意図した税を財源とするベーシック・インカム論の典型例である。

他方、税以外に考えられる財源としては、共同体によって共有されている共有資産から得られる収益をこれに当てるものがある。たとえば、先述した、アメリカのアラスカ州で石油資源から得られる利益を市民に還元するためにベーシック・インカム論が構想された例は、こうした共有資産を財源としたベーシック・インカム論の典型例である。あるいは、ノーベル経済学賞を受賞したジェームス・ミードは、政府が生産手段を公有化して、そこから得られる利益を用いて配分を行うことを主張し、これを社会配当と名付けたが、この構想も、こうした共有資産を財源とするベーシック・インカム論の一例に他ならない (Meade 1995)。

C) メンバー全員に対する

1) ベーシック・インカム論が持つ第三の特色は、それが政治的共同体のメンバー全員に対して与えられるという点である (Ibid., 6-7)。

この点で問題となるのは、まず、ベーシック・インカム論の支給対象となるメンバーをどのように定義するのかという問題である。パライスによれば、この点で特に「市民所得 (citizen's income)」という名称を使用する人々は、その支給対象を、法的な意味での市民権を持つ人、という形で狭く限定する傾向がある。しかしながら、本来ベーシック・インカム論が、社会からの排除を阻止するための政策として提起されたという事情を反映して、こうした狭義の定義を採用する論者は実際には多くない。むしろ、最低限の期間の居住要件を満たすことや、税の支払いを行っていること等を条件として、その支給対象を拡大し、それをすべての合法的な滞在権や居住権を持つ人に拡大することが一般的である。

2) パライスによれば、更にこうした支給対象の問題としては、いくつかの具体的なカテゴリーに属する人々の扱いが問題となりうる。

その一つは、子供の取り扱いである。たとえば、一つの考え方としては、ベーシック・インカムは支給対象を成人に限定し、子供に対しては、それとは支給額等が異なる、普遍的で資産調査を伴わない給付として、子供手当を支給するという考え方が成り立ちうる。しかし、これに対して、ベーシック・インカムを、生まれてから死に至るまでの完全な生活保障を意図したものだとして理解する考え方に立てば、むしろ子供手当を廃止してベーシック・インカムに一本化すべきだとの考え方も成立しうる。

同様に問題となりうるのが、老人の扱いである。老人の場合にも、ベーシック・インカムの支給対象から除外した上で、むしろそれまでの社会的貢献に報いるために、ベーシック・インカム以上に手厚い年金を資産調査なしに支給するというのが一つの考え方である。だが他方、そうした資産調査なしの年金はむしろベーシック・インカムの一部と見なして、統括的な運営を行うという考え方も成り立ちうる。

最後に、ベーシック・インカムの支給対象とならない人々も一部存在する。たとえば、犯

罪を犯して収監中の人は、その生活にかかる費用の一切を公的にまかなわれているため、ベーシック・インカムの支給を受けられない。同様に、精神病院や老人介護施設等に生活の場が隔離され、そこでの生活費用がすべて公的経費によってカバーされている人々の場合にも、ベーシック・インカムの支給対象から除外される。

D) 個人単位

ベーシック・インカム論の次の特色は、それが個人単位で支給されるという点である (Ibid., 8)。

この特色は、特に既存の所得保障政策との対比で重要な特色である。というのも、これまでに現実に提起された所得保障政策は、たとえば二人以上の成人から構成される世帯のメンバーに対してよりも、一人だけで構成される世帯のメンバーに対してのほうに、一人当たりで見てもより手厚い保障を与えるなど、その人が属する世帯の特色などを考慮したものが一般的であった。これに対し、ベーシック・インカム論は、あくまでも個人単位に一律の支給を保障することにより、たとえば人々が結婚をするか否か等、その家族構成に関する選択に対して国家が過度に介入することを防ぎ、人々の自由の増進に貢献する特色があるという。

E) 資産調査なしで

次にベーシック・インカム論の特徴としてあげられるのが、それが資産調査を伴わない点である (Ibid., 8-9)。パライスによれば、これは生活保護等の既存の所得保障システムとの大きな差異であり、たとえば、生活保護であれば、保障給付単位となる家計単位で事前に一定の最低限所得額が決定され、それに対して自力で確保できる収入が調査されて、その差額が給付される。これに対し、ベーシック・インカムでは、こうした資産調査が一切無く給付が行われる点に特色があり、そこでは、たとえば親戚から補助が受けられたり、市場経済とは異なる非公式な経済活動からの収入がある場合でも、一切給付には制限がつけられない。

ただし、パライス自身は、こうした給付のための資産調査が廃止されるということは、あらゆる所得階層の市民について、たとえば税引き後の所得額の一方的な増加を必ずしも意味するものではないことには留意が必要である、と指摘する (Ibid., 9)。というのも、ベーシック・インカム導入後の社会では、ベーシック・インカムの財源確保のために、税額が高額になる可能性も否定できないからである。

1) パライスは、こうしたベーシック・インカム論の特色から生じ得る更なる論点の第一として、それが万人に給付されることから、裕福な者を例外なく自動的に、より裕福にしてしまうのではないかとの疑念の存在を指摘している。というのも、資産調査なしの給付を行えば、既存の給付システムでは給付対象から除外される、相対的に高額の所得を有する富裕層も給付対象となるからである。

しかし、パライスによれば、これは一面的な疑問であり、特に給付財源確保のための税負担を考慮することが不可欠となってくる。この税負担の側面で見れば、大多数のベーシック・

■ 第1章 現代型ベーシック・インカム論の理念とその特質

インカム論の構想では、より高額所得者により高額負担を求めるシステムを伴っている。それ故に、ベーシック・インカム論の導入が富裕層をより富裕化させるとの懸念は妥当せず、むしろ富裕層が収入を減少させる可能性も十分に存在する。

2) 他方、パライスによれば、こうした疑問とは逆に、ベーシック・インカム論は、必ずしも貧困層の状況の改善につながらないのではないかと疑問も提起することが可能である。すなわち、ベーシック・インカム構想が実現しても、それを安定化させるためには、その給付額を、既存の資産調査付きの給付システムと比して飛躍的に上昇させられない限り、それは貧困層の状況を必ずしも改善しないかもしれないからである (Ibid., 10)。

しかし、パライスは、こうした懐疑論に対して、ベーシック・インカム論は、それが資産調査を伴わないことから、明らかにいくつかの点で貧困層に有利なものになると主張する。第一に、ベーシック・インカムは、資産調査を伴わないことから、全市民に受給資格があることが明確であるため、貧困層が自らの受給資格の有無を問い合わせる必要が生じない。このことは、本来受給資格を有しながら、そのことに無自覚であるが故に給付の受け取りに失敗する貧困層を減少させ、結果として貧困層の状況を改善する。

第二に、ベーシック・インカム論の更なる利点としてあげられるのが、貧困層が給付に際して抱く心理的なスティグマに関する問題点である。パライスによれば、資産調査付きの既存の保障システムでは、いかに丁寧な対応を試みても、給付受給者に対して、国家や公的機関から、彼らが温情的な給付の対象であるという負の心理的レッテルを貼られることが回避できない。これに対し、ベーシック・インカムは、資産調査を伴わないことにより、貧困層がこうした心理的スティグマを抱くことを回避できる点で、仮に同額の給付しか与えないとしても、既存の保障システムと比較して明らかなメリットがあるという。つまり、ベーシック・インカムは、市民である以上当然に受け取れる給付であり、貧困層は、温情に基づいたものとしてではなく、当然の権利としてそれを受け取ることが可能になるのである。

第三に、ベーシック・インカム論を導入することにより、いわゆる「失業の罠 unemployment trap」を回避できるというメリットがある。すなわち、既存の資産調査を伴う給付システムの下では、貧困層の人々は、一定限度以上の所得を期待できる職業に就かない限り、あまり少額の所得を得たとしても、その分公的な保障システムからの保障額を減額されてしまうことになり、結果として就労意欲をそがれるという現象が発生しがちであった。こうして失業状態に敢えて留まり続ける現象は「失業の罠」と呼ばれるが、ベーシック・インカムの下では、資産調査が行われない結果として、いかに少額の所得であっても、貧困層が労働によって得た所得はそのまま所得の増加につながる事が確実であり、貧困層の就労意欲は結果として促進されることになるというメリットがある。そして、パライスによれば、通例既存の資産調査付き給付システムの下では、こうした貧困層の就労意欲の不安定さから、雇用者側としても、貧困層に対して安心して労働の機会を提供することが困難だという現象が指摘されているが、ベーシック・インカム論の下では、こうした雇用者側の視点に立っても、貧困層の状況を改善できる点で付加的なメリットが期待できるという。

F) 労働要件なしに

パライスによれば、ベーシック・インカム論が持っている最後の特色は、それが、現在の就労状況や、将来における就労意欲などの労働要件を一切伴っていない点である (Ibid., 13)。

1) この点でまず、パライスは、現在の就労状況ということに関連して注意を喚起する。すなわち、彼によれば、たとえば非常に古典的な所得保障構想として知られる、ジュアン・ルイス・ビベス Juan Luis Vives の議論 (1526) など、初期の所得保障構想では、何らかの場において労働を行っていることが所得保障を受けられる要件であった。またそれ以外にも、過去に一定の労働を行っていた経験を、保障のための要件とする構想は多数存在した。しかしながら、これに対し、ベーシック・インカム論は、一切の労働要件を課さない点に最大の特色がある。あるいは、後に見る税還付方式の所得保障などにおいては、税金の支払いを保障の前提条件としていることから、一つの家計内において最低限一人以上の人間が労働し、税を納めていることが、保障の要件として事実上要求される結果となってしまう。これに対し、ベーシック・インカム論の場合は、そうした意味の労働要件も一切存在しない点も特色として挙げられる。

2) 他方、これまでの所得保障システムでは、現在の労働は要求しないものの、今後の労働に関連する何らかの条件を課すシステムも多数存在した。たとえば、そうした要件の一例としては、労働の意欲を持っていることや、当人にとって「適切」と行政機関が指定した仕事を受諾すること、仕事を探す意欲を証明すること、就労のための訓練を受けること等が挙げられる。これに対して、ベーシック・インカム論の特色は、たとえば学生や休職中の者等であっても、権利として当然に受け取れる点に存している。また、こうした二つの類型の所得保障の中間形態として、教育や訓練を受けたり、子供や老人の介護等の形で社会貢献を受けたりすることを要件に給付される給付が、「参加所得 participation income」と名付けられることがある。たとえば、その代表論者としては、イギリスのアントニー・アトキンスの名が広く知られている (Atkins 1998)。

以上、本報告書では、パライスの定義と、彼自身のそれに対する解説を中心に、ベーシック・インカム論の基本構造を解明してきた。そこで最後に生じる疑問として、この彼の定義がどの程度ベーシック・インカム論の諸論者の中で、どの程度標準的なものとして普遍的に受け入れられているものなのか、という問題が生じ得る。

この点に関して有益なのが、先述した、パライス自身も加入する団体、「ベーシック・インカム地球ネットワーク」(Basic Income Earth Network) が提示する定義である。この団体は、パライス以外にも、ロバート・ビーン Robert van der Veen (オランダ、アムステルダム大学) ら、現代ベーシック・インカム論研究の主要メンバーの全体を網羅し、アメリカ・ベーシック・インカム・ネットワークなど、各国の有力団体を統轄する総本山的役割も果たしている。そのため、この団体が示すベーシック・インカム論の共通定義は、世界内におけるベーシック・インカム論研究の最も標準的な共通理解を示したものであることはおそらく

■ 第1章 現代型ベーシック・インカム論の理念とその特質

疑いをいれない。

この団体は、自らのホームページの冒頭において、ベーシック・インカムに関する以下のような最大公約数的な定義を提示している (<http://www.basicincome.org/bien/>)。

ベーシック・インカムとは、無条件で万人に対して個人単位で与えられる収入であり、資力調査や就労要件を伴わないものである。

この定義を、既に見た、パライス自身の定義と比較すれば、パライスの定義が、ベーシック・インカム論の給付主体としての共同体の位置付けに明確に言及していた以外は、ほぼ同様のものである。しかも、この共同体という要素は、ベーシック・インカム・ネットワークの定義の中でも暗黙の前提とされ、明示的な言及が回避されているだけに過ぎない。それ故に、両者の定義は実質的に同様のものとみなすことが可能であり、ここで、パライスが示した定義を、本報告書の全体を規定する、いわば原型的な定義として確定することが可能であろう。

第3節 ベーシック・インカム論の新規性：既存政策との比較

ここまで本報告書では、ベーシック・インカム論の基本構造について、まず差し当たり、その主要論者の主張に即して、一定の概観を得ることを目指してきた。だがしかし、ここでさらに、ベーシック・インカム論の基本構造をより立体的に明らかにするために、それを既存の各種の所得移転政策と比較し、その特質を考察していこう。

こうした作業が必要な理由はいくつか存在する。第一の理由として、ベーシック・インカム論に対してしばしば提起される初期的な疑問として、この定義に該当するような所得保障構想は、既に一定程度各国で実施されているのではないかという疑問が提起されやすい、という事情が存在する。そうしたベーシック・インカム論に一見類似する政策としては、たとえば生活保護がすぐに思い浮かぶであろうし、社会保険や年金、児童手当や障害者手当等、様々な手当も少なくとも日本には存在する。それ故に、この定義に当たる構想は、既に日本やそれ以外の先進国で実施済みなのではないかという疑問も浮上する。仮にこうした疑問が妥当なものであれば、ベーシック・インカム論を今後新たな独立の政策枠組みとして論じる必要自体がそもそも生じないはずである。他方、仮にベーシック・インカム論がこれら既存の政策に還元され得ない新しい要素を有しているとすれば、まさにそうした要素こそが、ベーシック・インカム論が目指している主要な政策目的に他ならない。そこでそうした要素を明らかにすることで、ベーシック・インカム論の特色や意義・問題点も明らかになるからである。

加えて、こうした考察を行うことは、ベーシック・インカムの具体的実施過程を考察するという観点からも不可欠の作業となる。というのも、ベーシック・インカム論の実施過程においては、こうした既存の所得保障政策との重複を避けるために、それらを廃止したり修正したりすることが提案される場合が多い。あるいは、ベーシック・インカムそのものの具体的制度創設過程が、こうした既存政策の修正という形式を採用する可能性も高い。そのため、

これら既存政策との差異を明確化することは、ベーシック・インカム論の実施過程を考える上でも重要な作業といえる。

そこで以下本報告書では、こうした論点についての的確な整理を加えた、フィッツパトリックの先行研究などを参照しつつ、ベーシック・インカム論と既存の社会保障政策との差異を明らかにしていこう(フィッツパトリック 2005, 22-5. なお参照、武川 2008, 24-6.)。フィッツパトリックは、そうした政策として、社会保険給付、社会扶助給付、カテゴリー別給付、自由裁量給付、職域給付、財政移転を挙げている。

第一に、フィッツパトリックが挙げるのは、社会保険給付である。この給付は、失業・病気・退職等に対して支払われるものであり、たとえば日本においては、失業手当や高齢者に対する国民年金、企業別等の各種年金、医療保険等がこれに該当する。これらの政策は、人々に対して最低限の所得を保障するという、ベーシック・インカムと同様の政策目標を持っている。だがしかし、社会保険給付の場合は、給付資格を得るためには、事前に国家等が管理・運営を行う基金に対して、一定額の拠出を行っておかなければならない点で、条件付きの給付であるという明確な差異が存在する。

第二に、日本における生活保護に見られるように、こうした保険給付の資格がない人々に対して、残余的なセイフティーネットを提供するものとして、社会扶助給付が各国で行われている。その具体内容としては、求職者手当、住宅給付、家族養育の費用等に分類され得る。この給付は、申請者にとって必要な金額を算定した上で、申請者が入手できる所得・貯蓄・資産を確定し、その差額を支給するものであり、条件付きである点でベーシック・インカムとは大きく異なっている。そして、この給付の利点としては、資源の必要度が最も高い人に集中的な資源配分を行うことが出来ること、資源の再配分効果が大きいこと等が挙げられ、この点でもベーシック・インカムとは大きく異なっている。だが他方、この政策の短所としては、①条件付きであることから、稼得の増加分だけ給付が減殺されるという、先述した失業の罍を生み出すこと、②保険等の場合のように、給付の請求が受給者側から行われることが無く、むしろ給付が行政側のイニシアティブに依存するため、給付対象の補足率が低くなること、③給付の前提としてさまざまな資産状況等のテストが行われるため、制度が複雑で行政コストが高くなること、等が指摘されており、この点でも、ベーシック・インカム論とは大きく異なっている。

第三に、これらとは異なる所得移転給付の類型として、カテゴリー別給付と呼ばれるものが存在する。これは、児童手当や障害者手当のように、社会内のある基準に適合する特定の集団やカテゴリー全体に支払われる給付である。この政策は、拠出も無ければ、資力調査もない点で、これまで二つの社会保険給付や社会扶助政策と異なっている。だが、カテゴリー別給付は、あくまでも特定のカテゴリーの人々に対してのみ給付される点で、全ての市民に無条件でという形の無条件性の要件を満たすベーシック・インカムとは異なっている。

第四に、フィッツパトリックは、自由裁量給付という類型の存在を指摘する。これは、緊急または例外的な必要のあるものに対して、資力調査付きで援助を行うものであり、たとえばイギリスでは1980年代末に社会基金の名で、一定の有資格者に対して出産費や葬祭費・暖房費等を給付する試みが行われたが、これが自由裁量給付の典型例の一つである。また、日

■ 第1章 現代型ベーシック・インカム論の理念とその特質

本でも、災害や急激な雇用の減少等に際して各種の給付制度が行われている場合がこれに該当する。しかしながら、この給付も、権利として万人に保障されるものではなく、資力調査を伴った上で、あくまでも給付業務を行うエージェンシーの裁量によって行われる点で、無条件性を満たすものではない。

第五に、職域給付と名付けられる類型が存在する。これは、現在特定の企業の被用者であったり、過去に特定企業の被用者であった者が、使用者が運営する基金から疾病に際する給付金を受けたり、年金を受け取ったりするものである。この政策は、ベーシック・インカムと同様に、資力調査も当人の拠出も伴わない給付である。だが、あくまでも特定の企業との雇用関係が現在または過去に存在する人々に対してのみ給付される点で、全ての市民にという要件を満たすベーシック・インカムとは異なっている。

第六の給付政策として、財政移転と名付け得る類型が挙げられる。これは、個人の可処分所得、特に低所得層のそれを改善するためにさまざまな租税免除を行うものであり、住宅ローン減税や低所得世帯層の所得税控除等がそれに当たる。この政策も、住宅ローンの有無や世帯の所得額の多寡を調査する点で、条件付き給付に当たり、無条件のベーシック・インカム論とは異なっている。

このように、既存の所得移転政策は極めて多岐にわたっており、各国で現実にはどの政策に対して、どの程度の福祉資源が割り当てられているかの組み合わせも多岐にわたっている。それでは、これら諸政策との比較から、ベーシック・インカム論のいかなる特色が明らかになるのだろうか。以下ではそれを三点に整理して論じたい。

第一に、これら既存の多様な所得移転政策の所在を考慮することにより、ベーシック・インカム論のユートピア的性格を、相当程度緩和することが可能となる。すなわち、本報告書で既に簡単に触れたように、ベーシック・インカム論が極めて魅力的でもあり、他方論争的でもあった一つの理由は、それがこれまでに一切現実に各国の政策過程の中で実施されたことがないという、その徹底的な独自性・ユートピア性にあった。だがしかし、まさにこうした新規性の故に、ベーシック・インカム論は否定されるべきであるとするベーシック・インカム批判論に対して、こうした既存政策の存在は、相当程度有力な反論となりうる可能性を持っている。つまり、相当程度の額の公的資源が、さまざまな所得移転のために既に用いられているという事実は、労働なき所得保障に対する道徳的批判や、ベーシック・インカムに対する政治的合意の困難性を巡る批判等、ベーシック・インカムの新規性・ユートピア性に起因する諸批判に対して、有力な反論の根拠を提供しうる。

第二に、こうした既存政策との比較という作業は、ベーシック・インカム論が、こうした既存政策との共通点にもかかわらず、なお一定の明確な新規性を有していることを確認するためにも有益である。より具体的に言えば、ベーシック・インカム論は、それが無条件で万人に対して給付される点で、本報告書で見た多様な既存政策とは明白に一線を画している。たとえば、既存政策の中で言えば、最も低所得層のセイフティネットを支えるという、ベーシック・インカム論と類似の政策目的を有する生活保護や自由裁量給付を見ても、それは、資力調査を伴っている点で、ベーシック・インカム論の無条件給付とは明らかに異なっている。あるいはまた、社会保険給付や職域給付等では、過去の基金に対する拠出や、特定企業

第3節 ベーシック・インカム論の新規性：既存政策との比較

での労働歴など、より重い条件が課されており、その主たる政策目的も、より高額の所得層への所得移転を目指したものとなっている。このように、無条件で万人に対する給付を行うという、ベーシック・インカム論の特色を徹底しているのは、ベーシック・インカムのみに限定されており、その点で、ベーシック・インカム論は明らかに新規性を有した政策だと言えることが可能である。

第三に、本報告書で明らかになった、ベーシック・インカム論と既存政策との類似性や関連性は、ベーシック・インカムを現実社会の中で実施する際に、それら既存政策との連携や調整が不可欠となってくることを予言している。すなわち、本報告書で見たように、既存の政策の中にも、ベーシック・インカム論と類似の諸政策が存在する以上、ベーシック・インカムの導入が提案される場合、それと引き替えに、ある種の既存政策が廃止され、その財源やそのための政策制度が、ベーシック・インカムの実施にそのまま転用される可能性が存在する。

また他方、ベーシック・インカム論の具体的導入に際しては、特にベーシック・インカムという概念が持っているユートピア的含意に対する心理的抵抗感を和らげるため、既存の何らかの給付制度の修正、たとえば給付対象の拡大や給付額の増加等の方法で、ベーシック・インカム論が事実上裏口から導入される可能性も存在する (Vanderborght 2005)。こうした、ベーシック・インカム論の既存政策との連携・調整の可能性については、今後本報告書の中で確認するように、ベーシック・インカム論の中でも実際大きな争点となっているが、こうした争点の存在は、既にベーシック・インカム論と既存政策の概観的比較からも十分予測される問題に他ならないのである。

第2章 ベーシック・インカム論形成の歴史的背景

本報告書のこれまでの議論を通じて、ベーシック・インカム論の基本構造は一定程度明らかにすることが出来た。そこで次に、本章では、ベーシック・インカム論がどのような歴史的背景を経て形成されてきたかを考察していくことにしよう。

このような作業が必要となる理由は主として二つ存在する。第一に、前章における、既存の所得保障政策との比較論を通じて既に明らかにされたように、ベーシック・インカム論もこれまでのさまざまな社会保障政策の歴史的展開や、それら議論の限界等を踏まえて形成されてきた議論としての性格を持っている。それ故に、その歴史的背景を考察することは、それ自体重要な意義を有している。

第二に、こうした歴史的考察は、特にベーシック・インカム論の最大の特徴である、その徹底した現状変革性・ユートピア性との関連からも、極めて重要な作業となってくる。すなわち、本報告書でこれまで見てきたように、ベーシック・インカム論の最大の特徴は、その現状変革性・ユートピア性に存していたが、そのこととの関連から、これまでのベーシック・インカム論に関する先行研究では、特に歴史研究に大きな力点が置かれていた。つまりここでは、ベーシック・インカム論が、必ずしも歴史的に見て例外的な構想でないことを示すことにより、ベーシック・インカム論の空想的・ユートピア的性格を中和するという作業が行われてきた。それ故に、本報告書でも、ベーシック・インカム論の歴史的起源を問うことで、その特色を更に立体的に把握することを目指したい。

そこで以下、本報告書でも、これまでの先行研究（以下本章全体の記述に際して参照したものとして、山森 2009, 150-87；フィッツパトリック 2005, 47-52）をも参照しながら、ベーシック・インカム論の歴史的な起源を、いくつかに分けて分析したい。すなわち、本報告書では、そうした今日のベーシック・インカム論の起源とみなし得る議論を、①18世紀②19世紀③20世紀前半④20世紀後半、の四つの時期に分類し、その各々の特色や、現代のベーシック・インカム論との関連性等を適宜分析していきたい。

第1節 18世紀

ベーシック・インカム論の最も古い起源として、多くの先行研究が一致して挙げるのが、18世紀末イギリスの思想家、トマス・ペイン（1737-1809）である。ペインは、その著作『コモン・センス』（1776）を通じて、アメリカのイギリスからの独立に思想的根拠を与えると同時に、『人間の権利』（1791）ではフランス革命を批判した保守主義者バークへの徹底した批判を試みるなど、元来ラディカルな平等主義の主張者として知られている。

このペインが、ベーシック・インカム論の原型とも言うべき議論を呈示した著作として、先行研究が一致して着目するのが、1795-6年に書かれたとされる彼の政治的パンフレット、「土地配分の正義」と題する著作である。この著作の中で、ペインは、ベーシック・インカ

ム論の原型とも言うべき基金の創設を提唱する。すなわち、そこで彼は、自然の未耕作な状態にある土地は、人類の共有財産であるとの認識から議論を開始する。その後、土地の所有者が土地に改良を加えることで土地の価値は上昇し、人々はそうした耕作地の価値を認めて、その対価を土地所有者に対して支払うことになる。

だが、ペインによれば、土地の所有者は、土地そのものを創造したわけではなく、それに改良を加えただけなので、彼らが所有権を主張できる土地からの収益は、土地から上がる収益の全てに及ぶわけではなく、土地の改良部分から上がる収益のみに限ることが妥当である。そこでこの場合、耕作地を所有する所有者は、一度人々から受け取った土地に対する支払のうち、自分が改良を加えた部分以外の利潤を、基礎地代として、共同体の基金に対して支払う義務を課せられることになる。そこでペインが主張するのは、こうして得られた国民基金を元に、国家の全員に一定の給付を行うことである。すなわち、彼によれば、21歳になった全ての人に、15ポンドを支払うとともに、50歳になって以降は、生涯その人に毎年10ポンドを支払うという構想である。

こうしてペインは、ベーシック・インカム論の起源とも言うべき、万人に対する無条件の給付を提唱した上で、それが何故必要となるかという、その正当化根拠の議論に及んでいる。ペインによれば、それは土地所有制度の創設とともに、国民の大半が、本来人々に対して平等に与えられたはずの土地に対する権利を失い、困窮状態に陥ったからに他ならない。彼は述べる。「土地の耕作は、少なくとも今まで人間の発明によってなされた最大の自然的改良のひとつである。それは大地に十倍の価値をつくりだした。しかしそれとともに始まった土地の独占は、最大の害悪をもたらした。それは、すべての国の住民の半数以上から彼らの自然的相続権を横奪し、当然なさねばならない損失にたいする補償もせず、またそれによって以前には存在しなかった種類の貧困や悲惨をつくりだしたのである。」(ペイン 1982, 161)

このように、ペインの議論は、万人に対する無条件の給付を提唱するという意味で、多くのベーシック・インカム論者から、その歴史的起源を成す議論とみなされている。ただし、ペインの議論には、厳密に言えば、今日のベーシック・インカム論とは異なった側面も存在する。その最大の違いは、若年層に対する給付の有無であり、このペインの構想では、21歳の成人が15ポンドを受け取れるのは一度きりで、その後彼らは50歳になるまで畜産や耕作で生計を立てることが予定されている点である(同上, 169-70)。つまり、ペインの構想では、21歳から50歳までは給付を受けることがなく、自らの労働で自活することが求められており、その間も給付が継続するベーシック・インカム構想とは異なり、むしろ後述する一括給付のステイクホルダー・グラントに近い側面を有しているのである。

だがしかし、ペイン自身は、こうした給付方法面での差異にもかかわらず、この給付は、ベーシック・インカムの場合と同様に、こうした給付を受けない若年層を含めた社会の全階層の生活のあり方に対して、多大の影響を与え続けることを強調する。何故ならば、第一に、こうした支給対象とならない若年層の人々も、21歳の時に一定の給付を受けることで、「社会の重荷となる」ことを回避することが可能となり、「有用にして有益な市民となる職業に向かう」可能性が高い(同上, 170)。また、この給付は、身体障害者や老人に関しても明らかにその貧困を救済する効果が認められる(同上, 169)。その結果、結論として、この構想は、「いかなる人にも損害を与えることなく、全てに裨益するであろう」し、「個人の利益とともに、

第2章 ベーシック・インカム論形成の歴史的背景

社会の利益も強化するだろう」と、ペインは結論づけるのである（同上, 171）。

こうしたペインの最も初期的なベーシック・インカム構想の特色は多数存在するが、そのうち最も重要な特色は、ベーシック・インカム論研究者の山森亮も指摘するように、人間の土地に対する生来の権利、その意味での自然権を根拠としていた点にある（山森 2009, 152）。つまり、この時点では、市場経済における競争の結果生じる経済格差への対応という関心よりも、土地を代表とする自然資源が人間に対して平等に与えられているという、後年のリバタリアンを彷彿とさせるベーシック・インカムの正当化論が議論の主流を占めていた点に特徴がある。

こうした初期理論の特色を端的に示すように、土地に対する権利を根拠とした公的給付の正当化という論理構造は、ペインと同時代の思想家であり、ペインのように一時払いでない継続的給付型の狭義のベーシック・インカム論を主張した祖とされる（山森 2009, 154）スペンスにも受け継がれている。スペンスは、その著作「人間の真の権利」（1775）や「幼児の権利」（1797）（Spence 2004）などの中で、万人が年4回継続的に給付を受けるベーシック・インカム論を主張した。

その際、彼が自らの議論の根拠とした理由もまた、「自然な状態においては、人びとの間の土地所有や自由が平等であるべき」という自然権的発想であった（スペンス 1982, 5）。言い換えれば、「いかなる人びとの土地も、本来の状態」においては、「動物、果実、その他生産物によって、自分や家族を維持するのに全く自由であるような、まさしく共同地」とみなされる（同上）。そこで彼は、こうした人間が本来持っていた土地に対する自然の権利を回復すべく、教区と呼ばれる地域単位の自治組織を作ることを提唱する。そして、それらが人びとから平等の維持費を徴収する代わりに、土地の開拓や生産の遂行、そして所得の配分までを平等に行う共同体構想を提唱したのである（同上, 10-15）。

第2節 19世紀

このように、18世紀の議論が土地の自然資産としての性格を重視したものであったのに対し、19世紀の議論には、二つの点で大きな変化が現れる。一つは、18世紀の議論が、主として著作の中での主張という限られた世界での議論であったのに対し、この時代には、現実の社会的制度・実践の中で、ベーシック・インカム論と同様の要素を取り入れようとする動きが出来たことである。もう一つは、この時代のベーシック・インカム論の源流的構想では、18世紀の自然権的な議論に代わり、現実に拡大する資本主義社会の下での経済格差を背景として、ベーシック・インカム論の源流的な構想が提唱されるに至った点である。そこで以下、これらの特質を検討しよう。

まず第一に、この時代における現実の実践的なベーシック・インカム論導入の試みであり、後世に大きな影響を与えた事件として、スピーナムランド制の成立に着目することが必要である（この制度に関する包括的研究として Block and Somers 2005）。この制度は、農業労働者に対して、食料品価格と家族の人数に応じて、生活維持に必要な最低限度の所得を補償する制度である。この制度は、イングランドで1795年の飢饉に際して生じた暴動に対応して

出来た制度であるが、その給付対象者が極めて広範にわたることから、ベーシック・インカム論が、現実社会の中で部分的にせよ、実際に実現された初めての例である点で重要な意義を有している。そのため事実、後年のベーシック・インカム論の発展の中で、この制度の経験はしばしばベーシック・インカム論の原初的構想として、ベーシック・インカム論の賛成派・反対派の双方から採り上げられることとなった。たとえば、マルサス、エンゲルス、マルクス、そして『大転換』（1943）などで知られるカール・ポランニーなどがこの制度に言及したとされるが、こうした幅広い言及の所在は、この制度の歴史的な重要性を端的に示している。

第二に、この時代における、理論的な側面での議論の変化に目を転じよう。ここでは、これまでの自由主義的な立場からする自然権的なベーシック・インカム論だけでなく、社会主義的な立場からの議論が始めて登場するに至ったという事実が重要な変化として挙げられる。

たとえば、その代表例として、フランスの空想的社会主義者として知られるシャルル・フーリエ(1772-1837)の場合を見てみよう。フーリエは、1830年頃刊行されたとされる著作『社会的社会主義要綱』の中で、最低限の保障に言及した。この著書において、彼は共同の住宅等に居住する共産主義的な社会の構想を提起している。そして彼は、生命を支える権利、すなわち、飢えた時に食う権利は、キリストの時代から保証されていると主張し、各人に最小限度の生活保障を与える義務を社会に課すことを主張する(フーリエ 1930, 120-1)。その具体的な保証内容は、毎月五回の第三階級の食事、適切な衣装、農機具や工具、宿舎や公会堂、遊技場への入場権等に及んでいる(同上, 122)。

このように、フーリエは、ベーシック・インカム論の源流とも言うべき所得保障を確かに提言している。ただしここで注意すべきは、フーリエはこうした保障を提唱する一方で、今日のベーシック・インカム論とは異なって、こうした保障のための経費を確保するために、市民の労働の義務をも同時に認めている、という事実である。すなわち、彼によれば、こうした保障を確保する一方で、困窮者に労働を求めない政策は、同時代のイギリスの中に見出されたが、そこでは単に困窮者が保障に依存しその数が増加しただけであった。それ故に、フーリエは、国家に対して、魅力的な産業制度を発明し組織する義務を課すことをも提唱する。こうした政策が適切に遂行されれば、人間は本来労働に対して喜びを感じる潜在的能力を持っている以上、この保障政策に必要な経費以上の生産をあげることは確実だ、というのである(同上)。

このように、19世紀におけるベーシック・インカム論の大きな特色は、それまでの自由主義的な立場に加えて、社会主義的な立場からの議論が登場したことであった。だがしかし、ここで留意すべきこの時代の更なる特色として、たとえばベーシック・インカム論の主たる担い手が社会主義へと統一された20世紀などと対比して、この時期のベーシック・インカム論には、社会主義的な議論と自由主義的議論とが混在していたという事実に着目する必要がある。

このうちまず、社会主義的な勢力の側におけるベーシック・インカム論の継承・発展という側面に関して言えば、こうしたフーリエの関心を引き継ぎながら、より体系的なベーシック・インカム論を展開した思想家として、ジョセフ・シャルリエが知られている。たとえば、

■ 第2章 ベーシック・インカム論形成の歴史的背景

彼は、『自然法に基づき、理性の説明によって導かれた、社会問題の解決または人道主義的な政体』という著作を1848年に著したが、そこでは、地代を共有化し、それを財源としたベーシック・インカム論の構想が語られている (Charlier 2004)。

だが他方、この時代におけるベーシック・インカム論は、決して社会主義のみの独占物であった訳ではない点にも留意が必要である。たとえば、フーリエと同時代の自由主義者、J.S. ミルは、その著書『経済学原理』(1848)の中で、「労働のできる人にもできない人にも、ともに一定の最少限度の生活資料だけはこれを割り当てる」制度として、フーリエのベーシック・インカム理論の所在に言及する。そして、その上で、ミルは、この制度が「共産主義とは違って、少なくとも理論上においては、現在の社会状態にそなわっている努力への動機をば、ただのひとつも取り去るものではない」として、この制度が、通例懸念される労働への動機をそぐことなく、高い評価に値すると指摘している (ミル 1959, 38-9)。このように、この時代におけるベーシック・インカム論は、社会主義的な勢力と自由主義的な勢力の双方から、一定の支持を受けていた点に大きな特色を見いだすことが可能なのである。

第3節 20世紀前半

こうした19世紀型の議論は、さまざまな面で20世紀に入り大きな変化をみせる。その変化の多様な側面を取って単純化して要約すれば、それは、ベーシック・インカム論のいわば制度化・政策論化という現象である。つまり、この時期、大恐慌に代表されるように、経済的格差の政治的影響力を現実に実感させる事件や論争が多数発生するに至って、ベーシック・インカム論を提唱する勢力は、空想的社会主義者に代表される、初期のベーシック・インカム論とは異なって、現実社会の問題に具体的な回答を用意したり、それに対応する具体的な制度を提案したりする必要に迫られたのである。

たとえば、社会主義の中で、そうした議論の制度化・政策論化という動向を象徴する最も有名な動向としては、暴力による革命路線を否定し、議会内での平和的な社会主義化を目指す改良主義の誕生などが知られている。これに対し、ベーシック・インカム論の主たる論者も、それまでの空想的社会主義に依拠した議論から、こうした現実主義的な議論に依拠したそれへの移行が見られ、それに伴って、従来よりも具体的で制度的なベーシック・インカム論が展開されたのがこの時期の特色といえる。そこで以下二つの方向から、この時期の議論の特色を確認していこう (Van Trier, 1995)。

まず第一に、20世紀前半に生じたベーシック・インカム論の新しい動向として、こうした社会主義の現実化路線に対応したベーシック・インカム論の変化、という現象が挙げられる。より具体的に言えば、新しい現実主義的な社会主義者相互の間では、この時代の産業化の進展に直面して、それに対して肯定的評価を下すか、否定的側面を強調するかという論点が浮上したが、この時期の新しいベーシック・インカム論は、この新たな論点への対応を一つの中心的課題として展開されることとなった。

そこでまず、こうした社会主義の現実化現象の内実を確認することから議論を開始しよう (山森 2009, 168-74)。この際、一方で現れた立場が、フランスのサン・シモン主義者、イギ

リスのフェビアン協会等に代表される立場であった。彼らは、産業化が基本的に人間の進歩をもたらすことにより、革命への潜在的可能性を高めると想定した。この立場に立てば、産業化はそれ自体として歓迎すべきことであり、それによって経済格差は確かに拡大する。しかし同時に彼らは、富者が貧者を扶養することを道徳的義務として課しており、そうした道徳律に富者は違反することが確実なので、資本主義はその内部矛盾によって自然に社会主義への道を歩むと予想した。この立場からは、容易に理解されるように、経済格差はそのまま放置することが望ましいことになり、ベーシック・インカムへの主張は生まれなかった。

これに対し、異なった立場から産業化の効果を捕らえたのが、ウィリアム・モリス、ジョン・ラスキン、G.D.H. コールらに代表されるギルド社会主義の諸論者である。彼らは、産業化が労働や人間の生活から人間らしさを奪うという、産業化の持つ道徳的・人間学的な負の効果に着目した。その結果、むしろ産業を労働者の自治組織であるギルドが管理し、賃金奴隷制を廃止することにより、労働が本来有する人間らしさを回復することが重要であるとすると、いわゆるギルド社会主義が主張された。

こうしたギルド社会主義の立場に立てば、経済格差は、当然のことながら、放置できない悪と見なされることになり、それ故にこの立場は、ベーシック・インカム論とより親近性を有している。そして事実、ギルド社会主義の立場の延長線上に立ちながら、一種のベーシック・インカム論を主張した論者として知られるのが、C.H. ダグラス（1879-1952）である。彼は、生産設備が十分整いながら、なお社会内に貧困が蔓延する理由を考察し、それは消費者に十分な消費を行うだけの所得が不足していることに起因すると考えた。そして、こうした過小な所得の原因は、それをマクロレベルで管理する金融・信用創造システム全体のあり方に起因するものであり、国家が金融・信用システムを管理することで所得格差を是正する、社会的クレジット論を主張した（ダグラス 1929）。その上で、ダグラスは、こうした社会的クレジット論の立場から、国民に等しく生存を補償するために、「国民配当」と命名される、月額5ポンドの所得を配当することを提唱し、一種のベーシック・インカム論を主張するに至ったのである（フィッツパトリック 2005, 49；山森 2009, 168-177.）。

他方、20世紀前半のベーシック・インカム論に生じた第二の新しい動向として、より後年になって、これとは異なる文脈で、ベーシック・インカム論を模索した動きを挙げることが可能である。それは、大恐慌などの具体的経験を通じて、極端な経済格差がもたらす害悪が現実のものとなる中で、むしろ社会主義に限定されず、非社会主義な勢力をも含めた所得格差や社会保障を巡る論争や対話が活発化する過程で、ベーシック・インカム論が提起されたことである。

こうした議論の代表例が、ジェームス・ミードである。ミードは、1930年代から40年代にかけて流行したケインズベヴァリッジ的福祉国家構想を批判する中で、ベーシック・インカム論を提唱した。すなわち、周知のように、この時期には、現実が生じた不況や貧困の事例を前にして、福祉国家的な立場に立った不況や貧困の克服策として、ケインズとベヴァリッジへの関心が高まった。彼らは、社会保険を柱とする有効需要喚起政策を用いて雇用水準を一定に維持する一方で、そこで雇用を失った人に補完的に公的扶助を適用する、福祉国家論の代表論者として知られている。

■ 第2章 ベーシック・インカム論形成の歴史的背景

これに対し、ミードは、人びとの多様な選択に依存する結果、保障額が変動しがちな保険料構想に反対し、むしろ税を用いた社会保障構想を国家の中心的戦略ととらえるべきだと主張した (Meade 1948)。そして彼は、先述したように、こうした自らの構想を社会配当と名付け、その正当性を死に至る1990年代に至るまで一貫して主張した。ミードの議論は、たとえば世紀当初のダグラスの議論との比較でいえば、社会主義的な勢力の内部的な論争よりも、むしろケインズら資本主義的な勢力との論争の中で出現した点に特色を持っている。つまり、彼の議論は、資本主義的な経済理論との対峙の中でベーシック・インカム論を提起することにより、これまで比較的狭い社会主義的サークルの中でのみ論じられていたベーシック・インカム論に対して、世間のより広い関心を集めることに一定程度貢献した。そして、こうした社会主義的・非社会主義双方の勢力から、極めて多様なタイプの議論が提供されることにより、この時期のベーシック・インカム論においては、議論の制度化・政策論化が一段と進行することとなったのである。

第4節 20世紀後半

この時期の論争の特徴は、本報告書での検討対象の中心となる、現代型ベーシック・インカム論の完成期として、最も的確に位置付けることが可能である。すなわち、こうして現代型ベーシック・インカム論が一応の完成を見た最大の要因は、既に簡単に見たように、パライスらを中心とした現代ベーシック・インカム論の諸論者の理論的努力に他ならない。だが、それに加えて、この時期には、既に前節で見た、ベーシック・インカム論の制度化・政策論化という現象が更に進行し、各国の現実の政治過程の中で、ベーシック・インカム論を導入する具体的な可能性や制度構築の考察が行われたことも大きな特色となっている。そこで以下では、こうしたこの時期の議論の特色について、政策的・理論的な動きの二側面に分割して考察することとしたい。

① 政策論

この時期に生じた政策論的な議論に関して言えば、フィッツパトリックが的確に指摘するように、この時期には世界の各地で、ベーシック・インカムを現実の政治過程・政治的実践の場に導入する可能性を高める動きが、更に一段と進行した(フィッツパトリック 2005, 10-6)。そこで以下、各国の具体的な議論を例にとってその動きを概観しよう。

まず第一に、現代型ベーシック・インカムをめぐる議論が、政策過程の中で現実味を帯びて語られた論争として、最も古い歴史を持つオランダの例を採り上げよう (Groot and Veen 2000)。オランダでは、1970年代に、食品労組であるオランダ労働組合連盟がベーシック・インカムへの賛意を表明した。その後、1985年には政府政策科学会議が、さまざまな補足給付を廃止することと引き替えに、部分的なベーシック・インカムへの賛意を示すこととなった。この議論は、1980年代末に、オランダ社会問題・雇用省の社会保障調査委員会に対する報告書という、具体的な形となって政策提言された。

更にオランダでの議論の特徴としては、大臣などの主要な政治家が、ベーシック・インカ

ム論に対する具体的な支持を公式に表明したことも挙げられる。こうした動きは、特に、1994年の社会党・自由党による連立政権成立後以降、社会保障システムの大改革期に立ち現れることになり、労組出身のウィム・コック首相がその可能性に言及するほどであった。しかしながら、そうした現実化への動きは、必ずしも長続きせず、その後オランダでの議論は、既存の社会保障システムを維持しつつ、それに就労補助金等を加えることで、コスト削減や就労意欲の促進を促す、既存システムの微調整という路線が大勢を占めることとなる。こうした変化の背景には、現実にオランダで好景気が続き、ベーシック・インカム論の人气が低下したという事情も存在しており、現時点でオランダではベーシック・インカム論の実現可能性は相当程度低下した。

他方、これと異なり、アイルランドでは、宗教団体が主力となったベーシック・インカム論具体化の動きが広がった (Healy and Reynolds 2000. 更に、アイルランドの貧困関係の統計的研究として、Clark 2002, 111-125)。すなわち、ここでは、宗教団体会議委員会の公正委員会が、1990年代はじめからベーシック・インカム論導入のキャンペーンを行い、1997年には二人の経済学者にベーシック・インカム論導入のための試算を依頼し、その結果が公表された。この議論では、大人に70アイルランドポンド、子供に21アイルランドポンドのベーシック・インカム論を支給し、税率が44-48パーセント程度の間になるとの試算が示された。この税率は、元来アイルランドの当時の税率が非常に高く設定されていたことにより、大多数の人間にとって現行税率を大幅に下回ることを意味しており、比較的世論の幅広し支持を得る結果となった。

アイルランドでは、これ以外にもいくつかのベーシック・インカム論構想が提起されることとなり、たとえば、経済社会研究所 (The Economic and Social Research Institute) や教会評議会などもベーシック・インカム論の可能性を探る報告書を公表するに至った。更に、こうした動きは政府にも広がり、政府・使用者・労働組合の合意を要約した全国協定でベーシック・インカム論の本格的研究を行うことが決められるに至っている。

同様にベーシック・インカム論の導入に近づいた国として、ブラジル、カナダの例が挙げられる。まず、ブラジルでは、1991年に、上院で労働者党により負の所得税案が上程され、それは上院で圧倒的多数の賛成を得たが、下院で廃案の憂き目を見た。しかし、それと同時期頃から、多くの地方自治体が地方レベルでの最低所得制度を導入した。その後、1997年の終わりに、社会民主党の出身である大統領の下、地方レベルで当時既に行われていた最低所得制度に対して、連邦が財政支援を行う法案が成立した。この案は、実質的には、支援対象となる家庭が14歳未満の子供を持つ極貧家庭に限定されており、予算総額の面でも、支援対象の面でも、91年に上程された負の所得税法案などからは大幅に後退したものとなっている。しかし、それでもなお、ベーシック・インカム論の精神に近づいた議論という意味では、大きな意味を持っている。

他方、カナダには、ベーシック・インカム論の議論の歴史という点では、これまでの各国よりも更に古い歴史が存在する。というのも、ここでは、既に述べた20世紀前半のベーシック・インカム論者の一人、ダグラスの議論に対する現実的な支持が既に20世紀前半に広がった。具体的には、彼が提唱したベーシック・インカム論構想の名前を冠した、「社会クレジット党」が、1935年にアルバータ州の選挙で大きな勝利を実際に集めた。その後も、カナダ

■ 第2章 ベーシック・インカム論形成の歴史的背景

ではベーシック・インカム論に対する関心が強く、1985年には、政府委員会で、地方レベルでの所得調査付き給付が廃止された際に、普遍的所得保障プログラムの創設が検討されたことがある。この案では、当時の中位世帯所得の約3分の1に当たる、4人家族で年間13,000カナダドルの保障を行うことが構想されたが、この案は余りにも急進的なものであり、結局採用には至らなかった。

とはいえ、カナダでは、給付に基づくセイフティーネットは伝統的に極めて手厚く、たとえば、フィッツパトリックは、ベーシック・インカム「が導入される可能性が一番高い国としてカナダの名をあげたとしても、けっして誇張とはならないだろう」(フィッツパトリック2005, 15)と指摘している。こうした手厚い給付は、年齢・ジェンダー・障害等、人口統計学上の集団を想定し、その集団に属する全てのものを対象に給付を構想するという発想を採用しており、こうした給付はデモグラントと呼ばれる。そして、1990年代前半までは、たとえば、家族手当デモグラントは18歳未満の全てのものに自動的に給付されることが決まっており、他方、老齢遺族保障デモグラントは、65歳以上の全てのものに給付されるという具合であった。

本来理論上は、こうしたシステムを前提に、保障財源を更に拡大していけば、全人口をカバーできるはずであることから、こうした給付は部分的ベーシック・インカム論の実現であるとする見解も存在するほどであった(Hum and Simpson 1992, 11)。だがその後、カナダではこうした無条件型の保障システムは実現に至らず、むしろ選別主義的な保障の方向が広範な支持を集めつつあるが、少なくとも、こうした非常に長い議論の伝統が存在すると言うことが、カナダ社会のベーシック・インカム論史上における特殊な位置づけであることは疑いない。

㊦ 理 論

他方、この時期のベーシック・インカム論台頭の理論的要因を作り出しているのが、パライスの議論である。その骨格は既に前章で検討したが、ここではパライスのこの時期の議論の変遷を辿ることで、彼自身が如何なる時代の変化を承けてベーシック・インカム論の革新に取り組んだかを明らかにしたい。

パライスがベーシック・インカム論の呈示を行うに至る過程は、主として二つの段階に分けることが可能である(こうした時代区分等に関して、参照、山森 2009, 143-8)。そのうち第一の段階は、彼自身が古典的マルクス主義に対する批判から、ベーシック・インカム論の最も抽象的な基礎になる、平等な所得保障に対する正当化を行う段階である。そこでこの時期の彼の立場を代表する、ロバート・バン・デア・ビーンとの共著論文「共産主義に至る資本主義的な道」(1986)を通じて、その立場を確認しておこう(Veen and Parijs 1987a. なお両者のベーシック・インカム論批判論に対する反批判として、Veen and Parijs 1987b)。

パライスによれば、彼自身の議論の出発点は、共産主義の実現に際して、社会主義という中間段階が必要か否かを検討することにある。たとえばマルクスは、ゴータ綱領批判等の中で、社会主義を「労働者が生産手段を共同で所有する社会」と規定しつつ、それを、共産主義というより高次な社会に至るための中間段階と規定した。その場合、共産主義社会とは、「自らの能力に従って貢献し、自らの必要に応じて報償を得る」社会として規定され、この

社会は、①万人の基本的な必要が適切に充足され、②個人への配分が自らの労働上の貢献と全く切り離されている社会、として規定される。

その上で、パライスは、こうした意味での共産主義社会の実現に際して、果たして社会主義段階を経ることがどの程度意味を持つかに関して疑問を投げかける。たとえば、社会主義が利他主義的心情を醸成し、それが共産主義に不可欠との考え方も存在する。だが、実際にマルクスの議論を見れば、むしろ共産主義社会が到来する真の要因としては、物質的な報償が労働意欲を引き出す要因としての意義を減少するとのシナリオが描かれている。すなわち、人々はたとえば、名誉や尊敬・栄光等の非物質的な誘因に導かれて労働に赴くことも可能である。さらにより極論すれば、全く誘因が無い場合にも、労働そのものが趣味や余暇活動と同様に、全く金銭的・非金銭的な誘因を伴わなくとも人生の充実に必要な活動と判断されれば、それ故に労働という行為が行われる可能性も多分に存在する。

あるいは、社会主義は、共産社会の前提となる物質的豊かさをもたらすための生産性向上という目的に役立つという正当化の可能性も考えられる。しかしながら、こうした生産性の向上という観点からは、社会主義の方が資本主義よりも確実に有利な体制だと考える根拠には乏しく、それ故に、共産主義の実現に際して、社会主義と言う中間段階を経る必然性も存在しない。同様に、社会主義擁護論の一類型として、社会主義の方が資本主義よりも道徳的に優越であると主張する見解もしばしば散見される。だが、これも必ずしも常に妥当する命題とは言いがたく、結局共産主義の実現に際し、社会主義段階の通過が不可避であるとする議論の根拠は薄弱である。

そこで、パライスが主張するのが、むしろ共産主義に至るより確実な方法として、資本主義社会内部で、労働や資本面で生産に貢献することがない者にも、一律に一定の最低額の収入配分を行う、「社会的収入 social income」の導入という構想である。この構想は、既にパライスがこの議論を呈示した段階でも、古くはバートランド・ラッセルによって提唱され、その後、アンドレ・ゴルツやマリー・ルイス・デュボインなどによって継承されてきた。

この収入を、たとえば金額の面で考察するならば、ある社会が安定的にいくらの最低収入を保障できるかは、その社会の置かれた状況に依存しており、一般化することは困難である。だがしかし、パライスは、この方法のメリットの考察に際しては、たとえば現在資本主義社会において一般化している、ある一定額の最低収入を設定した上で、各人の自己努力による収入で不足する分の収入を公的に保障するというシステムとの比較が有益だと指摘する。すなわち、彼によれば、社会的収入というベーシック・インカム論の下では、労働の成果がそのまま収入の増加につながり失業の罫を解消できる点や、既に一定の収入を確保した労働者なら、より低い賃金でも労働する可能性が高いために資本家側にもメリットを与えるなど、社会内の各方面により良い効果をもたらすことが期待できる。

加えて、パライスによれば、ベーシック・インカム論の別の利点として、富裕社会の実現を挙げる。つまり、ベーシック・インカム論の下では、共産主義が最終目標として掲げた、さまざまな商品やサービスが消費しきれなくなる程あふれるという、強い意味での「富裕社会」の実現が可能かどうかは社会状況に依存する。しかしそこでは、「万人の基本的な必要がほぼ充足される」という、弱い意味での「富裕社会」の実現は、既にベーシック・インカムの定義上必ず保証されている。この意味で、共産主義社会に至るための方法として、旧来主

■ 第2章 ベーシック・インカム論形成の歴史的背景

張されてきた社会主義という中間的目標に替えて、ベーシック・インカムの導入を構想することが最善の方法である、とパライスは結論づけるのである。

以上のように、パライスの初期的な議論は、特に新自由主義的な市場万能化の言説が支配化した80年代以降、それと対照的に衰退が目立った社会主義の言説に関して、極めて抽象的なレベルで、どのような対抗言説が構築できるかという抽象的な関心に発したものであった（Veen and Parijs 1987a, 635）。それ故に、ここでの議論は、たとえば、後年のベーシック・インカム論でも問題となる、失業の罨などの個別的な論点をも先取りしていたものの、ベーシック・インカムの具体的な制度構想という観点から見れば、到底後年の議論に及び得るものではなかった。

これに対し、後期のパライスの議論における決定的な変化は、共産主義との関係ではなく、むしろそれと対極にある自由主義、特にその中でも極端な立場であるリバタリアニズムとの関係から、ベーシック・インカム論を正当化する方法を採用したことである。すなわち、パライスは、社会全体の支配的な思想動向が、旧来よりもより自由主義的な方向に移動しつつある現状を前提として、むしろその自由主義の要請を徹底するなら、ベーシック・インカム論を採用することが必然的であることを示す戦略を採用した。そして彼は、この立場から、ベーシック・インカム論がより広範な人々から、真剣な考慮に値する政策オルタナティブであることを示し、それへの支持を拡大することに成功したのである。

それでは、こうしたパライスの新たな議論を支えている中心的主張はどのようなものだろうか。もとより彼の膨大な議論は、単純な要約を許さないものであるが、ここでは敢えて、二点に絞って後期の彼の特徴を考えてみよう。

そこで第一に問題となるのが、パライスが既存の自由理解に対する批判から呈示する、実質的自由の概念である。すなわち、彼によれば、自由主義的な議論の中で、最も中心的な鍵概念となるのは、自由の概念に他ならないが、この概念に対しては、さまざまな定義が試みられてきた。たとえば、ハイエクやブキャナンなど、自由主義の中心的論者の間では、他の個人あるいは諸制度による制約の不在に着目する、「消極的自由」の概念が用いられ、この自由概念は、古くはバーリンが呈示した「消極的自由」の概念とも重なり合いつつ、自由主義陣営の中心的概念と考えられてきた。

しかしながら、パライスによれば、こうした概念は、自由の持つ重要な要素のうち、一部分のみを採り上げた不十分な概念に他ならない。というのも、こうした意味での消極的自由の概念は、より詳細に見れば、①きちんと執行される諸権利が存在すること、すなわち権利保障、②こうした諸権利の構造のもとで個々人が自分自身を所有すること、すなわち自己所有、という、自由概念の名の下に通例語られる二つの価値については、その内容を適切に内包している（パライス 2009, 42）。

だがしかし、パライスによれば、自由概念にはそれ以外に、③こうした諸権利の構造のもとで、個々人がしたいと欲するかもしれない事を何でもする機会が最大化されていること、すなわち機会の保証という側面が存在する（同上, 42）。たとえば、ある人が無一文であるが故に、他の人が楽しそうに世界一周旅行に参加することを羨ましく眺める場合、その人は「旅行に参加する本当の自由を欠いている」と表現しうる。あるいは、その人が餓えを回避するために、他者ならとても引き受けない惨めな仕事を引き受ける場合、その人は「その仕事を

拒否する本当の自由を欠いている」と表現しうる（同上、37）。これらの場合、自由概念は、個人が成しうる行動を行う機会の有無を問うている側面があり、こうした側面は、単に制約の有無を問題とする自由概念を援用しても、見落とされてしまうことになる。

そこでパライスが提唱するのが、権利保障、自己所有、機会という自由の三要素を適切に視野に入れた、新たな自由概念の構築に他ならない。すなわち、彼によれば、従来の自由主義陣営において支配的な自由概念は、これら三要素のうち、初めの二つの要素のみを含む自由概念であり、それは「形式的自由 formal freedom」と定義できる。これに対し、機会の有無という第三の要素を加えた、彼自身の自由概念は、「実質的自由 real freedom」と名付けられる（同上、37-8）。その上で、彼はこの意味での実質的自由が満たされた社会を、以下のよう

1. きちんと執行される諸権利の構造が存在する（権利保障）
2. この諸権利の構造のもとで、個々人は自分自身を所有する（自己所有）
3. この諸権利の構造のもとでは、個々人がしたいと欲するかもしれない事を何でもする機会が最大化されている（レキシミンな機会）（同上、42）

その上で、彼は、こうした実質的自由を追求する自らの立場を、形式的自由しか追求しない従来の自由主義者と区別して、真のリバタリアンと命名するのである。

そしてパライスによれば、ベーシック・インカム論が正当化されうるのは、まさにこの実質的自由を追求する上で、ベーシック・インカムが不可欠の役割を果たすからに他ならない。すなわち、彼によれば、ベーシック・インカムの最大の特色は、その無条件性に存しているが、ベーシック・インカムが持つ無条件性は、具体的には、四つの次元に細分化して考えることができる。すなわちそれは、①雇用または職業訓練を受ける必要がないこと、②その人の資力調査を伴わないこと、③その人の世帯形態と無関係であること、④その人が国内のどの地域に住んでいるかと無関係であること、の四点である（同上、56）。そして、この四つの側面のいずれの観点からも、ベーシック・インカムを付与された人は、そうでない場合に比べて、明らかに実質的自由を増進することが可能となる。

このうちまず、ベーシック・インカム論が①の雇用条件に関して無条件であることの具体的な意義を考えよう。全く賃金労働につかない生活を送ることを好む人も、ベーシック・インカム論が雇用条件を課さずに一定の所得を保障することにより、実質的自由追求の機会を保証される。たとえば、ベーシック・インカムがあれば、サーフィンをして一生を終える自由も、それすらしない完全に怠惰な人生を送る自由も可能となるし、他方、一切金銭利益とは無縁なボランティア活動をする自由も人々には与えられる（同上、78-82）。

第二に、資力調査を伴わないという意味でのベーシック・インカムの無条件性は、給付決定の迅速化という点で、人々の実質的自由増進に貢献する。たとえば、ある人が最終的に資力調査の結果、ベーシック・インカム論と同額の給付を与えられる場合があるとする。この場合にも、ベーシック・インカム論は、一律に資力調査を省いて給付を行うことで、資力調査付きの給付よりも格段に給付が早く、こうした給付の速度の点では、たとえば負の所得税などのシステムですらベーシック・インカム論には劣っている。言い換えれば、ベーシック・インカム論は、それ以外の給付システムにおいては給付が行われない待機期間に、既に給付

■ 第2章 ベーシック・インカム論形成の歴史的背景

を使用する機会を増大している点で、実質的自由の増大に貢献している（同上, 57）。

更に、世帯形態や居住地という、③④の無条件性の観点も、実質的自由の増進に貢献する。たとえば、既存の多くの給付システムでは、一人暮らしと複数からなる世帯とで給付額に関して格差をつけているし、都心部と農村部の住人とでは、給付額に格差が存在する場合も多い。そして、こうした給付格差は通例、生活形態に伴う必要経費の差異を勘案したものとして正当化されている。だが、これに対し、ベーシック・インカムの場合は、こうした世帯選択の差異や居住地域の差異は、一切勘案されることが無い。そのことによって、たとえば現在都心にいる人が農村部に移動したり、現在夫婦生活を営む人がそれを解消したりした場合にも、各個人が受け取る給付の額には変化が生じない。それ故に、ベーシック・インカム論は、従来の給付システムのもとでは不利な給付しか受けられない生活形態を選択する機会に関しても、人々に対し同等に保証するという意味で、実質的自由の増大に貢献しているのである（同上, 59-60）。

このように、後期パライス理論の特質は、その自由概念との関連性に存しているが、こうした後期理論が、前期理論と比較してより広範な関心を集めるに至った理由は、今や明白といえるだろう。すなわち、後期のパライス理論は、バーリンなど先進諸国で支配的な自由主義のパラダイムを出発点にしつつ、それを換骨奪胎することにより、実質的自由の概念を導出するという、自由概念の画期的な転換を伴っていた。そして、その立場から、ベーシック・インカムの必要性を体系的に論証することによって、ここまでに至るベーシック・インカム論の歴史の中でも前例のない、自由主義陣営を含めた、社会全体からのベーシック・インカム論に対する高い関心を引き出すことに成功したと言えるのである。

以上、本節では、ベーシック・インカム論形成の歴史的背景について概観してきたが、ここで最後に、本報告書全体の関心との関連から、こうした歴史的ベーシック・インカム論と共生社会論との関係について、重要な特色を一点指摘しておきたい。すなわち、それは、本報告書で扱った多様な歴史的ベーシック・インカム論においては、共生社会創成への関心は必ずしも中心的な主題となり得なかった、という事実である。というのも、本報告書で扱った歴史的ベーシック・インカム論は、それが万人に同一の所得を保障する議論である限り、必然的に万人に共通の生活を保障し、異質な他者を共存させるという、共生社会論と共通の関心を有している。だがしかし、そこにおいては、たとえば女性や文化的少数派等、今日の共生社会論において中心的な関心を集める人間集団の地位に関する具体的考察は、必ずしも中心的な論点とはなり得なかった。たとえば、ベーシック・インカム論の元祖たるトマス・ペインは、その著書『人間の権利』の中で、両性の差別が存在するという事実を指摘しているが（ペイン 1971, 68）、かかる性的差別の解消という目標は、彼の平等化論の中心的動機を形成しているわけではなかった。

むしろ歴史的議論の主たる動機を形成しているのは、一国の内部における旧支配層の打破、たとえば王や貴族、土地所有者等の特権の解消であり、あるいはペインなどの場合で言えば、植民地アメリカに対して本国イギリスが有した特権の解消であった。それ故に、彼らの議論が、ひとたびこうした旧勢力の特権を打破した後、なお残存する女性や文化的少数派の地位に対してどのような処方箋を有していたかは、必ずしも自明ではない。そのことを端的に示

すように、こうした歴史的議論において、最も継続的で中心的な争点となっていたのは、土地所有制度や税制・金融制度の改革であり、家庭内分業制のあり方ではない。その意味で、ベーシック・インカム論の側において、共生社会論に対する関心がいかなる歴史的経緯を経て生じたのかは、今日未だ十分には論じられていない、今後のベーシック・インカム論研究の課題と言えるのである。

第3章 ベーシック・インカム論の制度構想

第1節 ベーシック・インカム論の制度的多様性

本報告書のここまでの議論から明らかなように、現代ベーシック・インカム論の一つの大きな特色は、その制度的な多様性にある。そして、この特色は、より具体的に言えば、いくつかの側面を有している。

第一に、現代ベーシック・インカム論は、それが未だに現実には実現していないという意味でのユートピア性を持っている。そのため、それ自身の制度構想の細部が相当程度曖昧な形で規定されていたり、あるいは、全く規定されていない部分も多い。たとえば、そうしたベーシック・インカム論の持つ曖昧さを最も端的に示すのが、その給付額や財源に関する問題である。というのも、ここまでの記述に明らかなように、現代ベーシック・インカム論の議論の少なからぬ部分は、こうした給付額や財源に関して、それを具体的な数値で明言することなく議論を行っている。

もっとも、こうしたベーシック・インカム論の曖昧さは、本章で以下詳しく論じるように、それ自体として、必ずしもベーシック・インカム論の決定的な欠陥を示す問題点だとは言えない側面を持っている。というのは、ベーシック・インカム論それ自体が未だ具体的な政策として日の目を見る相当以前の段階である国家が多い。そうした場合に、どの程度の給付額を、どの程度の財源負担と引き替えに受け入れることに合意が成立するかは、多分に各国の時代毎の多様な政治状況に依存する結果となり、事前に一般的に語る事が困難な側面を有しているからである。

だがしかし、そうした背景事情は存在するにせよ、たとえばこうした財源面での不確定性などが、全体として、ベーシック・インカム論の曖昧さを作り出す要因になっていることは紛れもない事実である。そして、たとえば、ある人が、現行税率と同じ税率の枠内で、かろうじて毎日の最低限の生活を保証するベーシック・インカム論を提起する場合と、90パーセントを超える税率と引き替えに、充実した福祉や教育等の費用の大半を余裕を持ってまかなえるベーシック・インカム論を提起する場合とでは、各々が想定する市場経済の自由度や国家権力の強度、あるいは各ベーシック・インカム構想の実現可能性等の様々な側面について、およそ正反対の結論が出てしまう。そうである以上、こうしたベーシック・インカム論の制度的多様性については、一定程度のまとまった整理と検討が不可欠となってくる。

第二に、ベーシック・インカム論は、第一の意味とは異なった意味において、制度的な多様性に関連する問題群を提起する。それは、より具体的には、ベーシック・インカム論と似通った政策目的を持ちながら、異なった対象や方法を採用する政策との関係に関する諸問題である。このことは、特に第2章で検討した、現代ベーシック・インカム論の歴史的前提の問題と深く関連する。すなわち、第2章で行った検討から明らかなように、これまでに行われたベーシック・インカム論に関連する歴史的な議論の中では、パライスが示すような六つ

の条件を欠いていながら、何らかの形で市民に一定の所得移転を目指す様々な政策群が、事実上ベーシック・インカムの提言として扱われてきた場合が多数存在する。たとえば、トマス・ペインが行った、21歳の時点での一括の支払いは、厳密な意味で言えば、ベーシック・インカム論ではなく、本章で検討する、ステイクホルダー・グラントに該当する。

しかしながら、このことは、トマス・ペインの言説が、ベーシック・インカム論の形成に際して、多大な影響力を及ぼしていたという事実を否定するものでは決してない。少なくとも、歴史的に見れば、ベーシック・インカム論者の間では、ペインの言説は、後年のベーシック・インカム論構想に際して、重要な想像力を与えるものとして意識されていた。あるいは、ベーシック・インカム論の構築に際しては、これら類似システムの所在を念頭に置いた上で、自己のベーシック・インカム論の有利性を自覚化したり、その問題点を修正することは、極めて頻繁に行われていた。それ故に、ベーシック・インカム論の具体的制度を考察するためには、こうした周延的な類似制度をも視野に入れて、それらとの比較をおこなうことが不可欠の作業となってくるのである。

そこで、以下本報告書では、大きく二つの側面から、ベーシック・インカム論の制度設計に際して、様々な選択の多様性が問題となることが多い論点を検討しよう。その二点とは、①給付方法を巡る議論②財源調達的手段、である。

第2節 給付方法

① ステイクホルダー・グラント

まず第一に、ベーシック・インカム論と極めて近接した構想として、近年多くの論者の中で関心を集めつつあるのが、ベーシック・インカム論のように毎月あるいは毎年単位で給付を行うのではなく、人生上のある一定の時点で一括して給付を行う、ステイクホルダー・グラント (stakeholder grant) である。この議論の代表的論者は、イェール大学の有名な法学者ブルース・アッカーマンと、彼の共著者アン・アルストットであり、彼らは90年代末から積極的にこの議論を提唱するに至っている (Ackerman and Alstott 1999)。

ステイクホルダー・グラント論の台頭にとって、アッカーマンがこの議論の提唱者であったという事実は、極めて大きな意味を持っている。というのは、アッカーマンは、現代リベラリズム・平等論の代表論者、ジョン・ロールズや、ロナルド・ドゥオーキンらと並び称される高名な規範的正義論者として知られており、その主著『リベラルな国家における社会正義』(1980)では、むしろベーシック・インカム論とは対極にある、国家権力の中立性を主張していた (Ackerman 1980)。ところが、こうしたいわばアメリカ・リベラリズムの中心的論者が、ベーシック・インカム論と重なるステイクホルダー・グラント論を提唱したことで、アメリカにおけるベーシック・インカム論への関心が一気に高まった事は明らかだからである。

そこで以下、アッカーマンの構想を具体的に検討しよう。アッカーマンによれば、ステイクホルダー・グラントとベーシック・インカム論は、共通の関心から出発する。それは、極

■ 第3章 ベーシック・インカム論の制度構想

端な市場万能論者がしばしば強調するように、自由と平等が対立するわけではなく、両者の両立が可能だという確信である (Ackerman and Alstott 2006, 43)。こうした関心から見た場合、現代アメリカの福祉国家政策は、ある特定階層の平等化のみを過大に重視しすぎているという大きな問題を抱えている。というのも、現在の福祉国家政策は、ある若者が上流25パーセントの階層に属する場合、大学への補助という形で援助を行い、下流20パーセントの階層に属する場合、資産調査付きの社会プログラムという形で補助を行うが、その中間に属する若者の人生の出発点には、何の援助も行わないからである (Ibid., 44)。

そこでアッカーマンらが提唱するのが、全ての市民が21歳になった時点で、ある種の奨学金として、80,000ドルを国家から受け取るというグラントの構想である。アッカーマンによれば、この給付を受け取るためには、それを有意義に使うための選択を行う能力を担保するという観点から、二つの条件が存在する。第一の条件は、受給者が高校を卒業していることであり、もし高校を卒業していない場合には、卒業証書を手にするまでは、ベーシック・インカム的に、80,000ドルから生じる金利だけを毎年受け取るという暫定措置がとられる。第二に、犯罪による刑の執行の必要がないことである。この二条件さえ満たせば、市民はその金を受け取ることができ、その用途については制約が課されない。アッカーマンによれば、「大学に行っても、行かなくてもよいし、家を買う目的や、将来に備えて貯蓄してもよいし、ラスベガスで散財し尽くしてしまってもよい」のである (Ibid., 45)。

このグラントの財源について、アッカーマンは、二段階の提言を行っている。第一に、最初の立ち上げ期である5年程度については、個人資産が230,000ドル以上ある人に2パーセントの富裕税をかける。この課税下限は極めて高く、アメリカでは、この額を超えた資産の持ち主は総人口の20パーセントにあたり、80パーセントの人々は税を免除されるため比較的容易に合意が成立する。第二に、5年が経過した後は、80,000ドルを受け取った人が死んだ場合、その人に返納能力があれば、その人が生きていた間の利子を加えた額を、国家に返納させる (Ibid, 45)。アッカーマンの試算によれば、たとえば2010年に、ある人が21歳で80,000ドルを受け取った場合、平均寿命の予測通りその人がその後60年間生きて2070年を迎えて死に至り、60年間の予想平均利子率を加えてこれを国家に返却すれば、2070年には、国庫に250,000ドルが返却される。そこで、アッカーマンは、この長期戦略は成功すると結論づける (Ackerman and Alstott. 1999, 83)。

アッカーマンは、このようにステイクホルダー・グラントの基本構想を呈示した上で、それとベーシック・インカム論の差異を何点かにわたって敷衍する。

第一に、ベーシック・インカム論と比べて、ステイクホルダー・グラントは、受給者により幅広い選択の余地と自由を提供する。すなわち、アッカーマンによれば、ベーシック・インカム論では、自らの将来の収入を担保に銀行から大金を借りることを原則禁止する案が多いが、ステイクホルダー・グラントでは、大金を一挙に消費する自由を認める一方で、浪費の危険が心配な人は保険会社から生涯年金を購入して毎月の分割払いを受け取る事も排除せず、より多様な選択が認められる (Ackerman and Alstott 2006, 47)。

第二に、アッカーマンは、両者の支払い形態に関する表面的な差異が、仮に何らかの技術的な方法によって乗り越えられた場合にも、両者にはなお心理効果の面で大きな差が生じると指摘する。すなわち、ベーシック・インカム論の方が、比較的短期的な消費者的態度を促

進しやすいのに対して、ステイクホルダー・グラントの場合は、より長期的な視野で人生設計を行う態度を育てる可能性が高い (Ibid., 48)。特に、ステイクホルダー・グラントは、その費用が高額であるため、人々がそれを受け取る際に、一国の市民であることの意味を再考する契機を提供する可能性が高く、だからこそ、市民は自らの市民としての義務を自覚し、死の際に国庫への資金返還を行う可能性も高まる。こうした、後年世代との間の互惠性の感覚を養う効果がステイクホルダー・グラントには認められる (Ibid., 50-1)。

第三に、アッカーマンは、ステイクホルダー・グラントが、導入の際に様々な面で容易な側面を有していると指摘する。すなわち、彼によれば、ベーシック・インカムは、毎月の一定額の支払いであるために、既に福祉国家体制の下で設定されている、様々な所得移転システムとの重複や、トレードオフ等の論点を必ず惹起する。その結果、ベーシック・インカムの導入に際しては、既存の給付システムにおいて既に給付を受けている人からの抵抗が生じることも予想される。これに対し、アッカーマンは、ステイクホルダー・グラントの導入は遙かに容易であると予想する。

こうした予想の根拠として、アッカーマンは、イギリスのブレア政権下での子供手当の提案経過を挙げている。すなわち、ブレア政権下では、全ての子供に対し口座を設け、誕生の際に750ドルを付与し、その後利子と誕生日毎の付加的給付を加算して、18歳になった際に7,500ドルの手当として一括支払いする案が構想された。この案は、選挙民の広範な支持を獲得したが、その理由はまさに、それが毎月の支払であるベーシック・インカム論と異なる、ステイクホルダー・グラント型であった事に起因するとアッカーマンは考える。すなわち、ここでは支払い形態の差異が、抵抗の大小を決めているのであり、ステイクホルダー・グラント型を採用し、しかもその支払額を当初少額に留めた上で、次第に資金回収などの結果国庫基金を増やしていけば、新たな所得保障システムの形成は容易になる、とアッカーマンは予想するのである (Ibid., 53-54)。

以上、アッカーマンの主張に従いながら、ステイクホルダー・グラントとベーシック・インカム論の差異について考察してきた。それでは、これに対し、ベーシック・インカム論側からはどのような反論が提起されうるか。ここで二点にわたって指摘しておきたい。

第一に、既に見た、パライスの理解に明らかなように、こうした両者の差異は、相互に様々な制度的工夫を付加することによって、相当程度縮小されうる。たとえば、ベーシック・インカム論を採りながら、将来のベーシック・インカムを担保に銀行のローンを設定することをアッカーマンは認めないが、パライスはその可能性に言及している。もしこの可能性を認めれば、両者の差異は、アッカーマンの指摘よりも縮小することになる。

第二に、そうした場合にもなお残るステイクホルダー論の特色であり、問題点ともなりうる特色でありながら、アッカーマンの議論では十分に検討が加えられていない問題として、浪費の拡大の問題が挙げられる。すなわち、ベーシック・インカム論でも、ステイクホルダー論の場合でも、給付収入を全く浪費してしまい、結局元の窮乏化状態に戻ってしまう人口は、一定程度存在することが予想される。だがしかし、その場合、ステイクホルダー論の方が、巨額を一気に交付するが故に、そうした問題への歯止めがかかりにくく、取り返しがきかない可能性が高い。この点は、ベーシック・インカム論の方がより柔軟な対応が可能であり、両者の間に最後に残る差異とも言えるため、今後の議論の深化が必要となってくる。

㊦ 負の所得税

第二に、ベーシック・インカム論の給付方法に関する議論に際して、常にその比較対象として言及される所得保障の方法として、負の所得税が挙げられる。以下本報告書で論じていくように、この負の所得税という構想は、厳密に言えば、いくつかの点において、ベーシック・インカム論が満たすべきいくつかの条件を満たしておらず、それとは異なった側面を持っている。しかしながら、この制度は、既存のさまざまな所得移転システムよりも遙かに広範な人々に対して、一定の所得を確保することを目的としたものであり、その政策目的の点に関して、ベーシック・インカム論と類似の側面を持っている。しかも、この制度は、ベーシック・インカム論と類似の、さまざまな賛成論・反対論を巻き起こしている。それ故に、この制度は、ベーシック・インカム論の特質を照らし出す比較基準として重要な意義を持っており、以下本報告書ではその特質を考察したい。

そこでまず、この制度の構想を概観しよう。この制度は、勤労所得が一定額に満たない者に対して、現金を給付する形で移転給付を行うものである。その給付額は勤労所得が上昇するに従って減額され、それが一定に届くまで給付が続けられる、というのがこの制度の一般的な構想である。

たとえば、この構想を提案した最も初期的な論者であるフリードマンの議論を参照しよう（フリードマン 1975）。彼によれば、当時現実に運用されていた連邦所得税の制度は、納税者一人当たり600ドルの基礎控除と、10パーセントの一律控除が認められており、仮に基礎控除を100ドル上回る収入がある場合、それに対する所得税を払う必要が生じていた。これに対し、フリードマンが提唱した負の所得税システムでは、所得が基礎控除を100ドル下回る場合には、それに対する負の所得税という補助金を還付されることとなり、負の所得税が50パーセントであれば、この場合50ドルが受け取れることになる。一切所得がない者はこの場合300ドルが受け取れることになり、この300ドルという額が、この社会においては、どのような市民も所得がこれ以下にならないという最低基準を構成することとなる（同上、215-6）。

フリードマン自身は、このシステムのメリットとして、以下のような点を挙げている。第一に、この制度は貧困の救済のみを目的としており、その他の政策目的には中立に作用する。第二に、この制度の下では、誰にとっても最も使い勝手の良い、現金の給付が可能となる。第三に、この制度は、市民一般を対象とした汎用的・普遍的給付である点にも特徴があり、特定集団を受取人としている多くの既存の給付に代えて、この制度に一本化することも可能である。第四に、この制度を用いれば、社会が負担する所得保障のためのコストについても、それを明確に把握することが可能となる。第五に、この制度は市場の外で機能するため、市場本来の機能をゆがめる可能性が低い。第六に、この制度は人々が最低所得以上の所得を労働等で稼いだ場合、それを一定の割合で所得増加に反映させるため、人々の自助努力をそぐことが少ないシステムである。最後に、このシステムは、現行の所得税と一体で運用できるため、行政手続きが簡素化すると同時に、ほとんど給付対象となる全員を容易に把握できる点において、現行制度よりも補足率を高める効果も期待できる（同上、216-7）。

このように、フリードマンは、負の所得税の大枠と、そのメリットを示した上で、更に、この制度が一定程度持続可能であり、しかも相当の所得保障効果を有していることを強調す

る。すなわち、彼によれば、アメリカにおいては、1961年に連邦・州・地方からの福祉給付とプログラム維持費は330億ドルに上ったが、これをその当時の5,700万の単身者および家族に対して、負の所得税の形で割り振ったとする。その場合、約10パーセントの最低所得層に対して、一消費単位当たり約6,000ドルの交付をまかなえただろうし、仮に交付対象を単身者および家族の底辺3分の1に仮に拡大したとしても、一単位当たり2,000ドルの交付をすることが可能であった。

この1961年における2,000ドルという金額を、物価変動を考慮に入れて、アメリカの福祉政策を考える上でしばしば原点とみなされるニューディール期の収入に換算すると、それは、1930年中ごろの所得下位層3分の1程度の収入に該当する。そして、フリードマンは、この金額は、1930年当時、最低の生活保障の目安額として比較的広範な合意を得ていた以上、そうした程度の寛大な所得額を、万人に対して保証する負の所得税構想は、「あまりにもぜいたくに過ぎるプログラムである」と結論づけるのである(同上, 217-8. なお、フリードマン自身が、その後、負の所得税に関して論じたものとして、フリードマン 1980, 192-7)。

以上の考察を通じて、負の所得税制度の概観的構想と、それが持つメリットの理解が一定程度可能となった。それでは、この制度はベーシック・インカムとどのような点で類似性を有しており、どのような差異を有しているか。以下では、フィッツパトリックらの所説を参考にしながら、その特色を総括しよう。

第一に、負の所得税は、一定の人に対してだけ給付される条件付き給付であるという給付対象の点で、ベーシック・インカム論とは異なった側面を持っている。すなわち、ベーシック・インカム論は、市民である限り無条件で得られる普遍的給付であったが、負の所得税は、所得額による制約条件が課されており、その給付対象は限定される。このことから、ベーシック・インカム論の立場からは、負の所得税に対して、所得保障の対象範囲が限定された、所得補償政策として不完全な制度であるとの批判が可能なのにも思われる。だが他方、負の所得税が、こうした給付対象の限定性の故に、無条件に一定の給付を行うベーシック・インカム論とは異なって、一定の現実味を帯びた政策として認識される原因の一端を成していた。そのため、たとえば1969年にニクソン政権下で、負の所得税の変種である一種である家族扶助プランの導入が提案されるなど、負の所得税はベーシック・インカム論と異なって、これまでに現実の政策過程において、しばしばその現実の採用が論じられる結果となった(たとえば、アメリカにおける、負の所得税導入を巡る政策論争史として、Levine and Watts (et. al.) 2005.)。

しかもいま、こうした政治的支持の広がりという点で注目すべきは、負の所得税構想が、一見所得保障構想に対しては消極的と考えられる事の多い、急進的右派に属する立場の人々からも支持されているという事実である。たとえば、フィッツパトリックは、その支持者が、社会主義者や自由主義者だけでなく、急進右派に及ぶと指摘しているし、そもそもフリードマン自身が、市場万能主義的な急進的右派の論客であることは周知の事実である。このように、ベーシック・インカム論に比して、より幅広い支持者を集め得るという点は、負の所得税構想が有する重要な特色の一つである(フィッツパトリック 2005, 107-8)。

第二に、負の所得税は、その給付方法の点から見ても、ベーシック・インカム論といくつかの大きな差異が存在する。そうした給付方法に関連する特色の一つは、ベーシック・イン

第3章 ベーシック・インカム論の制度構想

カム論の給付単位が、あくまでも個人単位とされているのに対して、負の所得税の構想においては、基本的に各家計単位での所得額を合計し、その中で最底辺にある家計に対する所得保障に焦点を絞っている点である。こうした両者の差異は、それぞれの給付が与えられた結果得られる政策的効果、特に、家族形態や家計行動等のあり方に強く影響を及ぼす。言い換えれば、負の所得税においては、ベーシック・インカム論が挙げているいくつかの利点のうち、それが個人単位での給付であることに起因する利点は認められない（同上、110、112）。

そのために実際、アメリカにおいて負の所得税の導入が現実的な選択肢として政治的実践の場において論争された時、一つの争点になったのが、負の所得税が導入された結果、家庭が解体される危険性の問題である。というのも、負の所得税の場合、家族単位で集計される総所得を基準として、それが低いものに対して給付が行われることとなる。そのため、一人当たりの所得を可能な限り増大させるという点のみから判断すれば、事実として家族を維持するか否かはともかく、法的側面では家族を解体し個人が独立の家計を構成した方が、より多くの負の所得税給付を受けることが理論上は可能となる（同上、110）。そして実際、アメリカで1970年代のカーター政権期に展開された、負の所得税を巡る論争過程では、負の所得税が実験的に導入された結果、離婚率が上昇するとする報告が呈示され、その科学的信憑性が論争の的となるなど、負の所得税が家族形態に及ぼす影響は、一貫して負の所得税を巡る重要論点であり続けている（Levine and Watts (et. al.) 2005, 96）。

他方、負の所得税とベーシック・インカム論との間に見出せる第三の差異として、ベーシック・インカム論の場合は、あくまでも各人に対して自動的に支払われる事前の給付の形態を採用しているのに対して、負の所得税の方は、勤労所得の合計を確定し、それが負の所得税の給付条件以下であることを確認した後に支払われる、事後給付の形態を採用している点が挙げられる。こうした差異のために、負の所得税の方は、社会情勢や経済状況の急激な変動に対応して、政策実施者側が給付額や給付対象等を変更しようとした場合、一定の手續と時間の経過を必要とし、即応性に欠ける可能性がある。このことは、負の所得税やベーシック・インカム論の政策目的が、手持ちの資産が少なく、収入も不安定な低所得層に対する経済的援助を意図したものであることを考慮すれば限り、負の所得税が持っている弱点・限界と言わざるを得ない（フィッツパトリック 2005, 111）。

最後に、負の所得税とベーシック・インカム論の間に見出される第四の差異は、負の所得税の方が、給付当初に一定の資産条件を満たすことが要求され、しかも労働の成果に応じてその給付が減額されるなど、あくまでも給付対象の自立・自助努力を促すシステムである点である。これに対して、ベーシック・インカム論は、一切の給付条件を設定しない無条件給付であり、給付対象が労働により一定の成果を得た場合、その成果は給付に純粋に上乗せされる。

このことは、所得保障システムの構築に際してしばしば問題となる、失業の罨などの問題を考慮に入れる時、両者の示す重要な差異となる。すなわち、ベーシック・インカムの場合には、人々がたとえ少額でも給与を手に入れば、それは全額当人の追加的収入となるため、労働意欲をそがれることはない。だが他方、負の所得税の場合は、給与を得ることにより、いかに少額とはいえ必ず給付額の減額が起るため、ベーシック・インカム論よりも労働意欲を刺激する度合いは必ず低下してしまうという差異が存在する。

以上のように、ベーシック・インカム論と負の所得税とは、低所得層に対する所得保障という一定の共通目的を持ちながら、いくつかの側面において重要な差異を持っている。そして両者の関係を敢えて単純化して整理すれば、負の所得税は、ベーシック・インカム論が持っていた所得保障機能の徹底性を一定程度犠牲にして、現実の政治過程における受け入れられやすさを目指した議論としての側面を持っている。すなわち、負の所得税構想には、上で見たように、所得額による給付対象の制限や、事後的給付としての即応性の不足、更に労働意欲の阻害等、ベーシック・インカム論には見られないいくつかの欠点が見出される。しかも、負の所得税に対しては、それが市民に権利としての付与されるものではないことから、ベーシック・インカム論とは異なって、所得保障システムの構築・維持に際しより決定的な、市民相互の連帯観を促進する可能性がおよそ欠けている、という問題点さえ指摘されている(同上, 113)。

しかしながら、その反面、負の所得税には、アメリカのように政府機能の拡大には慎重な国家においてすら、現実の政治過程でより真剣に考慮されてきたという一定の歴史がある。それ故に、負の所得税構想は、そのいくつかの限界にもかかわらず、ベーシック・インカム論の現実的な導入過程が問題とされる時、そのための思考の手がかりを与える議論として、常に一定程度参照されるべき性格を有しているのである。

第3節 財 源

それでは、以上の議論を前提として、次に、ベーシック・インカムの財源を巡って、様々な論者が呈示した構想を見てみよう。

ベーシック・インカム論の具体的な実現過程を考えた場合、それに必要な財源をいかにして確保するかは大きな問題となることは言うまでもない。しかしながら、我々が抱くそうした直感的な印象とは正反対に、ベーシック・インカム論のこれまでの先行研究においては、ベーシック・インカム論の財源を巡る様々な構想や具体的試算の実例は、ベーシック・インカム論研究の中心的な部分を成してきたとはいいがたい。

恐らくその最大の理由は、ベーシック・インカム論に必要な財源は、各論者が、最も手厚い給付額のベーシック・インカムを提唱するか、最低限のベーシック・インカム論を提唱するかに応じて、極めて大きく変動するからである。あるいは、そうした両極端の中間を採用して、「その時の各国の経済状況に応じて無理なく実現できる額」と定義すれば、差し当たり定義上は様々な立場からの異論を回避できるようにも一見思われる。しかしながら、この額が、ある特定国の、将来のある一時点において、一体いくらになるかを事前に予測することは、経済状況の事前予測がおよそ困難であると同様に、およそ不可能である。そのため、この定義を用いても、詳細な必要経費を予測し、それに対応する財源を完全に示すことは不可能である。

しかしながら、そうした困難さを引き受けつつ、いくつかの論者が、ある特定地域の特定時期の経済状況を基に、概観的な必要経費の試算とそれに対する財源の提言を行っている。そこで以下本報告書では、そうした試みのうちのいくつかを分析し、それらの特質を比較検

■ 第3章 ベーシック・インカム論の制度構想

討したい。

① ヴェルナーの消費税案

まず本報告書では、既存の税制を改変した財源案の例として、ヴェルナーが提起した消費税案を考察しよう。ドイツのベーシック・インカム論者、ゲッツ・W・ヴェルナーは、2005年頃のドイツの状況を前提に、消費税を主たる財源として、ベーシック・インカムを導入する構想を提唱した。

まず第一に、ヴェルナーは、自らのベーシック・インカム論構想におけるベーシック・インカムの支給額について、差し当たり議論の出発点として、ドイツ市民一人当たり一ヶ月1,500ユーロという額を提唱する。彼自身は、給付額をここに設定する理由について、それが人々の最低限度の生活を保障し、しかも消費税を支払う事を可能にする以上の額であると同時に、多くの人がその収入だけでは満足せず更に労働を希望する程度の額であることを指摘する。すなわち、彼によれば、社会内の生産が完全にオートメーション化されていない現状では、人々がこの額のみで満足して、消費のみに専念し働くことをやめてしまう場合、社会の生産はストップしてしまう。しかしながら、多くの市民は、この額を付与された場合、それを「生活するにはそこそこじゅうぶん」なものだとして受け止めつつ、それ以降は「必要に迫られて働くのではなく、働きたいから働く」という新たな態度で労働に向かうことが予想される。つまり、このベーシック・インカムが付与されて以降、人びとは自らを尊重してくれる同僚との労働の喜びや、自らがつくる製品そのものへの関心・信頼などを動機として、労働に向かうことが予想されるのである（ヴェルナー 2007, 40）。

このように、ヴェルナーは、ベーシック・インカム論の給付額を1,500ユーロと仮定した上で、その導入と、それに対する財源確保を3段階に分けて提唱する。すなわち、第1段階は所得税を軽減すること、第2段階は消費税を加重すること、第3段階がベーシック・インカムを徐々に導入することである。

まずベーシック・インカムの導入経過に関して、ヴェルナーは、ベーシック・インカムが一定額ずつ導入された場合、人びとの賃金や公的給付等はその分だけ減額されるシステムを提唱する。たとえば、400ユーロのベーシック・インカムが導入された段階では、年金生活者も生活保護受給者も400ユーロが支給されるかわりに、彼らの給付は400ユーロずつ減額されるし、労働者も400ユーロを一律にベーシック・インカムとして支給されるかわりに、400ユーロずつ給料が減額される。その結果次第にベーシック・インカムとして支給される額が増加し、それがいつか1,500ユーロに達することとなる。この時、人びとには、更なる追加労働をしない自由も、以前より1,500ユーロ切り下げられた賃金で追加的に働く自由も認められている。こうした賃金低下の結果、社会全体としては、「機械や新たな生産方式の導入が困難」で、真に「人手が必要とされる」産業に対して集中的に労働力を配置することが可能になる、とヴェルナーは指摘する（同上, 43-5）。

他方、所得減税と消費税増税を通じた財源確保について、ヴェルナーはまず、そのコストを以下のように算定する。第一に、既に現状の税体系の下でも確保できる可能性が高い財源として、ヴェルナーは、その協力者ハードルプの試算を元に以下のように算定する。すなわち、現在ドイツで社会給付制度において年間7,200億ユーロを支出しており、更にそうした給

付の管理コストとして、年間1,000億ユーロを支出している。ベーシック・インカムを導入すれば、管理コストの約半分は節約可能と考えられ、およそ8,000億ユーロの財源がベーシック・インカムに配分可能となる。これをドイツの8,000万市民に配分すれば、一人当たり一ヶ月には830ユーロ以上の受け取りが可能となる(同上, 81 ヴェルナーは別所では、こうした社会給付から管理コストを引いた転用可能額を5,800億ユーロと見積もっている。同上, 117-8)。

他方、このようにして、社会給付を全廃して確保できる財源だけでは、1,500ユーロという最終目標額の約半分であり、更なる財源の積み増しが不可欠である。そこで、ヴェルナーは、消費税の増税という方法を通じて、そうした財源の積み増しを行う可能性を、以下のように説明する。

まず、こうした財源の積み増しに際しては、それが消費税増税という手段を通じて行われることの正当化が不可欠になる。その理由について、ヴェルナーは、既存の主要な税源である所得税との対比を通じて、一定の説明が可能であると主張する。すなわち、彼によれば、所得税と消費税とは、それが価値創造のいかなる段階で行われる課税かという点で最も決定的な差異がある。このうち消費税は、生産者が何らかのものを生産し、それを消費者が最終的に消費するという価値創造の流れの中で見れば、消費というその最終段階で課される税である点に特色がある。いま仮に、ヴェルナーの構想するように、消費税以外のあらゆる税が廃止され、それが消費税に一本化されたと仮定する。その場合、消費者は、社会内において唯一税を負担する存在とならざるを得ず、一見不公平にも感じられる。だが、逆にこのとき、消費者は社会において課せられる税額の全体像を把握しつつ、それに一定程度同意して消費税を払うことが可能になり、税負担の透明性は増すことになる。

これに対し、法人税や所得税等、消費税以外の税が存在する現在の税制システムを考えてみる。ここでも、実態としては、社会内のあらゆる税負担を最終的に担っているのは消費者であり、あらゆる生産の中間段階で課せられる税は、全て製品の最終価格に転嫁される。しかしながら、この方法では、最終的な税負担者としての消費者には、税負担の事実やその額に対する認識が困難である上に、中間段階での生産者等は、課税回避のために過剰な投資等を行う結果となり、結局効率的な生産が行われない。このように、消費税は、税負担の透明性向上や、生産効率化等の観点から、既存の税体系と比して大きな有利性を有している。それ故に、ベーシック・インカムの新たな財源は、消費税に一本化することが不可欠である、とヴェルナーは主張するのである(同上, 45-6)。

このように、税制としての消費税の有利性を確認した上で、ヴェルナーは、それが経済的な観点からも一定の持続可能性を有している理由を、以下のように説明する。彼によれば、税収をより大きくするためには、消費税の増税が不可欠であるが、そもそも消費税率は社会的な必要に対応して比較的自由に決めることが可能であり、約50パーセント程度まで上げることも決して不可能ではない。その理由の一つとして、ヴェルナーが挙げるのが、スカンジナビア諸国での経験である。すなわち、消費税は現在ドイツでは15パーセント程度に留まっているが、既にスカンジナビア諸国では25パーセントに達している。また更にドイツにおいても、先述したように、製品の生産過程において、消費税以外の多様な税が支払われており、それらと消費税を累計すれば、既に製品の最終価格の半分近くは税金だとする見解もある。

■ 第3章 ベーシック・インカム論の制度構想

それ故に、50パーセントの消費税という額は必ずしも不可能とは言えない額である（同上、58-9）。

更に、ヴェルナー自身は、こうした消費税中心のベーシック・インカム論の副次的な経済的効果として、それが企業家に対して好適な経済的環境を提供する可能性を指摘する。すなわち、彼によれば、こうした消費税中心のベーシック・インカム論構想の下では、企業はその生産過程において課される様々な税を考慮する必要から解放され、より積極的に生産活動を行うイニシアティブを確保できる。しかも、このシステムの基では、ベーシック・インカムの効果から賃金が低下する利益が大きく、生産拠点を国外に移す必要が低下する。こうして、消費税中心のベーシック・インカム論構想は、企業活動の活性化という観点からも、より持続可能な構想だとヴェルナーは結論づけるのである（同上、59-61）。

以上、ヴェルナーの議論を考察してきたが、この議論の特徴は以下の点に集約できる。すなわち、ヴェルナーのベーシック・インカム論は、現時点で達成可能な800ユーロの段階までは、明確な財源の裏付けを伴った、非常に実現可能性の高い構想を呈示することには一定程度成功している。しかしながら、それを越えて、彼自身が最終的な理想論とする、1,500ユーロのベーシック・インカムに至る過程は、多分に楽観的な抽象論の批判を免れない。確かに、彼自身が指摘するように、消費税はその本質上、必ずしもベーシック・インカム論の政策目的と論理的に背反するものではないし、スカンジナビアの経験も踏まえれば、消費税率が一定程度上昇する事に対しても、国民的合意の形成は必ずしも不可能ではないかもしれない。だがしかし、現時点で現実には消費税率を15パーセントに設定しているドイツの中で、そこから近い将来に、その税率を一挙に50パーセントに引き上げる計画に関しては、より詳細な具体策の説明が必要だろう。

そして今、日本のように、消費税率が、現段階で15パーセントよりも更に低い国家の存在をも考慮に入れるならば、ヴェルナーの財源論については、最終的に、以下のような評価が可能となる。すなわち、それは、ドイツに固有の政治的状況下においては、社会保障システム改革への具体案を考慮する際に、一定程度参照される意味も認められる。だがしかし、それが世界全体の社会保障システムの制度構想に用いられる際には、より慎重な考慮が必要と言わざるを得ないのである。

㊦ トービン税

次に、こうした既存の税システムを用いない、新たな税システムの導入を図る可能性を探る議論を考察しよう。そうした制度の一例としては、先述したアラスカの事例のように、自然資源の売り上げを充当する方法も存在する。だがしかし、この方法は、そうした資源を共有する共同体のみに妥当する方法であり、普遍性という点で限界がある。そこで、以下本報告書では、いわゆるトービン税の可能性について検討しよう（以下の考察に当たっては、ジュタン 2006の議論を参照した）。

トービン税は、アメリカのノーベル賞経済学者ジェームズ・トービンが、1972年に提唱した新しい税の構想である（Tobin 1972）。この税は、為替相場の安定を目的として、通貨を対象とした取引に課税するシステムである。この税は、通貨取引という新たな課税対象を設定する点で、既存の税制に見られないさまざまな特色を持っている。しかも、トービン自身は、

この税を、さまざまな新しい政府の公益実現のために使用し得るものとして提唱したため、それはベーシック・インカム論の財源としても、しばしば議論の対象に採用されている。

トービンの議論の出発点は、為替相場が過度に不安定になった原因の考察である。彼によれば、その原因は、民間金融資本が過度に国際的資本移動を進めた結果、各国政府が自律的に経済政策を運営することが困難になった点にある。トービンは、この問題を考える際、証券市場における投機的取引の減少策として、ケインズが新たな国税の創設を提唱したという事実に着目した。すなわち、ケインズは、証券取引そのものに課税をして、相当数の投機的取引が採算の合わないものになれば、投機的な証券取引は大幅に減少すると考えた。そこで、トービンは同様に、為替取引に対して課税をすれば、多くの投機的な為替取引は採算の合わないものとなると主張する。つまり、投機的取引においては、短期間のうちに少額の利ぎやを稼ぐために、通貨の売買が繰り返される傾向があるが、こうした少額の利益に対しても課税を行えば、その利益は無くなるか、極めて小さいものとなる。その結果、為替市場を過度に不安定にする短期的な取引の相当数は行われなくなるだろうとトービンは考えたのである（ジュタン 2006, 32）。

このように、トービンの新税は、投機的為替取引に対する課税という構想を伴っていたが、そこで次に問題となるのは、こうした税からどの程度の収入が見込まれるのか、という点である。トービン自身は、当初この税の税率を0.1パーセント以下と見積もった上で、一部の国家がこの税から離脱することで、投機主体がこの税を回避する可能性を防ぐため、それを各国で実施し、税の収入はIMFまたは世界銀行に預託することを考えていた（同上, 79）。しかし、今日の研究成果によれば、現在のグローバル化の拡大を考慮に入れれば、この税率では投機的な為替取引を防ぐためには必ずしも十分な税率とは言い難い（同上, 63）。

そこで、より今日的な経済条件の下で、最も導入が容易ではあるが税収が期待できない、悲観的な安い税率を採用したケースとして0.1パーセント、他方、最も導入が困難ではあるが税収が上がる、高い税率を採用したケースとして0.25パーセントの場合を想定する。この両税率に対して、各為替投機アクターが楽観・悲観、さまざまな反応を示したケースについて、税収の推計が行われた。その結果、最悪のシナリオに従えば、この税の税収は、年間で世界全体で70億ドルと推計され、最善の場合には、この税の税収は、年間で世界全体で2,460億ドルに達すると推計されうる（同上, 84-90）。

それでは、こうした相当額の税金は、どのような用途に振り向けられるべきだと考えられているのだろうか。たとえば、この税の提唱者であるトービン自身は、既に見たように、この税に関して、世界全体で一定程度の支持調達が可能と思われる用途として、世界銀行やIMFの強化を挙げている。この用途であれば、先進国も発展途上国も一定程度、この新税から利益を得られるだろうとの見通しからである。しかしながら、トービン以降の論者、特に90年代後半以降の論者は、この新税が使用されるべき用途を、更により具体的に2種類のものに類型化する。その一つが、保健衛生や、環境、教育、インフラストラクチャー等の、国際的な共通利益に資するプログラムの運営、換言すれば、グローバル公共財への投資である。他方が、南側諸国の各国別の開発プログラムへの支出である（同上, 91-119）。

このうち、南側諸国の開発プログラムの具体内容の中心は、その市民全体に対して、基礎的社会サービスに対する普遍的なアクセスを保障することに存しており、トービン税がベー

■ 第3章 ベーシック・インカム論の制度構想

シック・インカム論の財源としてしばしば着目される理由の一端はおそらくここに求められる。また、先進国を含めて考えた場合にも、トービン税は、保健衛生や教育・インフラストラクチャー等、市民の最も基本的で普遍的な権利・サービスを充足するために使用することが元来予定されており、ここでも、同様に市民に普遍的な権利として与えられるベーシック・インカムにそれを転用することは、比較的自然的な発想だということが可能である（なお、トービン自身は、1966年に最低限の所得保障制度の提唱を行っているが、そこにおける主たる財源は既存の連邦税の増税に求められている。参照 Tobin 1966）。

このように、トービン税の基本構想については、その予想される税収・用途等から一定の把握が可能であるが、こうしたトービン税にも、勿論いくつかの問題点が指摘されている。その主要な問題点としては、たとえば、各国の税率の差異を悪用して安い税率の国家に逃避する、タックス・ヘイヴンの問題点や、金融工学の発達と共に為替市場を通さずにさまざまな取引が行われ、そのことで課税が回避される可能性、更にはかかる税金を徴収するために過大な官僚機構が構築されそれが肥大化する可能性等が指摘されている。更に、そうした技術的問題点を仮に解決した場合にも、他のベーシック・インカム論用の財源と同様に、この税に対して各国の市民全体から十分な支持が調達できるか否か、という政治的実現可能性の問題が更に残されている（ジュタン 2006, 149-205）。そして特に、こうした政治的実現可能性の問題は、トービン税の場合、他の税源よりもより大きな問題が発生することとなる。というのは、トービン税の場合、その課税対象が、グローバルに活動する国際的な金融取引機関を対象とするものである以上、単に各国単位で適当な時期にそれが採用されるだけでは、タックス・ヘイヴンの形成を防止することは不可能であり、各国でほぼ同時にその税が導入されることが必要だからである。

以上の考察から、トービン税のベーシック・インカム論の財源としての可能性については、以下のような総括が可能である。まず、この税は、ベーシック・インカムの財源として、いくつかの有利性を有している。その一つは、それが既存の税体系から全く切り離された、新しい財源であるという点である。既存の税が、多くの場合、その税の用途に関して一定の既得権益を有する政治的集団からの抵抗等を惹起しやすいのとは対照的に、トービン税は、その新規性の故に、それに対する新たな国民的合意の形成がより容易である可能性がある。第二に、トービン税は、それが国際的な投機行為への批判を意図している点で、ベーシック・インカム論の政策目的である、格差拡大への批判という目的と極めて整合的なものである点でも、ベーシック・インカム論に極めて好都合な側面を有している。この点では、既に見たように、トービン税は、その構想の当初から、国際的な格差是正の目的に提起されてきた歴史を持っているが、そうしたトービン税の歴史は、ベーシック・インカム論の財源として、それが有している重要な有利性の一つと言える。

しかしながら、トービン税には、同時にいくつかの難点もまた認められる。その一つは、既に見たように、それが極めて技術的・金融工学的な色彩の強い税であることから、租税回避を誘発しやすく、また各国で同時に採用が必要であるという、その実現可能性を巡る問題点である。更に、この税は、そこから得られる税収の点から見ると、少なくとも現時点で行われている試算に基づく限り、世界全体で年間2,460億ドルに過ぎないもので、たとえばヴェルナーの消費税案などと比較しても、極めて少額に過ぎない。それ故に、結論として、トービ

ン税を用いたベーシック・インカム構想は、それに対する国民的合意形成が極めて容易ではあるものの、その給付額は極めて少額のものに留まらざるを得ない、と予想できるのである。

③ 日本型ベーシック・インカム論の構想

最後に、本報告書では、日本におけるベーシック・インカム論の試算を行った貴重な例として、小沢修司の議論を考察しよう（以下の議論は、小沢 2002）。

小沢はまず、ベーシック・インカムの額の設定から議論を開始する。その際彼が手がかりとするのは、生活保護の生活扶助の水準であり、彼自身はそれを手がかりとする理由を、「生活保護で保障される最低生活費でベーシック・ニーズが満たされると考えているわけではなく、あくまで仮に考えてみたい」と論じている。

小沢によれば、生活扶助額は年齢・居住地・世帯構成等によって基準が定められており、たとえば20—40歳で東京で一人暮らししている場合、冬季に暖房費を勘案した割り増しが5ヶ月分付加されること等を考慮して、一年間の総支給額を算出しそれを12で割った結果、月平均85,624円の給付が得られることになる。同様に、20—40歳の夫婦に10歳と7歳の子供がいる場合を計算すると、この4人家族の月平均給付額は21万円強になる。そして、これらの額を基に、小沢は自らの提起するベーシック・インカム額を、仮に月8万円と仮定し、それを1億2千万人に支給するための総経費を115兆2,000億円と算定した。小沢によれば、8万円という額は、たとえば、障害基礎年金の2級が約67,000円、老齢基礎年金が約月額67,000円と設定されていることから、仮の算定根拠としては必ずしも無根拠な数字ではない、という（同上、165-7）。

このように、小沢は、ベーシック・インカム論の支出面を仮に決定した上で、それに必要な財源を次のように構想する。第一に小沢が注目するのが、社会保障給付費の転用である。彼によれば、社会保障給付費のうち、労働災害、保健医療、住宅の各給付以外の現金給付については、その制度趣旨がベーシック・インカムと重複するため、それらを一切廃止しベーシック・インカムに一本化することが可能である。すると、ベーシック・インカム論の導入以降、社会保障給付としてカバーされるべきは、現物給付の部分と、労働災害、保健医療・住宅の現金給付部分のみをカバーすれば足りることとなり、その結果、社会保険料は現行の約4割に低下することが予想される（同上、167-9）。

第二に、小沢は、個人所得税について、所得控除を撤廃して全ての給与所得に比例課税することを提唱する。これは、所得控除が一種の負の所得税的な給付の側面を有しており、それ故に、それをベーシック・インカムと同一の目的を持つ政策と理解できる。たとえば、2002年度の所得税収（国税）を考えると、そこでは、給与総額222.8兆円のうち、125.8兆円が各種控除により課税対象から除外され、94兆円の課税所得に対して課税が行われた結果、15.8兆円の所得税収が得られる結果となった。これに対して、所得控除を撤廃して全ての給与所得に比例課税することにより、115兆になるベーシック・インカム論の必要経費を調達すると仮定すれば、給与総額222.8兆円に対して51.6パーセントの所得税を課せばそれが調達出来ることになると小沢は指摘する（同上、169）。

小沢によれば、この50パーセントという所得税に対しては、「稼ぎの半分が税金でとられる

■ 第3章 ベーシック・インカム論の制度構想

なんてたまらないという気持ちにさせられる」という直感的な反論が当然予想される(同上, 169)。そこで彼は、こうした議論に対し、いくつかの家計モデルを設定し、そこにおいて、ベーシック・インカム論の導入以前と以後で、実際に手元に残る現金収入を比較して、こうした異論への反論を試みている。

まず第一に小沢が挙げるのは、夫婦2人と子供2人、男性のみが働き、給与収入700万円の家族の場合である。当時の税率や社会保険料負担、更に各種控除システムを前提とすれば、このケースでは、現行システムの下で225万円が課税所得となり、それに対して10パーセントの税率が適用され、さらに当時定率減税等を勘案すると、所得税額は18万円と算定される。更に、社会保険料負担を70万円と算定した結果、このケースでは、 $700 - 70 - 18 = 612$ 万円が手元に残る額であると小沢は想定する(同上, 169-76)。

これに対し、小沢はベーシック・インカム導入後の同様の数値について、以下のように指摘する。すなわち、この家族では、ベーシック・インカムが1年間1人当たり96万円、合計384万円支給される。他方、社会保険料に関しては、医療を中心とする現物給付部分の社会保険は依然として維持されるため、その費用をカバーする社会保険料が依然必要であり、その社会保険料は現行の約4割で済むため28万円と算定される。すると、この場合の所得税額は、700万円から28万円の社会保険流用負担部分を控除した672万円に対して、50パーセントの税率で課税されることとなり、336万円と計算される。その結果、最終的に手元に残る収入額は、 $384 + 700 - 336 - 28 = 720$ 万円であると小沢は主張する(同上, 176-7)。

更に小沢自身は、同様の手法で、いくつかのケースで試算を行っている。たとえば、シングルファーザー(またはマザー)で子供が1人、給与収入が500万円の場合、現行システムでは、社会保険料負担が50万円、所得税額が15.6万円であり、手元に残る金額は、 $500 - 50 - 15.6 = 434.4$ 万円と算定される。他方、ベーシック・インカム導入後は、ベーシック・インカムが192万、社会保険料負担が20万、所得税額が240万と計算され、手元に残る金額は $192 + 500 - 240 - 20 = 432$ 万となって、ベーシック・インカム論の導入前後でほとんど変化がないと指摘される(同上, 177)。

更に、第三のケースは、共働き夫婦で各々500万円の給与収入があり、子供が1人のケースである。この場合、現行システムの下では、2人の合計で手元に残る額は861.76万円と算定されるが、ベーシック・インカム論導入後は、それが768万円に減少し、手元金額は94万のマイナスである。これに対し、小沢は、「これは、子供が1人増えれば現在とはほとんど変わらない水準となることを意味する」として、必ずしもこの事例はベーシック・インカム論の正当化に際して決定的な困難を惹起するものではない、との評価を下している(同上, 178)。

以上が、小沢による日本の試算例であり、この議論は、ベーシック・インカム論の議論が開始された当初の困難な状況の中で、膨大な資料を用いて丹念な作業を行った例として、極めて貴重なものであることをまず確認したい。それ故に、この議論は、今後も日本におけるベーシック・インカム論の考察に際して、必ず参照されるべき性格を有している。

しかしながら、こうした小沢の議論の貢献を承認した上で、本報告書では、その更なる発展を願う観点から、小沢の議論が持つ問題点に関して、主として二つの指摘を行いたい。

まず第一に指摘出来るのは、小沢の構想が持つ逆進性の問題である。すなわち、小沢は自

らのベーシック・インカム構想の持つ正当性を主張するため、三つの家族類型を想定しつつ、そこにおいて、ベーシック・インカム論の導入前後での手元収入の変化を比較している。そして彼は、第一事例で手元収入が増加し、第二事例で手元収入がほとんど変化しないことを根拠として、ベーシック・インカム論への賛成論を結論している。

しかしながら、こうした小沢の評価には、逆進性の観点から、一定の疑問を呈しうるようにも思われる。というのも、本来ベーシック・インカム論の政策目的を弱者救済に求める限り、ベーシック・インカム論の導入によって恩恵を被るべき対象としては、むしろ第二事例のシングルマザーの方がより適格な側面を有している。逆に、第一事例は、現行システムの中では、中間層に属する類型との印象が強い。しかもいま、こうしたシングルマザー類型について、ベーシック・インカム論の導入の結果、逆進的な効果が認められることは、必ずしも小沢の構想だけに留まるものではなく、後に見るように、フェミニズム論の立場からするベーシック・インカム論批判も指摘するところでもある。いずれにせよ、ここから指摘できることとして、小沢のベーシック・インカム論構想が、国民の不公平感を招かないためには、どのような社会階層が、どのような補償原理に基づき、どの程度受益するかについて、今後より統一的な説明が必要であるように思われる。

第二の問題は、小沢のコスト計算が肥大化する可能性である。本報告書の検討で明らかのように、小沢の構想は、細部を捨象して言えば、50パーセントの所得税を徴収して、月額8万円のベーシック・インカムをカバーすることを想定する。しかしながら、現実には、こうした小沢の構想は、様々な側面から、よりコストの高いものになる危険性がぬぐえない。第一に、支出面で見れば、国家の支出だけに限ってみても、ベーシック・インカム以外に、公共事業や教育等、相当額の支出が不可欠な項目が多数存在する。第二に、財源面で見れば、所得税50パーセントという負担だけでも、国民の税負担は極限状態に近い印象があるが、ここに更に、少なくとも地方税の負担があり、また小沢の議論を見る限り、消費税もその廃止が予定されていないので、更に負担が必要となる。これらの点について、小沢自身は、何らかの整合的な対応を考えている可能性も否定できないが、少なくとも、小沢の現在の構想においては、そうした対応の可能性は必ずしも十分に明確なものとはなっていない。それ故に、今後日本のベーシック・インカム論を具体化する際には、これら付随的な支出や負担の存在をも視野に入れた、ベーシック・インカム論の実現可能性の考察が必要のように思われるのである。

第4章 ベーシック・インカム論の道徳的・哲学的正当化

それでは、以上の議論を前提として、本報告書では次に、ベーシック・インカムの実現過程で生じる第二の大きな論点として、ベーシック・インカム論の道徳的・哲学的な正当化可能性の問題を考察しよう。

既に本報告書でこれまでに指摘してきたように、ベーシック・インカム論が多様な論争を巻き起こしてきた理由は多数存在するが、その主要な理由の一つは、ベーシック・インカム論のユートピア性・新規性に存している。すなわち、ベーシック・インカム論は、従来各国の現実政治の中で、具体的な政策や制度として実行されたことがなく、それ故に、それは極めてユートピア的な議論として、そもそも真剣な考慮の選択肢から除外されることが多かった。それ故に、ベーシック・インカム論の実現を指向する論者は、第一の作業として、前章で見たような様々な具体的制度構想を展開することにより、ベーシック・インカム論への反対説への反批判を試みてきた。

しかしながら、こうした制度的な具体像の欠如という批判の他に、ベーシック・インカム論に対するもう一つの強力な批判は、それが道徳的・哲学的に望ましいか否かという、正当化可能性の問題として展開される。換言すれば、仮にベーシック・インカムが、財源や政治的合意調達の側面から一定程度実現可能であると認められた場合にも、そもそも労働を行わない人びとを含めて、市民全員に対して無条件で一定額の所得を給付するということは、道徳的に不当であるという批判が展開される余地は十分に存在する。そして、こうした批判は、既にこれまで見てきたように、単に可能な批判であるというだけでなく、一般市民の道徳的直感に訴えかける力が強く、従来極めて広範に共有されてきた批判だと言うことが可能である。

そこで本報告書では、ベーシック・インカム論がこうした問題に関して、いかなる対応を行い、自己の道徳的・哲学的正当化を行いうるか否かに関して、以下のような方向から一定の接近を試みたい。第一に、本報告書では、ベーシック・インカム論者自身が、ベーシック・インカムを実現することにより得られる道徳的・哲学的価値について、いかなる定式化を行っているかを整理する。第二に、本報告書では、ベーシック・インカム論と同様に自由や平等等の道徳的価値を指向する議論であり、ベーシック・インカム論の形成にも大きな影響を与えた、現代平等論の多様な論点を体系的に整理し、その基本構造を提示する。第三に、本報告書では、こうした現代平等論の議論とベーシック・インカム論の間に成り立ち得る論争を、いくつかの類型に整理することにより、ベーシック・インカム論がどのような道徳的・哲学的特色を持ち、どのような意義や限界を有しているかを明らかにしたい。

第1節 ベーシック・インカム論の道徳的・哲学的価値

ここでまず本節では、ベーシック・インカム論者自身の立場から、ベーシック・インカム

論が持っている道徳的・哲学的価値に関して、どのような議論が展開されているかを整理して考察しよう。

フィッツパトリックの優れた考察を参照するならば、ベーシック・インカム論の道徳的・哲学的な正当化に際しては、主として以下のような二つの方向の議論が展開されてきた（フィッツパトリック 2005, 58-63）。すなわち、こうしたベーシック・インカム論の道徳的・哲学的正当化論における第一の方向性は、ベーシック・インカムが実現しうる具体的な道徳的・哲学的価値を積極的に提示するという方向であり、そうした議論に際しては、従来以下の具体的な道徳的・哲学的価値が援用されてきた。第一に、ベーシック・インカム論に対しては、既に見た、パライスが言う意味での真の自由価値実現という観点から、その道徳的・哲学的正当化が可能となる。第二に、ベーシック・インカム論は、いくつかの理由から、社会的公正という価値の実現にも、極めて重要な貢献を成すことが期待できる。というのも、ベーシック・インカムは、給付条件の調査を回避することによって、受給者側のプライバシーを公平に取り扱うし、受給者側が給付を非合法に受け取るために、自己の収入を不正に申告するという不正も回避できる。しかも、ベーシック・インカム論は、万人に最低限の所得を給付することで、市民権概念に実質的な内容を与えるが故に、こうした自らの公正価値へのコミットを強化することが期待できる。

第三に、ベーシック・インカム論に対しては、社会的効率という別の道徳的価値実現の観点からも、一定の道徳的正当化が可能となる（フィッツパトリック 2005, 63-65.）。というのも、ベーシック・インカム論は、給付条件の調査を撤廃することにより、それに付随する多様な行政的管理コストを節約することで、社会的効率の向上に貢献できる。しかもそれは、転職等に必要の技能訓練や教育のコスト負担をより円滑にすることによって、労働市場を柔軟なものにすることを通じて、社会的効率を向上させる。加えて、ベーシック・インカムが導入されれば、困窮者が、一方で国家から給付を受けながら、他方で多額の税を徴収され、結局給付政策の効果がほとんど無効化されるという非効率も解消できる。このように、ベーシック・インカム論の道徳的・哲学的正当化のための第一の方向性は、自由・公正・効率等の諸価値実現という観点から、ベーシック・インカム論の正当性を擁護することである。

これに対し、フィッツパトリックが指摘する、ベーシック・インカム論の道徳的・哲学的正当化のための第二の方向性とは、いわゆるサーファーの事例を手がかりとした、フリーライダー問題に対する対応に他ならない。すなわち、このサーファーの事例とは、かつてロールズが、自らの平等論の一帰結として、「マリブで一日をサーフィンに費やしてしまうような人は、自助の途を見つけなければならず、公的ファンドに対して請求を行う資格を何ら与えられないだろう」と述べた有名な発言のことを意味している（Rawls 1988, 257.）。

この発言は、その後、ベーシック・インカム論の展開の中で、ベーシック・インカム論がフリーライダーを許容する危険性を象徴的に示す事例としてしばしば引用された。つまり、我々の道徳的直感からすれば、社会の総生産から何らかの給付を受ける場合、生得的な障害等の正当な事由がない限り、当人が社会に対し何らかの貢献をおこなうことは、一定の義務として当然に期待されている。たとえば賃労働を行うこともそうした貢献の一つであるし、社会的な奉仕活動や賃労働の準備のための教育も、広くはそうした貢献の一種とみなし得る。しかしながら、マリブで一日をサーフィンに費やすサーファーの場合、障害等の特段の事由

■ 第4章 ベーシック・インカム論の道徳的・哲学的正当化

もないのに、何ら社会に貢献することもない。それなのに、ベーシック・インカム論は、こうしたサーファーに対しても、無条件で一定の給付を行ってしまう。このことは、社会内の他者の生産にただ乗りするフリーライダーを認めることを意味しており、その点でベーシック・インカム論は道徳的正当性を欠いているのではないか、というのである（フィッツパトリック 2005, 68-9；パライス 2009, 156-157.）。

しかしながら、フィッツパトリックの的確な考察を参照するならば、こうしたサーファーの事例を用いた批判に対して、ベーシック・インカム論の立場からは、主として四つの方向からの反批判が可能である。その第一は、「自然からの授かり物」説と呼びうる正当化論である（その例として、パライス 2009, 160-172）。この議論は、社会的生産全体がいかなる要素の組み合わせによって成り立ち、それが社会的資源の配分にかに影響するかに着目した反論である。すなわち、社会的な財の生産は、通常の場合、何らかの原材料に労働を通じた加工を施し、その結果、それを市場の中で人々の消費に供することによって成立する。こうした過程の中で、通例財の生産に最も重要な役割を果たすと考えられているのが、労働という過程であり、「働かざる者食うべからず」という通俗的な道徳的主張も、こうした理解を背景に生じている。そして、ベーシック・インカム論に対しフリーライダー批判を行う者は、サーファーがこの労働過程に対して何ら貢献をしない以上、何ら社会的財の配分を請求できない、としてベーシック・インカム論を批判する。

こうしたベーシック・インカム論批判に対し、ベーシック・インカム論の側は、社会的生産に必要な要素を再吟味することで、一定の反論が可能である。すなわち、社会的生産を行うために必要な要素は、ベーシック・インカム論批判が想定するように、労働だけに限定されるものでは決してない。まず、生産の原材料となる素材は、その根源を辿り尽くせば、何らかの天然資源の形で自然から与えられたものであり、これは現在の労働とは無関係に、人類全体の共同資産として与えられたものである。それ故に、たとえサーファーであっても、現在の社会的生産のうち、こうした自然の資源が寄与した部分については、一定の請求権を有している。更にまた、社会的生産の成功のためには、過去に社会内で蓄積された知識や技術、更に安定した社会制度等、一定の社会的遺産の存在が不可欠であるが、これらも現在の人々の労働面での貢献と無関係に、平等に過去から与えられた共同資産に他ならない。このように、ベーシック・インカム論は、現在の社会的生産に対する自然資源の影響や、過去の社会的遺制の影響を強調することで、フリーライダー批判への対抗を試みる（フィッツパトリック 2005, 69-71）。

これに対し、ベーシック・インカム論が提起する第二の反論は、「雇用レント」説と名付けられる議論である（代表的議論として、パライス 2009, 172-199）。この議論は、雇用機会が必ずしも万人に与えられておらず、しかもひとたびある人が雇用についてした場合、その地位を他者に譲渡することが困難なことに着目した議論である。この議論によれば、ある社会において特定の仕事が存在し、その雇用機会を求めて二人の人が競ったと仮定する。現在その仕事に就いている人は、時給1,200円で働いているが、それに対し、同じ仕事を時給1,000円でも引き受けるといふ、潜在的な競争者が登場した場合を考える。

この場合、労働市場が理想的なまでに競争的かつ柔軟なものであれば、時給1,200円の者を解雇して、1,000円の者を新規採用することが経済合理性に合致する。しかしながら、現実

の経済では、そうした行動が取られることは希である。何故ならば、新規採用した者に対しては、当初一定の教育を施さなければならず、その場合費用がかかり、生産効率も減少する。更に、低い賃金で働こうとする者は、労働に対するインセンティブも低く、現在の労働者と同程度にまで技能を高めることが出来ないまま終わる危険性も皆無ではない。そうした中で、現在比較的安定的に仕事をこなしている労働者を解雇してまで、未知数の新たな労働者を雇う選択は、結局リスクを考慮して回避される場合が多い。

このように考えれば、現実の非理想的な経済環境の下では、時給1,200円の労働者が労働を続ける可能性が極めて高いが、その場合、この労働者が、潜在労働者の提供する適正な競争的価格としての1,000円を超えて受け取っている200円は、市場の適切な競争に基づかないレント、すなわち差額地代とみなすことが可能である。それ故に、こうした既存の労働者に仕事をいわば譲り、自らは失業を余儀なくされている潜在的な労働者の側は、仮に現在労働をしていなくても、既存労働者の社会的生産物の中から払われるレントとして、一定のベーシック・インカムを請求できるというのである（フィッツパトリック 2005, 72-73）。

他方、第三の反論は、プラグマティックな議論と名付けられる（代表例として、Barry 1996；Goodin 1992）。この議論は、ベーシック・インカム論がフリーライダーという問題点を伴っていることを認めた上で、そうした問題点は、ベーシック・インカム論の実現という社会的目標達成のために不可欠の代償であり、一種の必要悪であるとする議論である。具体的には、この反論は、ベーシック・インカム論の実施に伴い、フリーライダーを甘受しなければいけない理由として、主として二つの理由を提示している。その一つは、フリーライダーとそれ以外の者を区別することに伴う様々な社会的コストの問題である。すなわち、ベーシック・インカムを実施する場合、フリーライダーを排除しようとするれば、人々が本当にフリーライダーであるか否かを見分けるために、市民の徹底した監視が不可欠となってくる。たとえば、労働はしていないが、ボランティア活動で社会的貢献を行っている人は、排除されるべきフリーライダーにとして適切ではなく、この人を救い出すためには、単に雇用市場の監視だけにとどまらない、市民生活の徹底した監視が不可欠となってくる。こうした監視国家を許す位であれば、わずかなフリーライダーの存在は許容できるコストと言える。

フリーライダーを甘受すべきもう一つの理由は、フリーライダーになることで、フリーライダー当人が被るコストの問題である。これまでの議論に明らかなように、ベーシック・インカムは、確かに労働しない人に対しても無条件で支払われるが、その額は決して大きいわけではなく、むしろ最低限の生活をかろうじて保障するだけのものに過ぎない。その中で、敢えてそれだけの収入で満足し、労働を行わない人は、それなりの将来のリスクを背負って敢えてフリーライダーになることを選択した人間類型である。それ故に、こうした人の数は決して多くないと予想され、そうした少数者にただ乗りを許容することは必要な社会的コストだというのである（フィッツパトリック 2005, 73-5）。

最後に、第四の反論は、プライスタグ説と名付けられる議論である（代表例として、White 1997）。この議論は、ベーシック・インカム論が全く新しい理想的な社会を実現する可能性に着目し、そうした理想社会の実現のためには、フリーライダーの存在を甘受すべきだと主張する。つまり、第三の、プラグマティックな議論が、ベーシック・インカム論そのものの円滑な実現のために、フリーライダーの存在を認めたのに対して、このプライスタグ説は、ベ

第4章 ベーシック・インカム論の道徳的・哲学的正当化

ベーシック・インカム論がもたらす社会的帰結や社会的理念の重要性のために、敢えてフリーライダーというコストを認めるのである。

こうしてプライスタグ説の根拠となりうる社会的帰結としては、いくつかの可能性が存在する。たとえば、ベーシック・インカム論は、「仕事の機会」を広げる効果があるし、ケアワーク等の社会的に有益な貢献に対する認知度を高める、「社会賃金」としての効果も認められる。加えて、ベーシック・インカム論は、総所得の中に占める賃金の割合を下げることによって、男性が家事に関して女性にフリーライドすることを防ぐなど、「エンパワメント」の効果も有している。

しかしながら、それ以上に重要なベーシック・インカム論のもたらす社会的理念と帰結とは、社会的な多様性や個性の尊重という価値に他ならない。すなわち、ベーシック・インカム論が導入される社会は、未だかつて存在しない、真の自由を実現する社会に他ならない。そして、ベーシック・インカム論は、真の多様性や個性を実現する壮大な社会実験である以上、そうした理想的な社会実現のために、一定のフリーライダーが発生することは、社会全体として甘受すべき必要なコストだ、とこの反論は主張するのである（フィッツパトリック 2005, 75-78）。

第2節 現代平等論の問題構成

このように、ベーシック・インカム論は、自由・公正・効率等の諸価値実現をその最終的目的としつつ、その実現のためには、無条件な基本的所得の給付を通じた、平等の実現が不可欠であるとする。それでは、こうした自由や平等等の諸価値に関して、ベーシック・インカム論の道徳的・哲学的正当化論とも重なりを有し、その成立にも大きな影響を与えた、現代平等論ではいかなる議論が展開されてきたのであろうか。本節では、こうした関心から、現代平等論の論争構造を簡単に整理し、その特質を明らかにしたい。

現代平等論は、その最大の論者であるロールズの原著、『正義論』（1971）の刊行（Rawls 1971）以降、現代政治哲学の主要論者の大半を巻き込んだ、その最大の論争へと発展するに至っている。そこにおける議論は極めて多面的な性格を有しているが、ベーシック・インカム論に与えた影響という観点から最も重要な現代平等論の特色は、それが、現代社会における諸価値の対立、とりわけ平等価値と自由価値との緊張関係を前提に、多様な考察を展開した点にこそ存している。

それでは、こうした現代平等論の多様な議論は、どのような立場に整理することが出来、各々の立場はどのような特色を持っているのであろうか。こうした関心に答えるために、本報告書では以下、筆者がアメリカの平等論者ドゥオーキンなどの議論を参照しつつ、かつて提起した分析枠組みを用いながら、この論争を概観しよう（Dworkin 1981；飯田 2002, 2006 a, 2006b）。

現代平等論の多様な流れは、「資源主義」及び「福利主義」と名付け得る、二つの立場に整理することにより、最も的確に理解することができる。このうちまず資源主義とは、平等論の考察対象を、社会内におけるなんらかの重要な資源配分の平等性に限定する立場である。

この立場の典型は、平等問題を、富や機会・自由等、人びとが自らの望む善き生の実現手段として、普遍的に欲することとなる財である、「基本財 primary goods」配分の問題に還元する、ロールズの格差原理に見出すことが可能である。あるいは、無人島における仮想的オークションを通じて、社会的活動に必要な財の平等な配分を構想する、ドゥオーキンの平等論もこの立場に分類される(Rawls 1971; Dworkin 1981)。この立場は、何を重要な資源とみなすかによって、極めて多様な可能性を持っており、たとえば、物質的資源のみに視野を限定する立場から、自由や機会等、より社会的な活動資源をも視野に入れる立場まで、多様な可能性が存在する。

他方、福利主義という立場は、単なる資源配分の平等性だけでなく、諸個人がそうした資源を用いて達成する、何らかの望ましい状態、換言すれば、福利の平等を目指す立場である。この立場を最も典型的に代表するのが、人間の快樂の最大化こそが公共政策の目標であると考えて、功利主義の立場であり、たとえばその現代における代表的論客、R.M・ヘアはこの立場の代表論者である。あるいは、現代のマルクス主義者も、単なる所得や資源レベルでの平等化を越えて、そうした物質的な平等化を基礎とした、人間の心理的欠乏感からの解放や、人間性の平等な開花等の価値を最終目的とする場合が多いため、この福利主義に属する場合が多い。そうした人びととして、K・ニールセン、R・アーネソンなどが挙げられる(Hare 1985; Nielsen 1985; Arneson 1989)。

それでは、この「資源主義」対「福利主義」という論争軸は、より具体的な論点として、どのような問題を提起していたのであろうか。こうした争点群は、極めて複雑な関係を有しているが、ここでは敢えてその複雑性を捨象すれば、差し当たり、以下のような図式化を行うことが可能である(Pojman and Westmoreland 1997, 9-10)。

まず、福利主義から資源主義に対して提起された論点は、主として二つに整理することが可能である。第一の論点は、人間の欲求が多義的であることに関連する論点である。すなわち、資源主義は、公共政策を通じた社会的な平等化の対象範囲を、何らかの資源配分の平等化という課題に限定するが、元来社会的正義に合致する、最低限の必要を満たすために各人が必要とする資源は、各個人の能力や嗜好等の多様性に応じて、極めて多義的な幅を持っている。それにもかかわらず、資源主義の立場は、こうした人間の多様性を顧みることが無く、資源配分の画一的な平等化のみを公共政策の課題とみなすことにより、本来社会正義に合致しない、個人間の不当な格差を生み出す危険性がある。

こうした資源主義の問題点をより具体的に論じるために、福利主義は、身体に生得的な障害を有する人々に対する公的な補償の問題を採り上げる。たとえば、足に生まれつきの障害を抱える人が、高価な杖を購入し、高度な医療を受けることにより、自らの足の機能を補って他者と同等の社会的活動を行うことが可能である場合、こうした杖や医療の費用をまかなうために、国家がこうした人々に対して、より多くの資源配分を行う政策が提唱されることがある。こうした補償政策は、我々の直感的な正義感覚に合致した、平等問題の典型的事例であり、今日人々の合意が最も成立しやすい政策のように思われるが、資源主義の立場からは、こうした杖や医療への補助は正当化することが不可能である、と福利主義は批判する(Arneson 1989, 77-8.)。

これに対し、福利主義が挙げる第二の争点は、資源主義が、こうした自らの限界に対する

■ 第4章 ベーシック・インカム論の道徳的・哲学的正当化

対応策を構想する結果、新たに生じる不当な結果に焦点を当てるものである。すなわち、資源主義の立場から、以上のような自己の問題点に対して何らかの対応を考えるとすれば、人間が有する多様な選好や能力そのものを、資源主義における平等化政策の対象である、一種の資源と見なすことが必要となってくる。そして実際、資源主義の代表例とされるロールズ『正義論』の格差原理においては、人々が生得的に有する、社会的に有用な才能の格差それ自体を、一種の平等化政策の対象と見なした上で、人々の才能を、社会全体の共有資産として使用する構想が呈示されていた (Rawls 1971, 101-2)。

こうした人々の才能の差異を平準化しようとする政策を構想する場合、問題となるのは、平等化の対象となる才能それ自体が、通常の財や資源とは大きく異なって、個人間で受け渡ししたり移転したりすることが不可能な点にある。そこで、こうした才能を平等化する政策の具体的な形態としては、ある人間の社会的に有用な才能を、一種の社会的な共有財とみなして、その才能を徹底的に社会的に活用し、管理することが必要となってくる。たとえば、こうした有能な人に対して、社会的な決定を突きつけて、彼を休みなく働かせたり、彼の高給に対してより多くの税金や社会保険等の負担を課すことがそれに該当する。ところが、こうした資源主義の対応は、有用な才能の持ち主が、ただそれだけの理由で、逆に自らの才能や貴重な時間を、社会全体のために行使する不当な義務を課せられるという、「有能な人間の奴隷化 slavery of the talented」を招くことになる、と福利主義は批判するのである (Arneson 1989, 78-9; Dworkin 1981, 'What is Equality? Part 2', 312)。

このように、福利主義の立場から資源主義に対して向けられた批判は、資源主義が軽視した、人間の差異に対する配慮の必要性を指摘するものであった。これに対して、資源主義から福利主義に対して提起された批判は、福利主義が許容してしまう不当な選好の所在に着目する批判であった。こうした論点を具体化する批判の第一点は、「外的選好 external preference」と呼ばれる問題である。すなわち、福利主義の提唱するように、個人の福利を平等に充足することを平等論の課題とした場合、人間が抱く様々な欲求や選好を、全て質的に同価値なものとして無差別に取り扱うことが必要となってくる。ところが、我々の道徳的な常識に照らしてみれば、人間の欲求や選好の中には、欲求の持ち主の福利の向上だけを単純に実現する、いわば正当な選好が存在する反面で、欲求の持ち主とは無関係な他者の福利を不当に減退させることにより、初めて欲求の持ち主の福利を向上させる、不当な選好もまた確実に存在する。たとえば、自分が属していない民族に対して、いわれのない中傷や批判を浴びせて、自らが相対的に優越的な地位に立ったと自己満足する民族差別主義者の存在は、こうした不当な選好の最も典型的な具体例である。あるいは、自分自身が研鑽を積む訳でもなく、単に他者の不幸をながめて自らが相対的に幸福な立場を確立したと自己満足する不当な羨望心の持ち主も、こうした不当な選好の具体例に他ならない。このように、他者の福利を不当に減退させるという不当な結果を伴っており、本来福利の計算からは除外されるべき選好を、ドゥオーキンは人間の外的選好と命名したが、福利主義の立場を採用すれば、こうした外的選好を福利の計算から排除することは、およそ一切不可能になってしまう、と資源主義者は批判する (Dworkin 1977, 234ff)。

更に、資源主義は、福利主義に対する第二の批判として、「高級過ぎる嗜好 expensive taste」という問題点を挙げている。すなわち、福利主義が論じるように、人間が主観的に感じる満

足感の充足という意味での福利充足度を平等化の課題とする場合、そうした諸個人の選好充足や満足感の達成に必要なコストは、個人の個性に応じて、極めて多様な可能性を有していることが問題となる。たとえば、ある人間の食欲という選好を充足する場合、その人間が、最低限の食物だけを摂取して十分に満足する、極めて安価な選好の持ち主である場合も考えられるが、他方、高級なシャンパンやキャビアを大量に消費して、ようやくその半分の選好充足にしか達しない人間も恐らく皆無ではない。

ところが、福利主義の立場に立てば、人間が抱く様々な欲求や選好を、全て質的に同価値なものとして無差別に取り扱うことが必要となってくるため、こうしたキャビアやシャンパンを大量に消費する、いわば高級すぎる嗜好の持ち主に対する理論的な批判の根拠を完全に欠いている。その結果、福利主義は、最も良識的で控えめな嗜好の持ち主には、生きていくために必要な最低限度の資源だけで我慢することを求める一方で、高級すぎる嗜好の持ち主に対しては、その何倍にも及ぶ資源の浪費を認めるといふ、極めて不当な結論を許してしまう (Dworkin 1981, 'What is Equality? Part 1', 228-240)。

以上のように、現代平等論の諸論争は、極めて多様な論点を伴っていたが、それでは、こうした現代平等論の多様な論争は、様々な応酬の果てに、平等化政策の妥当な基準に関して、最終的に何らかの一致点を見出すことが出来たのであろうか。

この点に関して、近年の平等論研究では、現代平等論研究の第一人者、ドゥオーキンの的確な表現を借用しつつ、その基準を、「企図に敏感 ambition-sensitive」で「才能に敏感 endowment-sensitive」でない補償、と総括することが一般化しつつある (ドゥオーキン 2002, 126; Anderson, 1999)。すなわち、以上の対立軸を巡って展開された現代平等論の論争の結果、第一に、生得的な障害の持ち主に対する保障の問題に関しては、現代平等論の多様な論者の間において、その理論的立場の相違にも拘わらず、補償の正当性に関して、今日一定の合意が成立しつつある。そして第二に、今日に至る論争経緯からは、たとえば高級な嗜好や外的選好などの持ち主に対しては、平等論者の多数から、そうした選好の充足を認めることなく、むしろその改変を要求する方向での合意が成立するに至っている。

そこで、これら二つの事例に対する、平等論者の対応の差異を説明することが不可欠の作業となるが、ドゥオーキンによれば、二つの事例の差異は、補償を求める者の窮状や資源の不足が、当人の意図的な選択に起因するものか、それとも、そうした当人の意図的な選択によっては防げない、生得的あるいは自然発生的な要因によるものかという差異に存しているという。つまり、人間の窮状が当人の意図的な選択に帰せられない不運に起因する場合、それを公共政策によって救済することに対しては、今日一定の常識的な合意が存在する。他方、そうした窮状が、当人の自覚的な選択の結果である場合、それを公共政策によって救済することには強い異論が生じ、むしろその責任を全て当人が負うべきだとの主張が相当の説得力を持つ、というのである。

以上、本報告書においては、現代平等論の基本的な問題構成を概観してきたが、こうした現代平等論とベーシック・インカム論との比較がベーシック・インカム研究の重要な作業の一つとなる理由について、まずここで最も抽象的な次元で整理しておこう。第一に、現代平等論は、それが提示する「平等化」の理念に関して、ベーシック・インカム論のそれと一定の重なりを有している。すなわち、現代平等論は、人間の企図に起因する不平等に対しては

第4章 ベーシック・インカム論の道徳的・哲学的正当化

平等化を拒否するものの、企図に起因しない不運に関しては、その理論的な多様性にも拘わらず、およそ一貫してその平等化を指向する。しかもその際、ベーシック・インカム論が平等化指標と定める収入の平等化は、現代平等論の中でも、資源主義の場合には直截的に、福利主義の場合にも、少なくとも収入が増加すれば必ず福利は向上するという意味で間接的には、各々の平等化を促進する要因の一つとして想定されている。それ故に、現代平等論とベーシック・インカム論とは、そこにおける課題としての平等化という観点から見た場合、明らかに一定の重なりを有している。

しかしながら、現代平等論とベーシック・インカム論とは、そこにおける理想価値としての自由概念という側面から見た場合、明らかに異なった側面を有している。すなわち、現代平等論の場合、企図に敏感で才能に敏感でないという補償原理を伴っていたが、こうした補償原理には、人々が選択の結果に対して責任を負う限りで、人間の選択の多様性とその自由を許容しようとする、現代平等論の自由理解が反映している。これに対し、ベーシック・インカム論の場合、そうした結果に対する責任の有無を問うことなく、当人がなし得る可能性のある選択や行動を、当人の選択や希望とは無関係に、全て実現する機会を与えることこそが真の自由であると主張する。このように、ベーシック・インカム論は、現代平等論と共通する平等と自由の両立を指向しつつ、現代平等論が提示した選択の多様性を基礎とした自由概念を拒絶している点では、それと決定的に異質な側面を有している。それ故に、ベーシック・インカム論の道徳的・哲学的特色を真に理解するためには、そこでの議論を現代平等論の議論とより詳細に比較することが、不可欠の作業と言わざるを得ないのである。

第3節 ベーシック・インカム論と現代平等論の接続関係

前節の議論を通じて、ベーシック・インカム論の道徳的・哲学的特色を真に理解するためには、現代平等論との比較が不可欠な作業であることが抽象的に理解された。それでは、両者の間には、具体的にいかなる論争が提起されているのであろうか。こうした両者間の論争は、今日漸く開始されたばかりの論争であり、その総体は今日なお明らかになっているとは言いがたい。だがしかし、本報告書では、そうした議論の限界を踏まえつつ、現代平等論の側からベーシック・インカム論に対して提起されつつある諸批判を、以下三つの具体的争点に即して再構成していこう。このような作業を通じて、今後両者の関係をより総合的に考察するための端緒を得ることを目指したい。

そこでまず第一に現代平等論が提起する、ベーシック・インカム論を巡る具体的論点とは、その財源となる課税範囲の過大さを巡るものである。すなわち、ベーシック・インカム論が実施される場合、それが補償する収入の具体的程度にもよるが、一般的に既存の所得保障システムよりもより多くの経費を必要とすると考えられる。そのため、そうしたより多くの課税が社会的公正の観点から妥当か否かが問われざるを得ないのである。

たとえば、こうした議論の実例として、ベーシック・インカム論に親和的な立場として知られる左派リバタリアン、ヒレル・シュタイナーと、アラン・カーリングの間の論争を採り上げよう。シュタイナーは、ベーシック・インカム論に好意的な立場から、それに伴う相当

額の税は、以下のような三つの課税対象を考慮に入れることにより、十分に調達可能であると主張した。すなわち、そうした課税対象の第一は、自然によって与えられるものである。ここには天然資源や場所、景観等が含まれ、それは万人に平等に与えられたものであるために、それを過大に使用する者には課税が可能である (Steiner 1992, 82)。

第二の課税対象は、現在所有者が存在しないものであり、その典型例は死者の遺産である。こうした無主物に関しては、社会内の万人が自己の所有物に編入するべく獲得競争を繰り広げることが可能であり、国家もこうした競争に参入し、無主物の新たな所有者や使用者に対して、無主物を事実上収用するのと同程度にまで高額な税を課すことは不当ではない。また、死者の遺産は、死者が自己の子孫に対して与えたものであり、それへの課税は所有権・所有者意志の侵害とする反論も存在する。しかし、遺産の所有権が移転するのは、所有者の意思表示能力が消滅する死以後の時点である以上、それは売買や贈与等、所有者意志に基づく所有権移転とは異質であり、その移転のあり方や課税範囲は、国家の公共的決定によって初めて決定することが可能である (Ibid., 83-6)。

第三の正当な課税対象は、子供の遺伝的素質であり、何らかの観点から社会的に有用と判断される能力をより生み出しやすい遺伝子を持った子供の親に対しては、より高額な課税をするという構想が成立する余地が存在する。このことは、自己所有権の起源と深い関連を有している。すなわち、人間は自己の労働の成果に対する所有権、すなわち自己所有権の絶対性を主張し得るが、他方、子供はすべて誰かを親として、その体の一部から分裂して発生することを想起すれば、親は子供に絶対的な自己所有権を主張出来るという矛盾も生じかねない。そこでこの難問を解決し得る唯一の正当な理解とは、子供の発生と言う事実を、人類が全体として自然から授かった遺伝的素質のランダムな配列をいわば素材として、両親がそこに一定の労働を加えて初めて成立し得る事態だと把握することである。この理解に立てば、子供が親の絶対的所有物であることは否定され、子供が一定の自己所有権を持つことが正当化され得るが、その場合同時に、人類が全体として自然から授かった遺伝的素質から一定の過剰利得を私的に獲得することは許容されず、その利得を社会全体に還元することが求められる。言い換えれば、この第三の課税は、社会的な競争の中で有利な才能が、親の努力だけでなく、自然からの偶然的要因によって生じることに着目し、そうした偶然的要因に起因する部分を課税対象と見なす議論である (Ibid., 86-9)。

このように、シュタイナーは、何が人間に対して自然から集合的に付与された共有資産と見なし得るかと言う観点から、正当な課税の根拠として三つの類型を提示した。しかしながら、これに対し、カーリングは、こうしたシュタイナーの見解が、課税範囲の過大な拡大を帰結していると、次のように批判する。すなわち、カーリングによれば、シュタイナーの議論は、我々の道徳的直感に反する結論を多数含んでいる。そうした反常識的側面は、相続否定論を帰結する彼の第二の課税根拠論にも既に見いだされ、それはたとえば、親族が日常愛用した品物を形見として譲り受けるという、我々の自然な道徳的感情を一切否定しかねない、極めて反常識的な側面を有している (Carling 1992, 93-4)。

しかしながら、カーリングが最も問題視するシュタイナーの議論は、彼の第三の税に関する議論に他ならない。というのも、シュタイナーはここで、遺伝的素質の社会内における分布や配列を、人類が自然から授かった公共財とみなし、有能な者がその才能から得た過剰な

■ 第4章 ベーシック・インカム論の道徳的・哲学的正当化

利益の一部を公共財として還元することが不可欠だと主張する。だがしかし、カーリングによれば、公共財の一つの特色は、たとえばその実例としての空間や意味等に典型的なように、人々が多少使用したとしても決して尽きることのない、その圧倒的な豊富さにこそ存している。他方、人々がある財を消費した際に、その財の返還を求められたり、その補償のために税を課せられたりする場合は、その財が有限であり、消費の結果他者がその財を使用できなくなる場合である。ところがいま、その定義上豊富に存在する財としての公共財は、こうした有限性を満たすことがなく、正当な課税対象とは決してなり得ない。それなのに、シュタイナーは、人間の遺伝的素質を、一方で公共財とみなしつつ、他方でそれに課税するという、根本的な自己矛盾を起こしている。結局、正当な課税対象に対する税とは、シュタイナーの第一・第二の税に限定されてしまい、有能な人に課税する第三の税源を欠いた場合、果たして十分なベーシック・インカム制度が構築され得るか否かは多分に疑問の余地が存在する、とカーリングは結論づけるのである (Ibid., 94-7)。

以上のように、平等論側のベーシック・インカム論批判の第一のパターンは、その財源を巡るものであったが、これに対して、第二・第三のパターンは、むしろ一定の財源が確保された場合にもなお生じる問題点を批判するものである。かかる議論の実例としてまず、ブライアン・バリーの議論を採り上げよう。バリーは、ベーシック・インカム論が、社会的平等化や再分配の指標として、収入という要因のみを特権化することを問題視する。バリーによれば、ベーシック・インカム論、とりわけその中心的議論としてのパライスの議論は、最も単純に要約すれば、万人に平等な収入を配分することにより、真の自由を実現することを目指している。しかしながら、真の自由と平等な収入という、この二つの概念は、いずれも様々な哲学的問題を内包している。第一に問題となるのが、真の自由という概念であり、パライスはそれを、実際に当人がそのことを望んでいるか否かに関わらず、人々が望む可能性がある出来事を成す能力を増大させることとして規定する。この概念規定によれば、当人がそのことを望まなくても、ある選択のセットがある事柄をなし得る可能性を増大させれば、真の自由が増大することになるため、真の自由の実現は、当人にとっては全く価値がないという事態も生じることになる (Barry 2003, 54)。

加えて、パライス自身のベーシック・インカム論は、こうした意味での真の自由と言う尺度に即して、社会内の最低限に位置する人の状況を必ず改善するという「レキシミン」基準を提唱するが、誰がこの尺度上で最低限に位置するかを序列化することは極めて困難である。というのも、たとえば人々が実現する効用という尺度の場合であれば、さしあたり人々が実際に持つ満足度を尺度として、異なった嗜好や能力・資源セットの持ち主相互の間でも、一定の序列化が可能となる。しかしながら、真の自由は、人々の持つ満足度や実感とは無関係である以上、こうした何らかの尺度を用いて序列化することは一見困難である (Ibid., 57-8)。

そこでパライス流のベーシック・インカム論が取り得る戦略とは、収入の多寡を真の自由の実現度合いの尺度とみなすことである。しかしながら、バリーによれば、この戦略にも多数の問題が発生する。第一に、各人が収入を用いて購入し得る商品の量、ひいては各人がなし得る活動の可能性は、商品の価格変動によって大きく左右される。たとえば、ある社会で生活必需品の価格が贅沢品よりも急激に上昇する場合、仮に貧困層と富裕層が同一のベーシック・インカムを与えられたとしても、この収入を生活必需品購入に費やす可能性の高い貧

困層の方が、より少ない自由しか実現できない可能性が存在する (Ibid., 59-60)。第二に、収入が人々にもたらしうる自由の度合いは、人々の選好にも強く依存している。たとえば、余暇時間よりもより多くの収入を得ることに強い選好を有している人の場合、ベーシック・インカム論が導入されることにより、課税強化等から収入が減少すれば、自らの選好はより充足される可能性が減少し、これは自由の減少と見なされざるを得ない (Ibid., 68-71)。

そしてバリーは、こうした議論を前提として、ベーシック・インカム論を認めない論者は、怠惰な生活を送る自由を一切否定しているという、パライスの最終的な主張にも根本的な疑問を提起する。すなわち、バリーによれば、たとえ怠惰な生活を送る自由を認めるという、パライスの前提に立った場合にも、そのためにあまりにも多くの他者が不利益を被るならば、それは社会的目標として不適切である (Ibid., 71)。そして事実、ベーシック・インカム論を用いてあまりに平等化を過度に追求すれば、そのために過大な負担を強いられる有能な人間は、労働へのインセンティブをなくすことが懸念される (Ibid., 76-77)。このように、真の自由を標榜するベーシック・インカム論は、有能な人間のインセンティブを失わせるほど、あまりに過大な補償を要求するか、逆におよそ当人の効用を現実に充足しない過小な補償を提供するかのいずれかであり、いずれにしても社会的目標としては不適切である、と結論づけるのである (Ibid., 74)。

以上のように、バリーの批判は、ベーシック・インカム論が提示する収入指標の問題点を巡る批判であったが、これに対し、第三の批判として、ベーシック・インカム論の具体的な形態や制度設計のあり方に着目し、そこにおいて生じる問題点を指摘する議論も存在する。そうした議論の典型例として、ここではウィリアムスの議論を採り上げよう。ウィリアムスは、現代平等論の中でも基本的に資源主義的平等論の立場に立つ論者であるが、その立場から、ベーシック・インカム論の制度設計は十分に具体化されておらず、多数の問題点が残されていると指摘した。

その際まず彼が第一に批判するのが、ベーシック・インカム論でしばしば論じられる、クレイジーとレイジーという生き方の対比である。すなわち、ベーシック・インカム論者は、より多く働きより多くの賃金の獲得を目指す前者と、同じ才能がありながらより多くの余暇時間を好む後者を対照させて、後者への補償が真の自由を実現すると主張する。つまり、既存の労働条件付き所得補償では、後者のような余暇に明け暮れる生き方は実現することが不可能であるが、無条件に給付されるベーシック・インカムの下では、こうした特定の生のあり方に関する不当な扱いが回避され、生き方に関する真の自由な選択が可能となる、というのである (Williams 2003, 113-4)。

しかしながら、ウィリアムスによれば、こうした議論に対しては、そもそもなぜ労働無く所得が与えられるかというベーシック・インカムの正当化論や、ベーシック・インカムの具体的な制度設計に立ち返った詳細な検討が不可欠である。そしてまず、ウィリアムスは、ベーシック・インカム論の正当化論として援用される、雇用レント説的な議論を問題視する。すなわち、ベーシック・インカム論者は、雇用機会を、土地などの外的な資産と同様に、社会内の限られた共通資産とみなし、それを利用する者は、そこから得られた利益の一部をレントとして社会内に還元し、労働をしない者に再配分すべきだと主張する。だがしかし、ウィリアムスによれば、こうした議論は、労働と土地その他の資産の決定的な差異を見失った議

■ 第4章 ベーシック・インカム論の道徳的・哲学的正当化

論に他ならない。つまり、労働は、単に機会が与えられただけでは成立せず、労働する本人の努力が伴って初めて成立するのであり、既に作物が植えられた土地から無努力で果実を収穫して収益を上げる場合とは大きく異なっているのである (Ibid., 115-6)。

そして、ウィリアムスによれば、労働が持っている、こうした努力や負担の側面を考慮することは、ベーシック・インカム論の具体的な制度設計を再考する上でも不可欠な視点であるという。そのことを、彼自身は、労働意欲があるのに労働機会が無く失業する非自発的失業の場合と、労働機会があっても敢えて失業を選択する自発的失業の場合という、二つの具体的な失業者類型の事例に則して敷衍する。すなわち、労働機会があるのに失業を選択する自発的失業者の場合、そもそも平等化を指向することを断念し、レントが獲得できなくても羨望を持たない人間類型として位置付けることが可能である。そしておそらく、パライス自身が、労働無き補償の正当化根拠としてレイジーの所在を挙げる場合、レイジーの基本的な態度は、こうした自発的失業のそれであることは許されず、非自発的な失業者のそれであることが不可欠である。言い換えれば、ベーシック・インカム論の具体的な制度設計において、自発的失業者を非自発的なそれと区別し補償対象から除外しても、必ずしも不公平になるとは限らない。というのも、こうした自発的失業者は、労働の持っている、一定の義務履行の側面を過度に嫌悪し、自らそうした義務履行を回避した類型だという事情が存在するからである (Ibid., 116-120)。

他方、ウィリアムス自身は、ベーシック・インカム論の具体的な制度構想に見いだされる問題点について、別の事例を素材にしつつ更なる批判を展開する。その事例とは、有能な人の奴隷化の問題に他ならない。すなわち、有能な人の奴隷化とは、社会的に有能な能力を持つ人が、能力に応じた税などの形で過大な社会的負担を強制される結果、自らは労働よりもむしろ余暇を好む人間類型であるにもかかわらず、敢えて不本意な労働を強制される問題である。ベーシック・インカム論者としてのパライスは、こうした場合にベーシック・インカムを与えれば、有能な者を奴隷的な労働から解放できることも、ベーシック・インカム論の利点の一つであると主張した (Ibid., 125-6)。

しかしながら、ウィリアムスによれば、こうしたベーシック・インカム論の主張も、実際には、ベーシック・インカムの具体的な制度設計の如何によっては、全く逆の方向に向かわざるを得ない。というのも、有能な人は、確かに税負担の側面だけ見れば、無能な人をうらやむ可能性があるが、だからといって、有能な人が無能な人の人生を全面的にうらやみ肯定するというのは単純に過ぎる。たとえば、パライスは、その美しい外見を売り物に高い所得を稼げるラブリーと、そうした外見が無く低い所得に甘んじるロンリーという例の対比を通じて、ラブリーが不本意な労働を強制される危険を「有能な奴隷化」の典型例だと指摘する。しかしながら、ラブリーが、その外見の故に多くの人から愛されているとすれば、その地位を捨ててまで孤独なロンリーの生活を選ぶとは限らない。そして、こうしたラブリーとロンリーの悩ましく両義的な生を選択に、決定的な影響を及ぼすのは、ラブリーが払うべき能力税の多寡という制度設計に他ならない。というのも、この能力税がさほど高いものでなければ、ラブリーはその程度の不利益と引き替えに、多くの人から愛される生活を選択することも十分あり得るからであり、結局ここでもまた、従来のベーシック・インカム論の制度設計は十分に具体化されていない、とウィリアムスは結論づけるのである (Ibid., 126-8)。

以上、本報告書では、ベーシック・インカム論と現代平等論の関係について、現代平等論側がベーシック・インカム論に対して提起した、三批判を手がかりに考察してきた。そして、こうした両者の対立点の総体は、今後両者の議論の深化、特にベーシック・インカム論側の反批判の展開を経て、初めて十分に理解が可能であることは言うまでもない（たとえば、これまでに展開されたベーシック・インカム論側の萌芽的反批判の一例として、Parijs 2003.）。

だがしかし、現代平等論とベーシック・インカム論の関係に関して、本報告書での考察を基礎として仮設的な総括を行うならば、ここでの考察は、今後現代平等論とベーシック・インカム論の抽象的な原理のみでなく、両者が導き出す政策的帰結を考慮に入れた、より具体的な分析の深化が不可欠だという事実を示している。すなわち、ベーシック・インカム論と現代平等論は、従来、極めて抽象的な原理のレベルにおいて、双方が想定する最も極端な場合のみを根拠として、過度に対立するものとして把握されてきた可能性がある。つまり、ベーシック・インカム論が、労働無き無条件の補償の名の下に、サーファー的なフリーライダーを無条件で許容する理論であるのに対して、現代平等論の側は、企図に敏感で才能に敏感でない補償という補償原理の下に、こうした補償を完全に否定する理論として理解されてきた。

しかしながら、本報告書におけるここまでの議論は、両者の呈示する補償原理は、いずれも過度に単純化して理解されてきた可能性があり、両者のより制度的・政策的な次元での帰結を視野に入れば、かかる対立は相当程度緩和される可能性が多分に存在する。たとえば、そのことを端的に示す事例が、ウィリアムスが問題化する両者のフリーライダー類型に対する対応である。すなわち、自発的な失業者類型の場合、確かにベーシック・インカム論は無条件の給付を肯定するが、平等論はそれを自らの責任で陥った貧困と判断し、社会政策による補償を否定する。しかしながら、これに対して、非自発的失業者の場合、ベーシック・インカム側だけでなく、現代平等論の補償原理から見ても、それは自らの企図によらない貧困であり、それを社会政策による補償対象に含むことも十分可能なように思われるのである。

このように、ベーシック・インカム論と現代平等論の関係に関する考察は、今日に至るまで、比較的抽象的な補償原理の次元でのみ展開されてきたが、今後不可欠なことは、より具体的・制度的な次元における両者の政策的帰結を比較する作業である。そうした作業を通じ、両者の共通性と差異の双方を視野に入れた、より総合的な関係性の考察が初めて可能になると思われる。

第5章 ベーシック・インカム論と共生社会論

第1節 問題の所在

それでは、以上の議論を前提として、本報告書の最後の議論として、ベーシック・インカム論と共生社会論の関係について考察しよう。

ベーシック・インカム論と共生社会論の関係という論点は、様々な意味において、近年に至って漸く本格的な研究が開始され始めた研究領域であるといえる。このような研究動向が生じた背景には、具体的にいくつかの原因が考えられる。第一に、ここまでの議論で明らかのように、ベーシック・インカム論自体の研究動向に即して考えた場合、従来のベーシック・インカム論研究が有していた研究関心の最も中心的な部分は、万人に対して無条件で所得を交付するという、ベーシック・インカム論の抽象的な理念に置かれていたという事情が存在する。その結果、従来のベーシック・インカム論研究では、そうした理念を具体化するための具体的政策や制度については、必ずしも十分な議論が展開されてきたとは言いがたい。

このことは、共生社会論とベーシック・インカム論の関係という論点の形成を阻害する大きな原因となっていた。というのも、共生社会論においては、共生社会の理念や道徳的正当化という論点は、今日既に一定程度考察が完了し、ある程度共通の普遍的な合意が成立しつつある問題領域と化しつつある。そしてむしろ、議論の中心は、後述するように、女性や文化的少数派等、多様なマイノリティー集団の具体的類型に即した少数派自身の権利要求の解明や、そうした権利擁護のための諸制度のありかたなど、理念を具体化する政策論のレベルに移行しつつある (Iida 2007)。それ故に、共生社会論とベーシック・インカム論の関係に関する本格的な考察が開始されるためには、ベーシック・インカム論の側において、一定程度具体的で制度的な考察が開始されることが不可欠と言わざるを得ない。しかしながら、こうしたベーシック・インカム論の制度的側面に関する考察は、比較的最近になってようやく開始されたに過ぎないのである。

第二に、こうした研究成果の進展という側面から見れば、従来ベーシック・インカム論と共生社会論の関係に関する考察が必ずしも進展しなかった理由の一端は、共生社会論の研究動向とも深く関連している。というのも、共生社会論の研究は、主として1980年代後半以降、欧米において活発化したが、そこにおいては、少数派集団類型の細分化と多様化という傾向が一貫して観察された。すなわち、共生社会論の初期的段階においては、女性や文化的少数派、高齢者や身体障害者など、様々な弱者集団の差異は捨象され、それらは「マイノリティー」あるいは「弱者」集団として、共通のカテゴリーの下に一括して論じられる傾向が強かった。

これに対し、近年では、こうした集団相互の権利擁護を目指す政策や諸制度が、一定の共通性を有しつつも、なお様々な対立・緊張関係を示しつつあるという見解が次第に有力になりつつある。たとえば、少数派文化の内部に存在する様々な規範は、前近代的で保守的な価

値規範を体現することが多いため、少数派文化の擁護のみを絶対的な価値とみなす政策を採用すれば、少数派文化に付随することが多い、女性の社会進出を否定する規範や女性の遺産相続を不利にする法制度などの、性差別的な社会構造や制度等を温存するとの批判が近年台頭しつつある (Okin, Susan Moller with respondents 1999)。このように、近年の共生社会論研究は、少数派集団類型の細分化・多様化と、それを前提とした共生政策相互の対立関係の解明という、これまでとは異なった次元に移行しつつある。それ故に、共生社会論とベーシック・インカム論の関係をめぐっても、こうした共生社会論それ自体の深化を前提とした、その根本的な再検討が今日緊急の課題だと言わざるを得ないのである。

そこで、以下本報告書では、こうした近年の新しい研究動向を前提とした、共生社会論とベーシック・インカム論との関係について、共生社会の実現を担う政治的主体の主要な三類型に着目しつつ考察していこう。その三類型とは、女性、文化的少数派、労働者である。

第2節 フェミニズムとベーシック・インカム論

① 積極的効果説

ここでまず本報告書で採り上げるのは、フェミニズムとベーシック・インカム論の関係である。ベーシック・インカム論の中における、少数派集団としての女性の位置付けに関する研究は、共生社会論の主題となる多様な少数派集団の中で、比較的早い段階から若干の考察が行われていた研究領域である。たとえば、最も早い研究の登場は、1950年代に遡ることが可能であるし (Rhys-Williams 1953)、80-90年代においても、少ないながらも一定の研究が行われていた。そして、こうしたフェミニズム研究との接続が、一定の隆盛を見せた一つの理由は、そこにおいて、ベーシック・インカム論の効果に関する積極説が支配したことに存しているように思われる。つまり、比較的初期の女性とベーシック・インカム論に関する研究は、フェミニズムそのものの要求を比較的一枚岩的に捉えた上で、ベーシック・インカム論がその実現に際して果たしうる役割を比較的積極的・肯定的に評価する傾向を有していた点に、その特徴を見出すことが可能である。そして、こうした積極的な関係の呈示が、比較的多くの研究者の研究参入を促進したことは想像に難くない。そこで本報告書ではまず、1990年代末までに至る、こうした初期的な積極的効果論の論理構造を、フィッツパトリックの整理などを手がかりに整理していこう (フィッツパトリック 2005, 187-195)。

ベーシック・インカム論とフェミニズムの関係に関する、初期の積極説の主張は、主として以下の4点に整理することが可能である。第一の議論は、ベーシック・インカムが個人単位の給付であり、同時に雇用を条件とせず市民権として与えられる給付である点に着目して、女性の家庭内における地位向上に役立つことを指摘する議論である (同上, 187-8)。この議論は、女性が無条件に個人として一定の収入を確保することによって、女性が家庭内においての発言力・交渉力を向上させることの効果を強調する。たとえば、女性が家庭内暴力の被害を受けていても、なお家庭内に留まる理由は、家庭から離れた場合の収入の不安にある場合が多いが、ベーシック・インカムが導入されれば、かかる理由から不当に婚姻関係に縛られ

■ 第5章 ベーシック・インカム論と共生社会論

る女性の数は減少すると予想される (Purdy 1988)。あるいは、ベーシック・インカムは、家庭内における所得のより公平な分配という意味でも、女性の地位向上に貢献する可能性を有している。何故ならば、家計管理の名目上の管理者が女性である場合にも、男性のみが現金収入を得ている場合、男性が家計に関してより強い発言権を確保するケースが多いが、ベーシック・インカムが導入されることにより、こうした男女間の不平等が是正されることが期待できるからである (Pahl 1989)。

第二の議論は、家庭内で女性がより過大に負担することが多い、ケア等に関わる無償労働の地位に関する議論である (フィッツパトリック 2005, 188-9)。この議論は、無償労働およびそれを主として担う女性が、従来男女間の性的分業の中で必ずしも十分な評価を与えられてこなかった原因を、有償労働が家計の上で圧倒的に重要なものとして位置付けられてきたという、その相対的な位置付けの格差に求めている。そして、ベーシック・インカム論は、こうした無償労働の相対的な位置づけを根本的に変化させようと主張する。何故ならば、ベーシック・インカムは、必ずしも無償労働への対価として支払われるわけではないが、それは、従来無償労働に従事していた女性にも生活の維持に必要な一定の収入を確保する。そのことを通じて、それは、男性の有償労働のみに依存して生活に必要な最低限の資源を確保してきた家計の構造を根本的に変革し、有償労働への依存度を相対的に低下させ女性の相対的地位を向上させると主張する (Jordan 1992)。

他方、第三の議論は、こうした伝統的な家庭内分業とは逆の場合を想定しつつ、その立場からもおベーシック・インカム論が有利な議論として正当化されることを主張する (フィッツパトリック 2005, 189-190)。具体的には、この議論が想定するのは、男性が失業等で無収入となり、女性が有償労働を余儀なくされる場合である。この場合、既存の給付システムの下では、男性の手当受給資格は、女性が家計に繰り入れる収入をも勘案して決定されるため、女性にとっては、自らの仕事を断念し、男性の手当に一家全体が依存して生きるという選択肢が、一つの合理性を帯びた選択肢として浮上する。しかし、ベーシック・インカムが導入されれば、その給付は女性の収入額とは無関係に決定され、維持され続けるため、女性の労働がこうした場合でも継続され、女性が自発的に自らの生活の自立度を低下させることはあり得なくなる。更に言えば、女性は、低賃金の労働に従事するケースが多いため、失業の罅や貧困の罅に陥ることが多いが、ベーシック・インカム論は資産調査無しの給付であるため、そうした問題に陥ることが無く、その意味でも女性の地位向上に役立つ可能性が高い (Standing 1992)。

第四の議論は、福祉国家的政策に伴う、国家、とりわけ官僚制からの個人への介入や監視に関係する議論である。この議論は、既存の給付システムによる給付が家計単位で給付されることにより、夫婦やパートナーとの同居の有無などを問題視することから出発する (フィッツパトリック 2005, 190-1)。そして、こうした同居の有無などを調査する国家の官僚制は、女性が男性稼得者に依存すべきとの規範的立場に立ち、女性に対して私生活や性的行動に関するより介入度の高い質問を多く行う弊害も伴っている。その結果、女性はこうした国家官僚制からの介入や監視の被害をより多く被ることとなるが、無条件で個人単位の給付を行うベーシック・インカムは、国家官僚制からの介入を極力排除することにより、こうした既存の給付システムの弊害を免れることが出来る、というのである (McKay and Van Every

1995)。

㊦ 複合効果説

以上のように、フェミニズム論の諸要求の実現に対して、ベーシック・インカム論が積極的な役割のみを果たすとする見解に対し、近年より有力に主張されつつあるのが、ベーシック・インカム論はフェミニズムの実現に際してより複合的で両義的な役割を果たすとする見解である。以下では、こうした見解の主たる論者である、イングリッド・ロベインスの所説に従って、その内容を検討しよう (Robeyns 2000)。

ロベインスの議論の出発点は、従来行われたフェミニズム論とベーシック・インカム論の関係に関する考察が、フェミニズム理論が提起する多様な要求を、極めて単純化して一枚岩的に理解した上で、ベーシック・インカム論が積極的な役割を果たすと短絡的に結論づけていたことへの批判に存している。たとえば、既存のベーシック・インカム論研究では、ベーシック・インカムを開始すれば、女性の無償労働が一定の社会的認知を受け、女性の自律性は一方的に向上すると想定された。更にそこから、女性の市場内における交渉力が一方的に向上し、男性もパートタイム労働を選択する可能性が高まり、両性が家事労働を分担する可能性も高まるなど、両性間のより平等な関係が構築され得る、という通説が支配していた (Ibid., 121)。

これに対し、ロベインスが提唱するのは、ベーシック・インカム論が女性の地位に対して及ぼしうる諸効果を、より具体的に細分化して論じる分析枠組みの必要性である。彼女は、そうしたベーシック・インカム論の有する効果を、まず直接的な効果と間接的なものとに大別し、その具体的内容を更に詳細に類型化する。

そこでロベインスが最初に挙げるのが直接的効果である。これは、ベーシック・インカム論の実施から比較的短期で現れ、可視性も高い効果である。その具体内容の第一として挙げられるのが、労働市場への参加に関する効果である (Ibid., 122-4)。この点に関して、ロベインスはまず、既存の実証データ等による限り、男性はベーシック・インカムの導入以降も、最低限の収入を確保したからといって労働そのものをやめることなく、むしろ労働市場に残り、職種の転換等をはかることが多いと指摘する。これに対して、女性は、最低限の収入を得たことで一定程度満足し、休職を行って労働市場から退却するケースが多い。更に、高度な職業技能を有した女性と、それを持たない女性の間で、ベーシック・インカムを与えられた場合に、労働市場からの退却に関して差異が存在する可能性も否定できない。

更にロベインスは、高度な技能を有する女性の場合、少額のベーシック・インカムを与えられることは、むしろ労働市場への参加をより促進するとも指摘する。その一方で、高度な職業技能を持たない女性については、十分なベーシック・インカムを与えられた場合には、それに依存する生活を選択して、労働市場からの撤退を行う可能性が高く、この点では女性という弱者集団は決して一枚岩ではないと指摘する。

これに対し、ロベインスが挙げる第二の直接的効果は、女性の総収入の増減と、それに伴う女性の所得が家計内に占める割合の変化である (Ibid., 124)。彼女によれば、この点に関しては、労働市場への参加よりも更に一義的な定式化は困難であり、たとえば、ベーシック・インカムの給付額が具体的にいくらと決定されるかに応じて、女性の所得額やそれが家計内

第5章 ベーシック・インカム論と共生社会論

で占める割合には大きな変化が見られる。しかし、そうした困難を承知の上であえて若干の一般化を試みるならば、まず主婦層では、これまで無償労働を行ってきたところでベーシック・インカムが給付されるため、明らかに収入の増加が期待できる。これに対し、シングルマザー層では、彼女たちの収入は大半の場合極めて低く、既存の給付システムではしばしば失業の罟や貧困の罟に陥るレベルであるので、ここではそうした罟から抜け出すことに有効なベーシック・インカムを給付されることにより、総収入の増加が見込まれる。

その反面、既婚で働いている女性の場合、必ずしも収入の増加が見込まれる保障はない。ベーシック・インカム論が、既に見たように、しばしば累進課税を撤廃し、均一の税や逆進税への移行を伴っていることを念頭に置けば、こうした既婚女性の労働収入は通例比較的低いため、ベーシック・インカムのもたらす増収効果が、増税による減収効果により相殺されて、結局これらの女性の収入は減少する可能性も高いとされる。

これらの場合に加えて、ロベインスは、ベーシック・インカム論が生み出す第三の直接的効果として、それが職業選択の選択肢をより拡大し、自らにより適格的で多くの主観的満足感を与える職業へと人びとを導く可能性を指摘する(Ibid., 125)。この効果は、あくまでも各人の主観的満足に依存するものであるため、普遍的定式化は断念せざるを得ない。

他方、ロベインスは、ベーシック・インカムの実施から比較的長期間が経過した後に現れ、可視性が低い間接的効果についてもいくつかを挙げている。その第一は、ベーシック・インカムが子供に対して支給されることから生じる効果である(Ibid., 125)。ロベインスによれば、子供に対してベーシック・インカムが支給されることは、子育てという、従来無償で行われていた行為に対して、公権力が公共の仕事としての認知を与えたことを意味し得る。そして特に、子育ての負担は、女性が過重に負担している場合が極めて多い以上、この点でベーシック・インカム論は大きな間接的効果を女性に対して及ぼし得る。更に又、子供に対するベーシック・インカムは、子供の最低限の生活費用に加えて、子育ての経費をカバーする意図をも有している以上、それを単純に大人のベーシック・インカムよりも減額することの是非に関しては、多分に論争の余地があるという(Ibid., 126)。

他方、ロベインスが挙げる、これ以外のベーシック・インカムの間接的効果は、全て大人に対するベーシック・インカムから派生するものである(Ibid., 125-7)。そうした間接的効果の第二のものは、ベーシック・インカムを付与することにより、主婦の家事労働に対して社会的な認知が与えられるという心理的効果である。更に、第三の間接的効果は、ベーシック・インカムによって、主婦が生活に必要な最低限の収入を得ることにより、家計内で男性との交渉力を高める可能性である。第四の間接的効果は、ベーシック・インカムを付与される結果、女性が仕事を継続的に続けられることになり、仕事仲間とのネットワークを維持したり、仕事から得られる自尊心を維持し続けられるという効果である。

加えて、ロベインスが挙げる第五の間接的効果は、ベーシック・インカムが付与された結果、女性がより長く仕事を継続出来るようになり、仕事の能力を維持し続ける効果である。最後に、ロベインスが挙げる第六の間接的効果とは、ベーシック・インカムが付与された結果、女性の職業選択に関する選好が社会全体のレベルで統計的に有意な程度に変化し、女性に対する社会の見方が変化する効果である。そして、ロベインスによれば、ベーシック・インカムを付与された場合、恐らく仕事を辞める人は増加することになり、社会の人々は女性

に対し、安定的な労働力としての働きを期待できなくなる事が多い。そのため、この第六の効果の観点から言えば、ベーシック・インカムを付与されることで、むしろ女性に対する偏見が助長されるという、否定的な方向での間接的效果が生じる可能性が高いと指摘する。

以上のように、ロベインスは、ベーシック・インカムが女性の地位に対して及ぼす効果を、極めて詳細に類型化した上で、その各々の側面から、ベーシック・インカム論と女性の関係について評価を行っている。そして、結論的に言えば、ベーシック・インカムは、間接的效果の側面から言えば、女性の地位の向上に一定の効果が期待できるものの、直接効果の側面から言えば、必ずしも一義的な効果が期待できるわけではなく、その効果は多分に、女性が持つ稼得能力と、現時点での労働市場への参加度合いとに応じて異なってくるとして、その理由を以下のように詳論する。

ロベインスによれば、ベーシック・インカムの導入によって最も多くの直接効果を得るのは、専業主婦やシングルマザーなど、現時点での稼得能力が低く、労働市場からも排除されている女性である。このグループは、直接効果としての収入を明確に増大させた上に、自らの存在認知という心理的效果や、家庭内交渉力増大等の間接効果をも享受することとなる。

他方、これと対照的な存在は、高学歴の女性など、現時点での稼得能力が高く、労働市場にも確実に取りこまれている女性である。このカテゴリーの人々は、直接的効果の側面から見れば、既に相当の高収入を得ているため、ベーシック・インカムによって得られる恩恵はほとんど存在しない。また、間接効果の面からは、ベーシック・インカムにより市場から離脱する女性が増加する結果、女性の市場労働力としてのイメージが低下する可能性や、ベーシック・インカムが男女分業そのものを無批判のまま放置する可能性などが重要なマイナス要因となる。これらを総合的に考慮すれば、むしろベーシック・インカム論は、このカテゴリーの女性に対して負の間接効果を有している (Ibid., 131-2)。

更に、ロベインスは、この両者の中間に位置する二つのグループについては、ベーシック・インカム論の効果は一層両義的なものになると主張する。たとえば、学生や現在育児・介護休暇を取得中の女性など、現時点では労働市場から排除されているが、潜在的には高い稼得能力を有するグループでは、ベーシック・インカムを与えられることによって、当座の経済的苦境を緩和し、より長期的視野に立って多くの職業的な選択肢の中から自由に職業選択を行えるという直接的効果が期待できる。だが反面、このグループに対して、労働市場から退出を迫る社会的圧力が強まる効果も予想され、ベーシック・インカム論が彼らの地位に与える影響は両義的である。

最後に、たとえば生活の必要に迫られパート労働を余儀なくされる女性など、稼得能力が低い、現時点で労働市場に継続的に参加する必要があるグループでは、直接効果と間接効果を明確に区別することが極めて重要だとロベインスは指摘する。何故ならば、このグループは、直接効果の観点から言えば、現時点では収入が低く、生活の必要性を満たす点で、ベーシック・インカムから得られる収入から多くの積極的效果を得ることが期待できる。しかしながら、間接効果の観点から見れば、ベーシック・インカムを得た場合、このグループはその技能の低さの故に市場労働から排除される可能性が極めて高い。その結果、自尊心の喪失や、労働技能の低下、更には市場労働から一定程度得られていた家庭内での交渉力の低下等、多様な側面において負の間接効果に直面することが予想されるからである (Ibid., 132)。

■ 第5章 ベーシック・インカム論と共生社会論

以上、本報告書では、ロベインスの所説を考察してきたが、ここまでの議論から、ベーシック・インカム論とフェミニズム論、女性のエンパワメントの関係については、以下のような、現時点における二つの仮設的な結論を導くことが可能である。

第一に、ロベインスが結論として指摘するように、ベーシック・インカム論とフェミニズムとの間に必然的に積極的な関係が成立するとする、初期のベーシック・インカム論を支配した通説的見解には、今日根本的な修正が必要である。すなわち、ベーシック・インカム論がフェミニズムに与える影響それ自体を考えても、それは直接的効果と間接的効果に大別され、更なる各々の内部で様々な差異と多様性が生じつつある。

その際、より重要なのが、フェミニズム論内部において今日生じつつある内部分裂と相互対立の動きである。たとえば、フェミニズムの先進地アメリカなどでは、高学歴のエリート層が男性と同様の自由競争に基づいた労働や賃金を求める一方で(Friedan 1963)、学歴の低い黒人女性には、白人エリート女性よりも黒人男性との連携の必要が指摘されるなど(Hooks 1984)、近年「女性」カテゴリー内部での差異化がフェミニズム論の最新の関心となりつつある。この中で、今後ベーシック・インカム論と女性の関係を更に論じる場合には、いかなる能力や世代・地域的背景を有した女性と、ベーシック・インカム論との関係を問うのかを、より具体的に自覚化することが、ベーシック・インカム論研究者の側に強く要請されることとなる。

第二に、今後ベーシック・インカム論と女性の関係を考察する場合には、フェミニズム論が提起する政治的要求の深化・多様化という問題にも一定の配慮を行うことが不可欠である。すなわち、今日フェミニズムの主張には、極めて多様な内容が含まれており、その主張には、単なる短期的な所得保障の枠組みを超えた、より長期的な政策対応と社会構造の根本的な変革を必要とするものが多数含まれている。たとえば、ロベインス自身は、こうしたより長期的な構造変容を要求するものとして、子育て施設の充実、ケア役割を男性も分担すること、男女分業の見直しを推進するための育児・介護休暇の充実、労働市場での性差別に反対するためのキャンペーン運動の推進等を挙げている(Robeyns 2000, 133-4)。

これら諸施策は、ベーシック・インカム論がもたらす直接的効果としての金銭的な要求よりも、社会運動や社会の構造・意識・シンボリック側面での変革を不可欠のものとしている。加えて、これら諸施策を新たに実現するためには、ベーシック・インカム論が差し当たり焦点を当てる、個人単位の努力では明らかに限界があり、共同体の集合的な努力によって始めてそれが可能になる側面が強い。それ故に、今後ベーシック・インカム論とフェミニズムの関係性を考察する上では、今日フェミニズム論の要求が、単なる短期的な金銭的収入の確保を越えて、より根本的な社会構造全体の変革に及びつつあることを自覚することが、極めて重要であるように思われる。

第3節 多文化主義とベーシック・インカム論

① アッカーマンの限定付与論

次に本報告書で考察するのは、ベーシック・インカム論が、少数派文化集団との共生という意味での、多文化主義と如何なる関係に立つかという問題である。

この問題については、多文化主義という問題群そのものが、1990年代に入ってから本格化した新しい問題群であることなどを背景としてか、フェミニズムの場合よりも更にこれまでの研究成果は少ない。そこで、本報告書ではまず、代表的なベーシック・インカム論の諸論者、特にアッカーマンの議論が、外国人がベーシック・インカムを受給する権利に関連して、いかなる議論を展開しているかを確認することから考察を開始したい。

既に本報告書の第1章で確認したように、ベーシック・インカムが外国人に与えられるか否かに関しては、それを緩やかに解する説と、厳格に解する説の対立が存在する。たとえば、既に見たように、パライスは、狭義のベーシック・インカムを唱える論者の中も、その受給権を、法的な意味での完全な市民に狭く限定する論者がいると指摘し (Parijs 2006, 6-7)、その具体例として、フランスの哲学者、ジャン＝マルク・フェリーの名を挙げている (Ferry 1995, 2000)。そして他方、ベーシック・インカム論の本来の目的は、社会的な排除に対する批判に存していた以上、たとえば過去に一定期間当該国に居住した経験の有無や、税金を納めた等の基準を用いて、市民権の概念をより緩やかに解することにより、少なくとも合法的な長期居住者に対しては、その給付範囲を拡大する可能性もあり得ると指摘する (Parijs 2006, 7)。パライス自身、この段階では、自らがどちらに所属するかの明言は避けている。だが、たとえば彼自身は2000年代の初期から、ベーシック・インカム論を一国内あるいはヨーロッパ内のみならず世界大に普及させようとしていたこと (Parijs 2002) から推察すると、ベーシック・インカムの受給権を法的な意味の市民権と過度に厳格に連動させる立場には批判的である可能性が高いと予想される。

しかしながら、こうした観点から極めて注目されるのは、狭義のベーシック・インカム論とは異なって、ステイクホルダー・グラント論の立場から、外国人と所得保障の関係について体系的に論じた、アッカーマンの議論である。アッカーマンは、移民等の外国人類型に対して、自らのステイクホルダー・グラントを付与すべきかどうかについて、いくつかの具体的な外国人類型を想定しながら、極めて詳細に論じている。

まず第一に、アッカーマンが明確に受給権を否定するのが、長期にわたって居住しながら国籍を取得せず外国籍にとどまる類型である。これについてアッカーマンは、国籍を取得する機会がありながらそれを拒絶するのだから、彼らは、市民としての責任感や道徳観を養成するという、ステイクホルダー・グラントの趣旨を否定していると理解する。それ故に、こうした類型に対しては、ステイクホルダー・グラントを付与することは出来ないと、明確にその可能性を否定する (Ackerman and Alstott 1999, 46)。

第二に、形式的には国籍を取得しつつも、困難な問題を惹起する類型が存在するとアッカーマンは指摘する。その一つが、偶然の出生事実によって国籍を取得した場合である。たと

■ 第5章 ベーシック・インカム論と共生社会論

えば、アメリカに留学中のフランス人学生に子供が生まれ、その後すぐにフランスに親子とも帰国した場合、グラントを付与する21歳時点の直前に再渡米するだけでグラントが付与されるか否かが、難問として提起され得る。更に、帰化による国籍取得でも、類似の難問が発生する。たとえば、21歳の直前に渡米して帰化しただけで、ステイクホルダー・グラントが全額付与されるか否かは、相当の論争を惹起することは明らかである (Ibid., 46-7)。

そこで、アッカーマンはまず、帰化のケースから回答を試みる。彼によれば、こうした事例で余り寛大にグラントを付与することは、返って帰化それ自体の要件をより厳格化するという閉鎖的な移民政策を帰結することになり、それ故にかかるケースではグラントを拒否すべきである。元来、所得保障は、子供当人にとって、当該国家が唯一の母国として意識される程度にまで、子供が当該国に一定期間居住した場合、たとえば21年間のうち11年以上居住した場合などに限り付与すれば足りる。それより短期の居住者は、たとえばアメリカを例にとれば、そこでの質の高い教育・文化環境や、高額の所得を得られやすい労働市場等の、グラント以外の諸利益を享受させるということでも十分と考えられる (Ibid., 47-8)。

アッカーマンによれば、出生による国籍取得の場合も、同様の原則で解決が可能である。すなわち、この場合も、居住事実が実質上欠けており、突然渡米してグラントを受け取る行為は、実質上制度の抜け道をついた悪用行為である。そして特に、かかる行為は、ステイクホルダー・グラントの場合に、ベーシック・インカム論よりも深刻な問題を惹起する。というのも、ステイクホルダー・グラントの方が、一括給付であることによって、ひとたび交付して以降は、アメリカと全く無縁な他国においてその全額を消費され、アメリカ経済の発展にそれが還元される可能性が全く無いとしても、それを批判する手だては存在しない。それ故に、事前に一定の居住要件を要求することは、決して不当な制約とは言えない、と彼は結論づけるのである (Ibid., 48-9)。

㊦ パライスの言語多元性論

以上のアッカーマン説についての分析から、所得保障政策を外国人に対して適用する可能性を比較的限定的に解する議論について、その基本的な論理構造を一定程度解明することができた。それでは、これに対し、ベーシック・インカム論の雄、パライスは、外国人の地位とベーシック・インカム論の関係に関連して、近年どのような議論を展開しているのだろうか。

こうした観点から極めて注目される議論として、次に本報告書では、パライスが近年精力的に展開する、言語的正義論・言語多元性論の内容を検討しよう。パライスは、2000年頃から次第に、ベーシック・インカム論研究と並行して、多文化共存の基礎を成す問題として、言語の多様性維持を主内容とする言語的正義の理論を精力的に展開している (たとえば、最も初期の論考として、Parijs 2000)。この議論は、未だ形成途上の議論であり、それがベーシック・インカム論や所得保障の問題といかに関連づけられるかは、未だ試論的に論じられているのみである。しかし、本報告書では、そうした限界を了承しつつ、パライス理論の基本構造を検討することにより、ベーシック・インカム論と多文化主義の関係性を考察する端緒を得ることを目指したい。

パライスによれば、言語的正義の問題とは、たとえば、今日英語が世界内でのコミュニケ

ーションを圧倒的に支配しているように、一言語が多様な領域のコミュニケーションを排他的に支配している状況で生じる正義の問題であり、それはより具体的には三つの問題を含んでいる。その第一は、「協調関係上の不正義」と名付けられる問題であり、異言語集団間のコミュニケーションを行うための「共通語 *lingua franca*」が、英語等の多数派言語に設定される問題である。この場合、英語を母国語としないものは、外国語学習の多大な苦労を経て始めてコミュニケーションが可能となるのに対して、英語を母国語とするものはかかる外国語学習の必要がなく、いわばただ乗りでコミュニケーションが可能となる不正義が生じる。

第二の問題は、「配分的不正義」の問題であり、それは、少数派言語を母国語とする者が、仮に多数派言語の使用者と同程度に母国語を習得しても、経済的な資源配分の観点からは不利な機会しか獲得できないという問題である (Parijs 2008, 13-4)。第三の問題は、尊重の面での不平等、あるいは、シンボル上の不平等の問題である。この問題は、少数派言語に関連する人びとのアイデンティティー要求に対して、多数派言語使用者のそれと比して不利な対応が成されるという問題である (Parijs 2008, 13-4; Parijs 2010, 2)。

パライスによれば、こうした重層的な問題群のうち、まず第三のシンボリック不平等の問題に対しては、形式的に多様な言語を平等に取り扱う政策によって、一定の対応が可能となる。そうした対応策の一つが、英語以外にも少数派言語を何らかの形で使用することであり、EUの中に見られる様々な慣行は、そうした対応策の一例とみなすことが出来る。たとえば、同一の事柄をEU加盟国の全ての言語で併記する政策や、ある特定のコミュニケーションが、ある特定の地域的コミュニティ内において行われる場合、英語以外にも当該地域の支配的言語でそのコミュニケーションを併記する政策などがその一例である。しかしながら、この方法では、たとえば全ての言語での併記には多大なコストがかかるし、英語以外の少数派言語を併記する場合、今日の多文化化やネット社会の拡大等を考慮すれば、ある特定地域の支配的言語を一つに特定化すること自体がおよそ困難な作業となってしまう (Parijs 2008, 16-8)。

あるいは更に、そうした方法の変形として、現実に行われているのが、英語の他に何かの言語を用いて同じ事柄を併記することにより、英語の圧倒的な影響力を減殺するという方法である。この際多く用いられるのがドイツ語とフランス語であるが、そこでも何故ドイツ語やフランス語が選ばれるのかが更に問われざるを得ない。その場合、あり得る一つの回答は、独仏がEU創設に際して大きな貢献をなしたからとの理由付けであるが、それならばEUの発展と共に、かかる慣行は消滅すべきはずなのに、それは現実には起こっていない (Ibid., 19)。

こうしたいくつかの方策の問題点を前提として、パライスは、新たな言語的多様性の擁護策を提唱する。それは、ある特定の空間的領域内では、各国において横断的に用いられる共通語ではなく、むしろその地域に特有の特定言語の優越性・特権性を認めてしまうという方法である。たとえば、フランスにおいては、共通語としての英語よりも、その地域において圧倒的な支配力を有するフランス語の政策上の優越性をまずさしあたり認めてしまい、教育や公用語政策等においてはそれを英語よりも優位に置く考え方である。このように、ある特定地域内において特定言語の優越性を認めたとしても、こうした特定言語は地域毎に異なっているため、たとえばEU全体といったより大きな単位で見れば、複数言語の共存が図られ、

■ 第5章 ベーシック・インカム論と共生社会論

言語的多様性の維持が可能となる。パライス自身は、こうした政策を、言語の領域的性格を重視した考え方として、「領域的言語体制 linguistic territoriality regime」と名付けている (Ibid., 20-21)。

パライス自身は、こうした政策の具体的内容に関して、何点かに渡って敷衍している。第一に、この体制を構築するためのより具体的な政策手段は、主として、公教育に用いられる言語や、公的な場におけるコミュニケーションのための主要言語として、その地域の優越的言語を使用することである。この場合、私的コミュニケーションの中で用いられる言語は、優越的言語に限られることはなく市民の自由に委ねられるが、おそらく公的言語の決定は私的コミュニケーションの言語にも大きな影響を与えることが予想される (Ibid., 22-3)。

第二に、一地域内における特定言語の優越性を確立するための方法としては、政府が教育や行政組織での言語使用等を通じて、上から強制的に特定言語の優位を確立する方法と、市民が会話や労働・取引・婚姻等を通じて、特定言語の必要性を私的に自覚し、その言語を学習し使用するようになる、下からの方法の二つが存在する。これらは、相補的なものであり、完全に排他的なものではないが、上からの方法の方が、特定言語の優越性を確立する過程における社会的な摩擦が少ないという点においては、より現実的な実現性の高い政策だと考えられる (Ibid., 24-7)。

第三に、言語的多様性を確保するための別の方法としては、ある特定言語が優越的な地位を占める領域を規定する方法ではなく、むしろ少数派で消滅の危機に瀕している言語の使用者に対して、その人がいかなる領域に居住しようとも、その言語使用を促進するような一定の擁護措置を講ずるという方法が考えられる。この方法は、個人に着目する方法という意味において、「個人的言語原則 linguistic personality principle」と名付けられる。

しかしながら、パライスによれば、この方法では、諸個人に対して、政府が公的に定めた特定の指定言語の使用を一定程度強制する結果を伴い、公権力からの個人に対する極めて強権的な介入が帰結するという、大きな問題点が存在する。これに対し、パライスが提唱する領域的言語体制の下では、特定個人が自らの少数派言語使用を維持していくために求められることは、その言語が優位性を維持している地域に自ら進んで移住するという行為であり、これは公権力が当人の意思に反して使用言語を特定化する場合に比べ、遙かに介入の程度が低い。また、実際に従来歴史的事実を見ても、少数派言語が維持されていくためには、当該言語が優位を占める一定の地域・領域的空間が存在することが重要な条件となっている。結局少数派言語の擁護策としてより有効で現実的なものは、領域的言語体制に他ならない、とパライスは結論づけるのである (Ibid., 28-30)。

以上、パライスの言語的多様化政策の全体像を検討してきたが、それでは、こうしたパライスの言語的・文化的多様化理論と、ベーシック・インカム論に代表される、彼自身の所得補償政策・経済政策とは、いかなる関係に立っているのだろうか。

既に述べたように、パライス自身は、この点に関して、必ずしも明示的で体系的な議論を展開しているわけではないが、彼は主として二つの視角から、自らの多文化政策と所得補償政策との関連を示唆している。そのうち第一の視角は、多文化政策と、所得補償政策の基礎を成す、共同体・政治的領域単位での連帯感との関連性を巡る問題である。パライスによれば、彼が提案する領域的言語体制の一つの重要な特色は、それが、所得補償政策の基礎を成

す、共同体・政治的領域単位での連帯感と、言語的・文化的な多様性の両立を志向する点に存している。というのも、所得補償政策を行うためには、一国内の富裕層から貧困層への所得移転が必要であり、そのためには、政治的共同体内に一定の連帯感が不可欠だからである。

ところが、政治的共同体内存在する文化的多様性は、こうした連帯感の維持を困難にする要因であり、この点で通例文化多様性は経済的連帯感とトレードオフの関係にあると理解されることが多い。これに対し、パライスが提起する領域的言語体制は、一方で、一国内では主要言語を統一することにより、市民相互のコミュニケーションと連帯を促進しながら、他方、EUその他の国際的次元で見れば、言語多様性の確保を志向する。こうした経済的連帯感とのトレードオフ関係を解消し、その両立を目指す点にこの体制の特色は存している、とパライスは主張する (Ibid., 28-30)。

このように、パライスはまず第一に、彼自身の領域的言語体制が、経済的連帯感の維持を通じて、ベーシック・インカムに代表される所得補償政策の基礎を創り出す可能性を指摘している。それに加えて、更にパライスは、彼自身の領域的言語体制が、ベーシック・インカム論の実現を促進する理由はもう一つ存在すると主張する。それは、本報告書で既に見た、アッカーマンの議論に見られた所得補償政策に対する懸念への対応である。すなわち、アッカーマンは、ステイクホルダー・グラント制度の抜け道として、ある特定国が比較的寛大なグラントを提供した場合、より給付政策が乏しい国家から、グラント受給だけを目的として、グラント支給の直前に駆け込み的に入国する移民が増加する危険性を指摘した。これと同様の問題は、ベーシック・インカム論に関しても生じる可能性があり、たとえばある特定国で最低限の生活を支えるに足るベーシック・インカムを実施した場合、その国に多くの貧困層が流入すると同時に、富裕層はそこから脱出するという危険性が懸念される。

しかしながら、パライスによれば、彼が述べる領域的言語体制こそはまさに、こうした急激な人口の変動を防ぐ点でも、ベーシック・インカム論の実現に大きく貢献する可能性が高い。何故ならば、外国に住む貧困層がベーシック・インカム論を実施する国家に流入しようとした場合、ベーシック・インカムを受け取るには、その国の市民権を確保することが必要となる。ところが、領域的言語体制の下では、ある国の市民権を確保するためには、当該国の公的言語に指定された、英語以外の現地語を相当程度マスターすることが要件となるため、その言語障壁の高さから、こうした移民の流入は相当程度抑制される。同時に、当該国から脱出しようとする富裕層についても、富裕層の脱出先に選ばれる国では、別の現地語のマスターが市民権の要件となるため、彼らもその言語障壁の高さから、容易に脱出することは不可能となる。このように、領域的言語体制は、ある国への人びとの流入と脱出とを制約し、市民の言語的・文化的同質性を一定程度確保することにより、ベーシック・インカム論の実現により好適な条件を提供する、とパライスは結論づけるのである (Parijs 2010, 2)。

以上のように、パライスは、独自の「領域的言語体制」概念を手がかりに、所得保障と文化的多元性の両立を模索する。それでは、こうしたパライスの所説から、ベーシック・インカム論と多文化主義の関係については、どのような示唆を引き出すことが可能なのであろうか。

そこで以下本報告書では、そうした示唆を二点に要約したい。第一に、ここまでのパライスの所説は、たとえばEU諸国といった複数国家の単位で見ると、ベーシック・インカム

第5章 ベーシック・インカム論と共生社会論

論の実施と文化多元性の維持という二つの政治的目標が、一定程度両立可能であることを示している。すなわち、パライスの言う領域的言語体制を各国で確立すれば、一国の内部では文化的均質性が確保され、ベーシック・インカム論に代表される所得保障システムの基礎を成す、経済的連帯関係が富裕層と貧困層の間に形成される。他方、各国間の関係に目を転じれば、そこにおいては、少数派言語や文化が生存をはかっていく政治的空間も、どこかの国家に必ず確保されているという意味で、文化多元性の維持が可能になっている。この意味で、パライスの提示する領域期言語体制論は、ベーシック・インカム論の実施と文化多元性の維持という二つの政治的目標を同時に追求する際の、一つの政治的可能性を示した議論と言える。

しかしながら、ここで第二に、こうしたパライスの文化多元性擁護論は、通例我々が多文化主義の名の下に理解する文化多元性擁護論と比して、大きく異質なものであることにも留意が必要である。すなわち、通例今日多文化主義の名の下に論じられる問題は、多様な文化が国境をはさんで対峙する状況ではなく、複数文化が一国内に共存する可能性に他ならない。たとえば、多文化主義理論の第一人者、ウィル・キムリッカが典型的に想像した多文化的状況は、少数派先住民や移民、難民等が何とか一国内での共存を志向する、一国単位での多文化状況に他ならない(Kymlicka 1995)。そして、この国内的な文化構成の点から見れば、むしろパライスの提案は、多文化状況と逆行する、多数派への強い同化論としての側面を有している。

それ故に、今後ベーシック・インカム論の考察が進展する中で、真により体系的考察が要求されるのは、こうした一国単位での多文化主義と、ベーシック・インカム論の関係に他ならない。たとえば、一国単位での多文化主義は、ベーシック・インカム論の実現と本当に背反するのか。あるいは逆に、ベーシック・インカムを導入することによって、一国内での多文化主義は促進されるのか。これらの間は、極めて重要なものでありながら、これまでのベーシック・インカム論の議論の中では、未解決の問題として残されていると言わざるを得ないのである(むしろ多文化主義の側から、経済的連帯感への影響を論じた例として、Kymlicka and Banting (eds.) 2006)。

第4節 労働運動とベーシック・インカム論

それでは、以上の議論を前提に、最後の問題として、ベーシック・インカム論と労働運動の関係性を考察しよう。

労働運動は、それ自体として社会全体の中で見れば、必ずしも弱者集団とは言いがたい側面を持っており、それ自体が共生政策の対象となったり、エンパワメントの必要性を持っているとは考えにくい。各国の労働運動の組織率や組織形態に応じて差異があるだろうが、労働運動の担い手の中核的部分は、今日特に先進国においては、社会の中間層的部分と言えるだろう。

しかしながら、こうした社会階層上の位置づけにも拘わらず、労働運動はこれまで、弱者利益擁護運動に際して、多大な貢献を成してきたこともまた否定できない事実である。すな

わち、それは、特に対資本家関係という文脈で見れば、明らかに相対的な弱者であることは事実である。しかも、労働運動は、国家内部の経済的資源配分を巡る多様なアクターの交渉過程において、相対的に弱い立場にある人々の利益を代表する主要なアクターとして、どの国でも位置付けられてきた歴史がある。それ故に、労働運動がベーシック・インカム論にどのような態度を表明し、それがベーシック・インカム論や共生社会論の発展にどのような影響を及ぼしているかを考察することは、不可欠の作業とすることが出来る。

そこで本報告書では、こうした問題に関して、ベルギーのベーシック・インカム論者、バンダーボルグトの所説を手がかりに検討を加えていこう。

バンダーボルグトによれば、従来各国の労働団体は、ベーシック・インカム論の実現に対して、賛否両論の入り交じった極めて多様な反応を示してきた。たとえば、アメリカにおける負の所得税実践の試みとして知られる、ニクソン大統領の家族援助プランに対しては、労働団体は明示的な反対を示さないという形で賛意を示していたし、オランダにおいて1990年代に、首相を含む多くの有力政治家が現実的な選択肢としてベーシック・インカム論に言及した際も、その主たる支持者として労働運動は名を連ねていた。しかし他方、たとえばこのアメリカの家族援助プランが論じられた時期の労働運動において、労働側が最も力を入れた主張は、ベーシック・インカム論ではなく最低賃金の上昇であった。またベルギーでは、むしろベーシック・インカム論は、税率の上昇を招くために労働運動に対して有害だと主張が繰り返されたという経緯も存在した (Vanderborght 2006, 2-5)。

そこで、バンダーボルグトは、ベーシック・インカム論に対して労働運動が示す態度に関して、いくつかの論点を類型化しつつ、理論的視角から一定の予測と整理をすることが必要だと指摘する。その際、第一に挙げられる論点は、労働者が集合的あるいは個人的に行使する交渉力の問題である。バンダーボルグトによれば、ベーシック・インカム論は、ストライキの際にも一定の所得を保障し、更に場合によって賃労働から離脱する自由を与えてくれる点で、労働者の交渉力を上げることが期待できる。加えて、そうした離脱が容易な労働市場においては、雇用者側は、労働力を確保するために、労働がより魅力的に見えるよう努力する必要に迫られることも予想され、この点でも労働運動には好適な条件を提供する。しかしながら、ベーシック・インカム論の効果に関しては、逆の可能性も皆無ではなく、ベーシック・インカムが提供されることによって、労働者には最低の所得が確保されたとして、雇用者側が賃金の切り下げに踏み切る危険性も存在する (Ibid., 5-6)。

第二に、ベーシック・インカム論が登場することによって、賃金労働そのものが終焉する可能性も指摘できる。ベーシック・インカム論が導入されれば、労働者は、大企業での賃労働から、より小さな職場や自営業等への移動が容易になる。あるいは、そうした現実の移動が生じない場合も、賃労働が社会の政治文化の中で中心的な位置を占めることは少なくなることが予想され、こうした諸動向は、労働運動が有していた社会的影響力の伝統的な基盤を弱体化させる方向に作用することが予想される (Ibid., 6-7)。

第三に挙げられる論点は、ベーシック・インカム論とワーク・シェアリングや労働市場の柔軟性に関する論点である。ベーシック・インカム論が実現すれば、自発的な労働時間の短縮や、有給休暇の取得が容易になり、その結果、労働運動の一つの重要な課題である、ワーク・シェアリングと労働市場の柔軟化が進むことが予想される。これは労働運動にとって好

■ 第5章 ベーシック・インカム論と共生社会論

適な結論であるが、同時に、こうしたベーシック・インカム論の傾向性は、労働運動にとって危惧すべき方向にも利用される可能性が存在する。というのも、ベーシック・インカム論が導入されることにより、こうした労働時間の短縮や労働市場の柔軟性が、むしろ雇用主側によって押しつけられる可能性も高まるからであり、この点では、ベーシック・インカム論は、むしろ国家運営でコストの高い衝撃吸収剤としてだけ利用される危険もぬぐえない (Ibid., 7)。

最後に、バンダーボルグトが挙げる第四の論点は、それが搾取の終焉をもたらす可能性である。たとえば、パライスなどのベーシック・インカム論者は、とりわけ論争の当初の段階では、ベーシック・インカム論が、搾取の終焉というマルクス主義の主張を最も良く実現すると主張していた。つまり、ベーシック・インカム論は、最低限度の所得を万人に保障することにより、万人が能力に応じ負担し、万人が必要に応じて獲得するという、マルクス的な搾取無き世界を実現するというのである。

しかしながら、バンダーボルグトによれば、ベーシック・インカム論は、確かに、人々の必要を満たすことに一定程度成功するかもしれないが、そこには新たな搾取の発生が必ず認められるという。というのも、それは、働くことを選択した人々の勤勉な活動の成果を、怠惰な人が搾取するという、新たな形で搾取を可能にするのであり、この点から見ればベーシック・インカム論は搾取を必ずしも解消するは言い難い (Ibid., 7-8)。

以上のように、バンダーボルグトは、ベーシック・インカム論と労働者の関係は、理論的に見ても、積極・消極両方の側面を含んでいると指摘しつつ、更に、こうした両者の両義的な関係は、従来ベーシック・インカム論の導入が検討された各国の経験からも例証することが可能だと主張する。そこでまずバンダーボルグトが挙げるのが、ベルギーの例である。というのも、ベルギーは、ベーシック・インカム論導入の具体的検討が最も進んだ国の一例であるが、そこにおいては、労働組合は一貫してベーシック・インカム論に反対した。彼らは、ベーシック・インカム論が最低限の所得を保障すると、賃金切り下げが容易になり資本家との交渉力が低下することや、税率の大幅な上昇が見込まれ労働者の負担が増加すること、更に既存の社会保障政策が切り下げられる危険性を考慮して、ベーシック・インカム論に一貫して反対した (Ibid., 9-11)。

他方、同様に負の所得税などの形で、ベーシック・インカム論に近づく動きが見られたカナダでは、労働団体の態度は曖昧に終始した。そこでは、全国レベルにおいては、最低賃金を無効にする可能性の故に、ベーシック・インカム論に反対する動きが主流を占めたが、ケベックでは、労働組合の幹部がベーシック・インカム論の正当性を少なくとも理論的なレベルでは承認した。しかしながら、そのケベックでも、労働組合はベーシック・インカム論の実現に必要な強力な権力を欠いており、実際には彼らは福祉国家政策の強化という路線に終始した (Ibid., 11-13)。

最後に、同様にベーシック・インカム論の実現に近づいたオランダでは、労働団体は終始その実現に積極的な態度を維持し続けた。すなわち、そこでは、労働団体は、常に国家や資本家との協議の場において、ベーシック・インカム論の実現可能性に言及を続けたし、ベーシック・インカム論の実現を真剣に考慮し、1994年から2002年までの首相であったウィム・コックは、労働組合のリーダー出身であった。とはいえ、ここでもベーシック・インカム論

は、労働組合員の多数から広く支持されていたというよりは、むしろ少数幹部のアイデアに留まっていたし、2000年代に入りオランダが好況を迎えたことも手伝って、その実現可能性はほとんど消滅した。しかし、オランダでは伝統的に、手厚い老人年金や、無条件で給付される学生の奨学金制度が充実しており、それらの伝統を考慮に入れて、労働組合は一貫してベーシック・インカム論への支持を表明し続けることとなった。この点で、オランダの経験は、カナダやベルギーの経験が唯一のものでないことを示す、重要な反証となっているのである (Ibid., 14-6)。

以上のように、バンダーボルグトのこうした研究は、労働組合とベーシック・インカム論の関係が、決して理論的に一義的に決まるものではなく、各国の多様な歴史的状況や、労働団体と企業・国家・官僚制等の政治力学、政治制度等の諸要因に応じて、多様に変化するものであることを示している。そして、このことは、特に今後の日本における労働運動とベーシック・インカム論の関係を考える上で、極めて重要な視点を提供する。というのも、近年日本においては、構造改革の終焉とともに、いわゆる格差社会論が提起されるに至り、様々な形での最貧困層の救済が、労働組合の重要課題の一つとして採り上げられるに至っている。しかしながら、日本の場合、労働組合運動の歴史的推移を振り替えれば、それがこうした最貧困層の救済に対して、一貫して体系的な主張を行っていたとは言いがたい。むしろ、労働組合は、大企業の労働者利益擁護を中心的課題としていたとの指摘もしばしば見られる。それ故に、仮に日本の労働運動が、ベーシック・インカム論や、それに近接する最貧困層の救済を今後も継続して自らの課題として掲げるとすれば、その理論的理由や、既存の労働者政策・福祉政策との整合性等の論点に関して、一定の体系的な考察や戦略パッケージを構築することは、今日緊急の課題といえる。つまり、バンダーボルグト自身が的確にも指摘するように、ベーシック・インカム論は、それが直感的に労働運動と親近性を持っているにも拘わらず、大多数の労働組合員にとっては、不利益以外の何物でもない政策に他ならない (Ibid., 17)。それ故に、それに対して単に直感的な連帯感のみから場当たりの支持を与えることは、必ずしもベーシック・インカム論の健全な発展につながるとは言えないからである。

結びに替えて：ベーシック・インカム論と共生社会論の将来

以上、本報告書では、極めて多様な視角から、ベーシック・インカム論それ自体、及びその共生政策との関係に関して、様々な考察を進めてきた。その結果、両者の間には、一定の積極的な関係性も確認できるものの、その関係は決して一義的なものではなく、極めて複雑で多面的な関係があり得ることが一定程度確認できた。

そこで、ここでは、今後ベーシック・インカム論および共生社会論が更なる発展を遂げるために、どのような研究の方向性が必要であり、そこにいかなる問題点があり得るのか等の論点に関して、本報告書の視角からいくつかの指摘を行って、本報告書の結びとしたい。

第一に、ベーシック・インカム論それ自体の今後の可能性に関して、今後その研究がより発展するためには、従来主流であった哲学的・理論的研究を、実証的研究と結合することが不可欠であるように思われる。本報告書のこれまでの議論で明らかにしてきたように、従来ベーシック・インカム論が共通に抱えてきた問題点の一つは、そこにおける議論が、労働無き条件の給付という比較的抽象的な哲学的・理論的理念の正当化に力点を置いており、比較的曖昧な印象記的議論を残してきたことに存している。たとえば、従来のベーシック・インカム論において、財源や政治的実現可能性の問題等が必ずしも十分に論じられてこなかったことは、こうした問題点の所在を示している（例外的に政治的実現可能性の問題を論じた最近の研究として、田村 2010）。あるいは、ベーシック・インカム論と共生社会論の関係が必ずしも明確にならなかった理由の一端もまた、ベーシック・インカム論の印象期的・抽象的性格に求めることが可能である。そこで今後、ベーシック・インカム論の一層の発展と、その共生社会論への活用を一層促進するためには、ベーシック・インカム論自体の実証化・政策論化は不可欠の作業となる。つまり、今後のベーシック・インカム論に対しては、具体的な政策的・制度的構想を提示して、それを支持する実証的なデータの裏付けを伴った、より実証的・政策論的な研究の方向性こそが求められているのである。

第二に、今後こうしたベーシック・インカム論と共生社会論の関連づけを強化する際に、共生社会論の側に要請されることは、共生社会政策の対象となる政治的弱者・少数派集団として、より多様な具体的類型を視野に入れる作業である。たとえば、本報告書では、女性・少数派文化・労働者という三類型を素材としたが、これら少数派内部の中にも、あるいはその外部にも、更に多様な弱者・少数派集団の存在を想定することが可能である。たとえば、フェミニズム論の内部において、高収入の女性と低収入の女性の区別が主張されるに至ったことは、少数派集団内部における弱者類型多様化の実例に他ならない。あるいは、多様な少数派文化を論ずる際にも、それらを単に少数派文化として一括することなく、各文化の文化内容の具体的多様性に着目し、その実質的差異を反映した理論化を進めることは、こうした共生政策論深化の別の一例と言えらる。更に、これまでに論じられた少数派の外部には、老人や障害者等、彼らと異なった性格を有する少数派が存在しており、これら新たな少数派と、ベーシック・インカム論との関係は、これまでの少数派の場合とは異なっている可能性も高い。このように、共生社会論の担い手たる少数派集団の具体的実体について、より多様

な可能性を想定することは、今後の共生社会論、さらにそれとベーシック・インカム論との関係性の深化にとって、極めて重要な問題と言えるだろう。

第三に、そうした共生社会論の多様化という観点から、特に日本社会の共生社会論に求められる具体的論点として、本報告書では、ゲストワーカー等を中心とする、短期滞在者の権利理論構築の必要性を指摘しておきたい（そうした点に関する、筆者のより詳細な分析の試みとして、Iida 2009参照）。こうした指摘の背景には、いくつかの理由が存在する。一つは、先進諸国一般に妥当する、人口減少という要因である。周知のように、先進諸国では、出生率の低下と労働力の不足が顕在化しており、その結果、多くの国で、中程度あるいは低い技術しか持たない労働者をより広く受け入れる方向への入国管理政策の変化が見られるが、こうした労働者はまさに短期滞在者の中核を構成する。そして、こうした変化は日本でも確実に生じている。というのも、そこではかつて長らく、帰化を要求する厳しい長期移民政策と、相当程度の高い技術を持った人間にのみ労働許可を与えるという、厳しい入国管理政策が続いたが、今日では、老人介護等の必要からより低い技能のみを持つ介護労働者等をより広範に受け入れる方向での政策変更が生じつつあるからである。

他方、こうした短期滞在者の権利理論構築が不可欠である理由として、アジア社会の特殊性も挙げておきたい。というのも、従来の共生社会研究は、主として欧米社会において進められてきたが、そこにおいて最も主流を成す共生社会の担い手は、一国への比較的長期的な定住を希望する人間類型に限られてきた。それ故に、従来の共生社会論の大半は、長期的定住者の権利理論については、極めて体系的な議論を展開する反面、短期的滞在者はその残余カテゴリーとして、十分な体系的考察の対象となり得なかったという大きな限界が存在した。

しかしながら、アジア社会の場合には、明らかにこれとは異なった事情が存在する。大多数のアジアの国では、長期移民が共生社会論において問題化する度合いは、北米に比して遙かに低く、むしろ短期滞在者が圧倒的な重要性を有している。たとえば、従来の先行研究は、フィリピンやインドネシアから香港やシンガポールに向かう短期の介護労働者に関して、彼らの大半が、異国との文化的・言語的・宗教的差異等を理由に、自らの母国における生活の方を最終的に選択することを示している（Bell and Piper 2005）。そして、こうした傾向は、英語を共通語とし、しかも移民国として出発した北米などと比して、比較的各国の文化的独自性が強いアジアにおいては、香港やシンガポール以外でも一般に十分想定されうる事態でもある。このように、アジア社会における短期滞在者の重要性と、それに対する既存の学問的研究蓄積の手薄さを考慮に入れるならば、短期滞在者の権利理論の構築が急務となる理由は確実に存在しているのである。

以上、本報告書では、ベーシック・インカム論と共生社会論の将来に関して、三点にわたって指摘を行ってきたが、両者に関する研究は開始されたばかりであり、それ以外にも多数の課題が山積している。そして、本報告書の考察は、ベーシック・インカム論が提供する様々な知見は、共生社会論の今後に対して、積極的なものにせよ、消極的なものにせよ、多様な示唆を与える潜在的な可能性の高さを示している。それ故に、両者の関係は、今後もおも現代政治理論の中心的課題の一つとして問われ続けなければならないのである。

参考文献

- 飯田文雄 2002 「平等」 福田有広・谷口将紀編『デモクラシーの政治学』東京大学出版会、pp. 127-143.
- 飯田文雄 2006a 「平等」 川崎修・杉田敦編『現代政治理論』有斐閣、pp. 97-135.
- 飯田文雄 2006b 「運命と平等：現代規範的平等論の一断面」 日本政治学会編『平等と政治：年報政治学 2006-I』木鐸社、pp. 11-40.
- ヴェルナー、ゲッツ・W、渡辺一男訳、小沢修司解題 2007. 『ベーシック・インカム：基本所得のある社会へ』現代書館.
- 小沢修司. 2002. 『福祉社会と社会保障改革：ベーシック・インカム構想の新地平』高菅出版.
- 吾郷健二. 2003. 『グローバリゼーションと発展途上国』コモンズ.
- ジュタン、ブリュノ著、和仁道郎訳 2006. 『トービン税入門：新自由主義グローバリゼーションに対抗するための国際戦略』社会評論社.
- スペンス、トーマス著、四野宮三郎訳. 1982. 「人間の真の権利」 T. スペンス [ほか] 著、四野宮三郎訳 1982. 『近代土地改革思想の源流』御茶の水書房、pp. 1-15.
- ダグラス、C.H. 著、岩村忍訳. 1929. 『信用機関の社会化』中央公論社.
- 武川正吾. 2008. 「21世紀社会政策の構想のために：ベーシック・インカムという思考実験」 武川正吾編著『シティズンシップとベーシック・インカムの可能性』法律文化社.
- 田村哲樹. 2010. 「ベーシック・インカム、自由、政治的実現可能性」 宮本太郎編『自由への問い 2：社会保障：セキュリティの構造転換へ』岩波書店、pp. 146-170.
- ドゥウォーオーキン、ロナルド著、小林公他訳. 2002. 『平等とは何か』木鐸社.
- パリス、P. ヴァン著、後藤玲子、齋藤拓訳. 2009. 『ベーシック・インカムの哲学：全ての人にリアルな自由を』勁草書房.
- フィッツパトリック、トニー著、武川正吾、菊地英明訳. 2005. 『自由と保障：ベーシック・インカム論争』勁草書房.
- フリードマン、ミルトン著、熊谷尚夫・西山千明・白井孝昌訳. 1975. 『資本主義と自由』マグローヒル好学社.
- フリードマン、ミルトン、フリードマン、ローズ著、西山千明訳. 1980. 『選択の自由』日本経済新聞社.
- フーリエ、シャルル著、安谷寛一訳. 1930. 「団体的社会主義要綱」 フーリエ、シャルル・ブルドン著、安谷寛一・石川三四郎訳. 1930. 『団体的社会主義要綱・労働階級の政治的能力』春秋社.
- ペイン、トマス著、西川正身訳. 1971. 『人間の権利』岩波書店.
- ペイン、トーマス著、四野宮三郎訳. 1982. 「土地配分の正義」 T. スペンス [ほか] 著、四野宮三郎訳『近代土地改革思想の源流』御茶の水書房、pp. 151-77.
- ミル、J.S. 末永茂喜訳. 1959. 「経済学原理」(二)岩波書店.
- 山森亮、2009. 『ベーシック・インカム入門：無条件給付の基本所得を考える』光文社.

- Ackerman, Bruce A. 1980. *Social Justice in the Liberal State*. Yale University Press.
- Ackerman, Bruce and Alstott, Anne. 1999. *The Stakeholder Society*. Yale University Press.
- Ackerman, Bruce and Alstott, Anne. 2006. 'Why Stakeholding?' in Wright, Erik Olin (ed.) *Redesigning Distribution : Basic Income and Stakeholder Grants as Cornerstones for an Egalitarian Capitalism*. London : Verso.
- Atkins, Anthony B. 1998. *Poverty in Europe*. Oxford : Blackwell.
- Anderson, Elizabeth. 1999. 'What is the Point of Equality?,' *Ethics* 109, pp. 287-337.
- Arneson, Richard J. 1989. 'Equality and Equal Opportunity for Welfare,' *Philosophical Studies*, 56, pp. 77-93.
- Barry, Brian. 1996. 'Real Freedom and Basic Income,' *Journal of Political Philosophy*, 5 (3), pp. 242-76.
- Barry, Brian. 2003. 'Real Freedom and Basic Income,' in Reeve, Andrew and Williams, Andrew (eds.) *Real Libertarianism Assessed : Political Theory after Van Parijs*. Basingstoke : Palgrave Macmillan, pp. 53-79.
- Bell, Daniel A. and Piper, Nicola. 2005 'Justice for Migrant Workers? The Case of Foreign Domestic Workers in Hong Kong and Singapore,' in Kymlicka, Will and He, Baogang (eds.), *Multiculturalism in Asia*. Oxford University Press, pp. 196-222.
- Block, Fred and Somers, Margaret. 2005. 'In the Shadow of Spenshamland : Social Policy and the Old Poor Law.' in Widerquist, Karl (et.al. eds.) *The Ethics and Economics of the Basic Income Guarantee*. Aldershot : Ashgate Publishing Limited.
- Carling, Alan. 1992. 'Just Two Just Taxes,' in Parijs, Philippe Van (ed.) *Arguing for Basic Income : Ethical Foundations for a Radical Reform*. London : Verso, pp. 93-98.
- Charlier, Joseph. 2004. 'Solution of the Social Problem or Humanitarian Constitution, Based upon Natural Law, and Preceded by the Exposition of Reasons (1848),' in Cunliffe, John and Erreygers, Guido (eds.) *The Origins of Universal Grants : An Anthology of Historical Writings on Basic Capital and Basic Income*. Basingstoke : Palgrave Macmillan.
- Clark, Charles Michael Andres. 2002. *The Basic Income Guarantee : Ensuring Progress and Prosperity in the 21st Century*. Dublin : Liffey Press.
- Dworkin, Ronald. 1977. *Taking Rights Seriously*. Harvard University Press.
- Dworkin, Ronald. 1981. 'What is Equality ? Part 1 : Equality of Welfare & Part 2 : Equality of Resources.' *Philosophy and Public Affairs*, 10(3,4), Summer and Fall, pp. 185-246, 283-345.
- Ferry, Jean-Marc. 1995. *L'Allocation Universelle. Pour un Revenu de Citoyen-nete*. Paris : Cerf.
- Ferry, Jean-Marc. 2000. *La Question de l'Etat Europeen*. Paris : Gallimard.
- Friedan, Betty. 1963. *The Feminine Mystique*. Norton.
- Goodin, Robert E. 1992. 'Towards a Minimally Presumptuous Social Welfare Policy,'

参考文献

- In Parijs, Philippe Van (ed.) *Arguing for Basic Income*. London : Verso.
- Groot, Lock and Veen, Robert van der. 2000. 'Clues and Leads in the Debate on Basic Income in the Netherlands,' in Groot, Lock and Veen, Robert van der (eds.). *Basic Income on the Agenda : Policy Objectives and Political Chances*. Amsterdam University Press.
- Habermas, Jürgen. 1973. *Legitimationsprobleme im Spätkapitalismus*. Frankfurt am Main : Suhrkamp.
- Hare, Richard M. 1985. 'Justice and Equality,' in Pojman, Louis P. and Westmoreland, Robert (eds.) *Equality : Selected Readings*, Oxford University Press, 1997. pp. 218-228.
- Healy, Sean and Reynolds, Brigid. 2000. 'From Concept to Green Paper : Putting Basic Income on the Agenda in Ireland,' in Groot, Lock and Veen, Robert van der (eds.). *Basic Income on the Agenda : Policy Objectives and Political Chances*. Amsterdam University Press.
- Hooks, Bell. 1984. *Feminist Theory : From Margins to Center*. Boston : South End Press.
- Hum, D. and Simpson, W. 1992. 'Demogrant Transfers in Canada and the Basic Income Standard,' *Basic Income Research Group Bulletin*, No. 15, pp. 9-11.
- Iida, Fumio. 2007 "Is Multiculturalism Compatible with Minority Politics?" *Kobe University Law Review*, No. 41, pp. 1-16.
- Iida, Fumio 2009. 'Towards a Liberal Theory of Returns : 3-17 Immigrants and Emigrants' Annual Meeting of the American Political Science Association, September 3rd-September 6th, 2009. Toronto, Canada.
- Jordan, Bill. 1992. 'Basic Income and the Common Good,' in Parijs, Philippe Van (ed.) *Arguing for Basic Income*. London : Verso.
- Kymlicka, Will. 1995. *Multicultural Citizenship : A Liberal Theory of Minority Rights*. Oxford : Clarendon Press.
- Kymlicka, Will and Keith Banting (eds.). 2006. *Multiculturalism and the Welfare State : Recognition and Redistribution in Contemporary Democracies*. Oxford : Oxford University Press.
- Levine, Robert A. and Watts, Harold (et. al.) 2005. 'A Retrospective on the Negative Income Tax Experiments : Looking Back at the Most Innovative Field Studies in Social Policy,' in Widerquist, Karl, Levis, Michael Anthony and Pressman, Steven (eds.) *The Ethics and Economics of the Basic Income Guarantee*. Ashgate.
- McKay, A and Van Every, J. 1995. *Thoughts on a Feminist Argument for Basic Income*, Department of Economics, Discussion Series no. 27, Glasgow Caledonian University.
- Meade, James E 1948. *Planning and the Price Mechanism*. London : George Allen & Unwin.
- Meade, James E 1995. *Full employment regained ? : An Agathotopian Dream*. Cambridge University Press.

- Nielsen, Kai. 1985. *Equality and Liberty : A Defense of Radical Egalitarianism*. Rowman & Allenheld.
- O'Connor, James. 1973. *The Fiscal Crisis of the State*. London : St. James.
- Okin, Susan Moller with respondents 1999. *Is Multiculturalism Bad for Women ?* Princeton University Press.
- Pahl, J. 1989. *Money and Marriage*. London : Macmillan.
- Parijs, Philippe Van 1995. *Real Freedom for All : What (if Anything) Can Justify Capitalism ?* Clarendon Press, Oxford.
- Parijs, Philippe Van. 2000. 'The Ground Floor of the World. On the Socio-Economic Consequences of Linguistic Globalisation' *International Political Science Review*, 21(2), pp. 217-233.
- Parijs, Philippe Van 2002. 'Does Basic Income Make Sense as a Worldwide Project ?' *IXth Congress of the Basic Income European Network, International Labour Organisation, Geneva, 12-14 September*.
- Parijs, Philippe Van. 2003. 'Hybrid Justice, Patriotism and Democracy : a Selective Reply,' in Reeve, Andrew and Williams, Andrew (eds.) *Real Libertarianism Assessed : Political Theory after Van Parijs*. Basingstoke : Palgrave Macmillan, pp. 201-216.
- Parijs, Philippe Van. 2006. 'Basic Income : A Simple and Powerful Idea for the Twenty-First Century,' in Wright, Erik Olin (ed.). *Redesigning Distribution : Basic Income and Stakeholder Grants as Cornerstones for an Egalitarian Capitalism*. London : Verso.
- Parijs, Philippe Van. 2008. 'Linguistic Justice for Europe, Belgium and the World,' in Raymaekers, Bart (ed.) *Lectures for the XXIst Century*, Leuven : Leuven University Press, pp. 13-36.
- Parijs, Philippe Van. 2010. 'From Basic Income to Linguistic Justice (And Back).' Handout presented at the *Second Workshop with Professor Philippe Van Parijs*, Ritsumeikan University, January 25.
- Purdy, D. 1988. *Social Policy and the Labour Market*. London : Macmillan.
- Rawls, John. 1971. *A Theory of Justice*. Harvard University Press.
- Rawls, John. 1988. 'The Priority of Right and the Ideas of the Good.' *Philosophy and Public Affairs* (17), pp. 251-76.
- Rhys-Williams. 1953. *Taxation and Incentive*. London : William Hodge.
- Robeyns, Ingrid 2000 'Hush Money or Emancipation Fee ? : A Gender Analysis of Basic Income,' in van der Veen, Robert and Groot, Loek (eds.) *Basic Income on the Agenda : Policy Objectives and Political Chances*. Amsterdam : Amsterdam University Press, pp. 121-136.
- Spence, Thomas 2004 'The Rights of Infants (1797),' in Cunliffe, John and Erreygers, Guido (eds.) *The Origins of Universal Grants : An Anthology of Historical Writings on Basic Capital and Basic Income*. Basingstoke : Palgrave Macmillan.

■ 参考文献

- Standing, Guy. 1992. 'The Need for a New Social Consensus,' in Parijs, Philippe Van (ed.) *Arguing for Basic Income*. London: Verso.
- Steiner, Hillel. 1992. 'Three Just Taxes,' in Parijs, Philippe Van (ed.) *Arguing for Basic Income: Ethical Foundations for a Radical Reform*. London: Verso, pp. 80-92.
- Tobin, James. 1966. 'The Case for an Income Guarantee,' *The Public Interest*. No. 4, Summer. pp. 31-41.
- Tobin, James. 1972. *The New Economics: One Decade Older*, The Janeway Lectures at Princeton University, Princeton University Press, pp. 83-93.
- Van Trier, W. 1995. *Every One a King*. Katholieke Universiteit Leuven: Department Sociologie.
- Vanderborght, Yannick. 2005. 'The Basic Income Guarantee in Europe: The Belgian and Dutch Back Door Strategies,' in Widerquist, Karl (et.al. eds.) *The Ethics and Economics of the Basic Income Guarantee*. Aldershot: Ashgate Publishing Limited, pp. 257-281.
- Vanderborght, Yannick. 2006. 'Why Trade Unions Oppose Basic Income,' *Basic Income Studies*, Vol. 1(1), pp. 1-20.
- Veen, Robert van der and Parijs, Philippe van. 1987a. 'A Capitalist Road to Communism,' *Theory and Society*, 15, pp. 635-655.
- Veen, Robert van der and Parijs, Philippe van. 1987b. 'Universal Grants versus Socialism: Reply to Six Critics,' *Theory and Society*, 15, pp. 723-757.
- White, Stuart. 1997. 'Liberal Equality, Exploitation and the Case for an Unconditional Basic Income,' *Political Studies*, 45, pp. 312-26.
- Williams, Andrew. 2003. 'Resource Egalitarianism and the Limits to Basic Income,' in Reeve, Andrew and Williams, Andrew (eds.) *Real Libertarianism Assessed: Political Theory after Van Parijs*. Basingstoke: Palgrave Macmillan, pp. 111-135.

〈執筆略歴〉

飯田 文雄 (いいた ふみお)

神戸大学大学院法学研究科教授

専門は現代政治哲学、西洋政治思想史、福祉国家と平等の理論。

1986年東京大学法学部卒業。1986年東京大学法学部助手、1989年神戸大学法学部助教授、ハーバード大学政治学部客員研究員、オックスフォード大学法学部 academic visitor としての在外研究、1999年神戸大学法学部教授を経て、現在に至る。

主な論文には、「平等」(川崎修・杉田敦共編著『現代政治理論』有斐閣、2006年所収)、「運命と平等：現代規範的平等論の一断面」(日本政治学会編『平等と政治：年報政治学2006— I』所収)等がある。また、翻訳書として、ロバート・A・ダール著『政治的平等とは何か』(辻康夫氏・早川誠氏との共訳、法政大学出版局、2009年)がある。

ポスト福祉国家の時代における
共生社会の可能性とベーシック・インカム論

2010年11月

発行 ■ 財団法人全国勤労者福祉・共済振興協会
〒151-0053 東京都渋谷区代々木2-11-17
ラウンドクロス新宿5階
TEL：03-5333-5126
FAX：03-5351-0421

印刷 ■ 株式会社プライムステーション

全労済協会「公募研究シリーズ」既刊報告誌

(所属・役職は発行当時です。)

- ⑮ 『高齢化及び人口移動に伴う地域社会の変動と今後の対策に関する学際的研究』2010年12月
研究代表者：日本大学生物資源科学部准教授 高橋 巖
- 700万人にも及ぶ団塊世代の定年リタイアが目前に迫るなか、定年後世代が、希望の持てる豊かな老後を送り、かつ安定的に地域社会を支えるための方策を探る。農村部の過疎が進むなかで、多様なI U J ターンの実態を明らかにするとともに、とりわけ有効と思われる「I ターン移住」について、事例を含め多面的に考察する。
- ⑭ 『日系人労働者は非正規就労からいかにして脱出できるのか ～その条件と帰結に関する研究～』2010年10月
茨城大学人文学部准教授 稲葉 奈々子、徳島大学大学院ソシオ・アーツ・アンド・サイエンス研究部准教授 樋口 直人
- 在日の南米出身日系人労働者のほとんどは非正規雇用であり、将来的に日本社会の底辺階層になりかねない状況である。本研究では非正規雇用から脱出できた人々に対する聞き取り調査を行い、脱出の条件について人的資本と社会関係資本の点から仮説を立てて検証する。対策としては、社会移動の可能性を確保する発想が重要であることを提言する。
- ⑬ 『デンマークの社会的連帯とワークライフバランス ～人生をマネジメントする～』2010年10月
愛国学園大学人間文化学部助教 熊倉 瑞恵
- 人生を主体的にマネジメントするという積極的なワークライフバランスの視点から、普遍的福祉国家と評されるデンマークの社会的連帯や、デンマークの仕事と生活の選択肢、マネジメント能力の形成等について、現地でのインタビューやEUの調査資料から検証し、日本の社会的連帯およびワークライフバランスの実現に向けた示唆を見出す。
- ⑫ 『社会的排除と高等教育政策に関する国際比較研究 ～高等教育の経済効果の視点から～』2010年9月
関西大学商学部教授 高屋 定美、武庫川女子大学共通教育部専任講師 西尾 亜希子
- 社会的排除対策の意義を検討し、格差是正手段と考えられる教育がどのような役割を果たせるのか、高等教育の経済効果の視点から探求する。特にEU諸国で教育と労働の関係がどのような実態にあるか、EUの雇用戦略と位置づけられるデンマークの黄金の三角形：フレキシキュリティモデルを中心に検証し、日本社会への適用可能性を探っていく。
- ⑪ 『社会連帯型人材育成モデルの構築に当たって
～日本とフィンランドにおける人材育成システムの社会的役割に関する比較研究～』2010年4月
北海道大学高等教育機能開発総合センター准教授 亀野 淳
- 人材育成における社会的連帯モデルについて、その先進的モデルとしてフィンランドの取組みを検証する。インタビュー調査等により、教育機関、企業、行政、労働組合等の各機関の連携による社会全体での人材育成モデルを明らかにする。そして、企業内教育を中心とした日本の人材育成モデルの今後の方向性・あり方について検討する。

- ⑩ 『NPOにおける若者の就労支援に関する調査研究「生きる価値の再構築」
～NPOで働く若者からはじまる市民社会の創造～』2010年2月
認定特定非営利活動法人チャイルドライン支援センター事務局長 加藤 志保、事務局次長 林 大介
- 社会的な閉塞感のなかで、NPOの活動により課題に向き合おうとする若者たちがいる。しかし、NPOにおいて若者たちの生活が保障されるだけの雇用・就労の条件が整えられることは並大抵のことではない。雇用・就労の現状と将来への展望についてのヒアリング調査により、次世代の活躍の場としてNPOが展開しうる可能性を提示する。
- ⑨ 『地域間格差縮小政策の貧困削減効果 ～「賃金構造基本統計調査」による検証～』2009年12月
九州大学大学院経済学研究院講師 浦川 邦夫、同志社大学経済学部教授 橋本 俊詔
- 現在我が国では、経済格差や貧困を削減する効果的な政策の必要性がますます高まっている。しかし、現状の社会保障制度だけでは効果は万全ではなく、地域の雇用環境や教育環境などのマクロ的な要因が地域間格差に影響を及ぼしていると考えられる。地域間の賃金所得格差を検証し、格差縮小政策の貧困削減効果をシミュレーション分析により検討する。
- ⑧ 『土地・資産をめぐる格差と社会保障及び関連政策（都市・住宅・コミュニティ政策）の展望』2009年3月
千葉大学法経学部教授 広井 良典、准教授 大石 亜希子、千葉大学大学院 加藤 壮一郎
- 格差の議論はフロー所得面に注目して論じられてきたが、親等から引き継ぐ土地などのストック資産面での議論は極めて重要な意味を持つ。全国自治体アンケート調査等により土地・住宅などの現状・政策を分析し、更に国際比較により日本の特徴と課題を浮き彫りにする。そして今後の社会保障政策及び都市・土地・住宅政策等のあり方を提案する。
- ⑦ 『転職経路が機会の不平等性・所得格差に与える影響』2009年1月
同志社大学大学院社会学研究科博士後期課程 森山 智彦
- 公共職業安定所はサービスを多様化し、民間の人材紹介企業数も急増するなど、転職環境は急激に変貌を遂げている。転職経路の拡大および選択肢の多様化は、転職者の所得格差や機会の平等にどのような影響を与えているのか？ 企業調査と転職経験者の個人調査を通じて、転職市場に対して転職経路が及ぼす影響、その棲み分けの実態を分析する。
- ⑥ 『就業形態の多様化と社会保険の適用状況に関する国際比較』2008年11月
成蹊大学経済学部准教授 丸山 桂
- パート労働者など非正規労働者の社会保険適用状況、未納・未加入状況を諸外国との比較を通じ、同じ問題に諸外国がどのように対応してきたのか国際比較の中から社会保険制度の制度設計などを提言する。また、「被用者年金一元化法案」における非正規労働者の厚生年金適用拡大案の問題点と影響についても検討する。
- ⑤ 『勤労女性の生活と介護の両立支援に関する研究 ～地域コミュニティ機能促進を目指して』2008年7月
筑波大学大学院准教授 橋爪 祐美
- ④ 『地域リーダー像に関する研究 ～地域コミュニティの再構築を担う人材育成のために』2007年9月
(財)連合総合生活開発研究所研究員 麻生 裕子、後藤 嘉代、会田 麻里子
- ③ 『地域経済社会の活性化に及ぼす文化活動の効果とその方策に関する研究』2007年9月
東京藝術大学音楽学部教授 枝川 明敬

全勞濟協會